

旧ソ連におけるペレストロイカと所有制改革

藤 田 勇

序 説 問題の諸前提

(一)一九九一年、旧ソ連の社会主義体制はその連邦制国家システムとともに崩壊した。それとともに、ペレストロイカもまた終焉を迎えた。後者については、社会主義体制解体がその「秘められた」企図だったのだから、事態はその「完成」といべきだとの見方もあり、他方、旧体制の崩壊によってそれは本格的に「はじまる」のだという主張もある⁽¹⁾。しかし、「ペレストロイカ(建て直し)」は、ゴルバチョフ流のいい方をかりれば「社会主義的選択の枠内で」ソ連社会の構造転換を図る政策体系またはその実現過程を含意する用語として、そのかぎりで有意味な、特定の歴史現象を表現する用語として世界に流通したものであって、そのようなものとしてはペレストロイカは挫折し、歴史に跡をとどめることになったもの、と思われる。という場合、この政策体系が体系としての程度熟していたか、あるいはそれが当初からほんとうに「社会主義の刷新」に相応しいものであったか、といった問題が存することを否定するものではない。またそれが一定の段階で性格転換をとげることも事実である。それらを含むペレストロイカ史全体の分析

は筆者の今後の課題である。しかし、一応はそれを右のような性格をもつものとして押さえることによってはじめ、その登場過程、その性格転換と終焉の過程、総じてその複雑で波乱に満ちた行程を分析することができるであろう。本稿はこうした前提でペレストロイカの重要な一断面を跡付けようとするものである。

(二)ところで、旧ソ連で公式にペレストロイカの始点とされていたのは、一九八五年四月のソ連共産党中央委員会総会である。だが、この時点でのペレストロイカは、経済発展の「加速化(ускорение)」のための経済管理メカニズムの改革を主要内容としていた⁽²⁾。それが「社会生活のあらゆる領域」にわたる改革のシンボル用語として、社会体制のラディカルな「民主主義化」の路線として公式にうちだされるのは、八七年一月の中央委員会総会の時である⁽³⁾。「民主主義化」は、経済の領域では、まずは経済「管理」のそれ、企業管理Ⅱ経営において労働集団をその「主体」として復位させる路線、あるいは「社会主義的商品生産者」として位置付ける路線として語られる。だが、やがて勤労者諸個人・諸集団を財貨の「所有主体」とすることによる「市民社会」形成が強調されるようになる。こうして旧体制の基礎構造をなしていた所有諸関係の秩序の根本的改革が前面に浮上してくる。それはほぼ八八年の協同組合法制定時に見合っているが、同時に、ソ連共産党第一九回協議会(一九八八年五月)が政治体制の民主主義化の諸テーゼ(「社会主義的「な意見の」プルーラリズム」、「社会主義的法治国家」、「社会主義的自治」等のタームで語られる)を承認する過程と照応している。本稿で用いる「所有制」という用語は、所有諸関係の秩序を、主としてはその法制的表現をさすが、当然のことながら、その改革はすぐれて政治的性格をもっていた。

むろん、所有制問題そのものは、旧体制の改革問題そのものと同様、久しく論議の対象となってはきた。旧来の所有制は、一口でいえば、経済諸活動の行政的・指令的管理を内実としてもつ生産手段の国家所有を基軸とするもので、いま一つの生産手段所有形態である協同組合的所有形態もこれに従属的に編成されていた。今日しばしば「全面的国

「家化」と特徴づけられるこの所有制の原型が一九三〇年代にソ連において造型され、その後「社会主義的所有」制のモデルとして普遍化されるにいたったものであることは、いうまでもない。この間の事情についていまま少し説明を加えておこう。

(三) 社会主義思想・運動史における基軸的構想が資本家的私的所有の変革にあつたことはいうまでもないが、この変革をめぐる諸思想の対抗の中で、二〇世紀初頭においては、資本家的生産諸関係の総体という意味での私的所有の廃止とこれにもとづく階級の廃絶を歴史的に必然の道として展望するマルクス主義が社会主義運動の主導権を握るにたつていた。だが、私的所有の廃止の結果として形成される所有諸関係のありようについては、ロシア革命以前においては、なお一般的・抽象的に語られてきたにとどまる。マルクスは、それについて、一般的には、「結合」(ないし「連合」)した生産者たちによる生産手段(生産の諸条件)の *Gemeineigentum*, *Gemeinbesitz*, *genossenschaftliches Eigentum*, *gesellschaftliches Eigentum* といった概念を用いてこれを説明している。のちにマルクス主義者のあいだで一般化するのには、このうちの *gesellschaftliches Eigentum* (社会的所有)である。これらの概念で表現される生産手段の共同的占有≡所有≡領有関係を基礎として「個体的所有 *individuelles Eigentum*」が再建されるとマルクスが語ったことも周知の通りである。ここには、ロシア革命以来一般化されてきた「国家的所有」という概念はない。

もつともマルクスにおける「社会的所有」諸関係は、生産者たちの「国民的規模」(国際的結合へと展開する)での結合社会 (*Assoziation—Genossenschaft* 的 *Gesellschaft*) による生産手段の共同的領有、生産の共同的制御(計画)の関係を示していること、そうして、革命的過渡期においては、ブルジョアジーから一切の生産手段を「支配階級として組織されたプロレタリアート」、つまり国家の手に移すことが不可避であると考えられていたこと(『共産党宣言』)に留意する必要がある。エンゲルスが生産手段をまずはじめに「国家的所有に転化する」(『反デュリング論』)といったのも、

この意味である。だが、これらの場合、国家の手に生産手段を移すのは、いわば国家が国家として行う「最後の独自の行為」とみられていたのであって、「諸 Genossenschaft の総体」による生産・領有関係へのすみやかな移行が想定されていたといえよう。⁽⁴⁾

生産手段の社会的所有への転化といった「一般的抽象的な定式」を「銀行や土地の国有化」といった「具体的な定式に翻訳」⁽⁵⁾することがはじめて迫られたのは、ロシア社会主義革命においてであった。⁽⁶⁾ といっても、そこでは、生産手段の社会化問題は、具体的諸条件のもとでの具体的革命政策の問題であるほかなかった。そうして、ロシアの後進的経済構造のもとで、また戦争・内戦による荒廃状況の中で、強力な「文明諸国」の対抗圧力を受けながら国民経済を再建し、社会主義経済の前提づくりを行うという困難な課題と取り組む過程で、「国家の所有」、「国家による管理」というシステムが確立されてくる。「広範な労働者大衆の管理への引き入れ」を強調しつつ。だがしかし、それはあくまでも過渡期の問題として扱われていたのであって、社会主義のもとでも国家所有が存続し、「社会主義的国家所有」といった概念が成立するという想定はなかったのである。

国家的所有が「社会主義的所有」の主導的形態として、「社会主義的国家所有」として概念化されるのは、三〇年代においてである。それは、激しい政治的路線闘争の中での「第二革命」、小商品生産ウクライドの社会化（農業集団化を中心とする）と重工業優先の工業化政策、経済外的強制をとまなう強蓄積政策が強行され、その所産としての「全一的社会化」のもとで行政的な集権的計画化システムが打ち立てられるのと軌を一にする。ネップ期に国有企業がもっていた一定の自立性も、労働組合がもっていた管理機関にたいする対抗機能も排除される。他方、農業協同組合「コルホーズ」も国家の行政的計画化に包摂され、協同組合的性格を失ってゆく。動員主義的な労働過程の組織化が進行する。ここに「行政的・指令的」計画経済の基礎構造が造形される。その上に権威主義的社会体制の「第一次構造」全

体が構築された⁽⁷⁾。むしろそこで商品・貨幣関係がゼロとなったわけではなく、またよく強調されるように「均等主義」的分配システムがとられていたわけでもない。「行政的・指令的」管理体系はそれからの逸脱傾向を予定し、それゆえにそれらにたいする厳格な制裁体系を装置していたのである。しかし、社会主義が市場原理とは相容れないものであることは堅く信じられていたのであって、商品・貨幣関係は、計画行政にとって利用できる「道具」以上のものとはされなかった。

ソ連において三〇年代に原型が造型された上述のような所有秩序は、第二次大戦後社会主義の道に入ることになった諸国に、「スターリン体制」の「国際化」の一環として、一定の偏奇をともなって導入し移植されることになった。だが、この体制の「国際化」の過程で生じた摩擦は、早くもユーゴスラビアにおいて国家管理体制批判を呼びおこす。そこでは一九五〇年代に労働者自主管理システムへの移行がはじまり、「国家的所有」が社会主義原理に反するものとして否定されて、独特の「社会的所有」が主導的概念となった。スターリン批判後六〇年代になると、すでに経済成長のブレーキとなりつつあるものとして自覚されてきた「行政的・指令的」经济管理の改革が各国で課題とされるにいたり、改革原理として、「市場」と「自主管理」の要素の導入がクローズアップされる。一九六八年のチェコスロヴァキアの再生運動ではこれが経済改革の柱となっていた。この運動の挫折にもかかわらず、ユーゴスラビアを含めて各国でさまざまな形態・レベルで「市場メカニズム」をビルト・インする諸施策が試みられる。この点で最も注目されたのはハンガリーであった。しかし、これらの試みはすべて、生産手段の社会的所有、具体的には国家的所有を基礎構造として維持した上での、その内部構造の改革、そのかぎりでの所有秩序の改革の試みであった。それらは挫折を経験する。ソ連の一九六五年経済改革⁽⁸⁾もその線に沿うものであったが、極めて不徹底な改革で、「行政的・指令的」管理メカニズムを変えることはできなかった。それにもかかわらず、この時期、いわゆるブレジネフ的「停滞期」

に、その後の「市場への移行」路線の土壤が育つてゆく。一方では、六〇年代経済改革の挫折経験がより急進的な改革路線（その提起を可能とする政治的条件が与えられたとき）の追求を促したという意味で、他方では、この間に「脱社会主義」志向の社会的勢力が現実に生成してきたという意味においてである。これについては、のちにあらためて触れる。

(四)さて、本稿で考察する所有制改革は、上述のような歴史的に造形された所有諸関係の秩序を社会主義的所有の「奇形化(Деформация)」とする認識を前提とし、いわば「全人民的所有諸関係の秩序」の「形成(становление)」を目指すものとして提起される⁽⁹⁾。だが、そうして開始される改革は、一九八九年から九〇年にかけて重大な転機を迎え、やがて「脱国有化または脱国家化(разгосударствление)」、「私有化(приватизация)」(これらの概念の法制上の意味については第三章の二を参照)路線へと転化してゆく。そのかぎりでは、所有制改革は、ペレストロイカの柱としてはじめられながら、ペレストロイカを超えて進行する。それとともに、ペレストロイカはその固有の意味を喪失し、終焉へと向かう。この過程を追うのがここでの目的である。

といっても、本稿にはさまざまな限界がある。第一は、対象としての過程がいまだ未完であることからくる限界である。ここには、これにかかわる資料的制約の問題も含まれる。それにもかかわらず一定の整理を試みるのは、諸過程の現到達段階が一応の中間的なりまとめを必要とする段階だと考えられるからである。第二は、ここでは、所有制改革のうち土地所有および住宅所有の問題を基本的考察対象からはずしてある。これは研究作業の時間的制約によるもので、いずれ補うことにしたい。第三は、政治過程との連関の分析がいまだ充分にはできないことからくる限界で、これは時間的制約の問題にとどまらない。本稿の中間報告的性格を示すものである。むろん実態分析の点に充分射程をのばすことができているという限界があるが、これは本稿の中間報告的性格をこえる問題である。

- (1) См. Лев Тимофеев, В России нет социальной основы для демократии, Независимая газета (以下 НГと略す), 1992.2.1.: Гавриил Попов, Тулик тоталитарного социализма и перспективы развития, НГ, 1992.3.13.
- なお、ペレストロイカの終焉については、藤田勇「ペレストロイカ、その変質・崩壊とロシア革命」、(神奈川大学評論業書『国家の変容』、御茶の水書房、一九九二年所収) 参照。
- (2) См. М. С. Горбачев, Избранные речи и статьи, М., 1985, стр. 13.
- (3) См. Материалы пленума ЦК КПСС, М., 1987, стр. 15-16, 24 и сл. その前に八六年七月三十一日のハバロフスク地方党組織活動者会議でゴルバチョフはこの主旨を述べ、ペレストロイカを革命と同義としたのはよく知られている。М. Горбачев, Перестройка неотложна, она касается всех и во всем, Правда, 1986.8.2.
- (4) 以上については、藤田勇『近代の所有観と現代の所有問題』(日本評論社、一九八九年)、第四章を参照。
- (5) Ленин, Соч., т. 27, стр. 114. (大月書店版レーニン全集、二七巻、一三七頁)。
- (6) それまで、マルクス主義政党的綱領(ドイツ社会民主党エルフルト綱領、ロシア社会民主労働党第一次綱領)では、最大限綱領として生産手段の社会的所有への転化がうたわれるにとどまっていた。ただ、より立ち入った考察が試みられる場合には、たとえばカウツキーのように、「国家的所有、自治体所有、協同組合的所有への移行という社会化の形態が想定されていたといつてよいであろう(K. Kautsky, Die soziale Revolution, 1902, S. 10)。「工場は労働者へ、土地は農民へ」といったスローガンは生産手段の社会化に反する「アナルコサンジカリスト的」要求と彼はみていた(Die Diktatur des Proletariats, 1919, S. 52-53.)。レーニンはこのカウツキーの主張がロシア革命の現実、すなわち工場の労働者管理や農民的土地所有確立の路線、にむけられている点ではこれを「ペテン師的な解釈」として批判したが、一般に生産手段の労働者諸グループや農民諸個人の所有への転化を社会主義的なものとみないというかぎりでは同様な考えであったとみてよい(См. Ленин, Соч., т. 28, стр. 292.レーニン全集、二八巻、三三七頁参照)。
- (7) 「ソビエト型社会II政治体制」の「第一次構造」と「第二次的形成物」という分析視角については藤田勇「現存社会主義体制の歴史的位位置」(藤田編『権威的秩序と国家』、東京大学出版会、一九八七年)を参照されたい。
- (8) この経済改革については、藤田勇『ソビエト法史研究』(東京大学出版会、一九八二年)第三部VIII「ソ連における経済改革と法」を参照されたい。なお、旧社会主義諸国の経済改革についての筆者の考え方については、「社会主義諸国の経済改革について」(経

濟、一九八八年五月号)を参照されたい。今日の時点では再検討を要する点もあるが。

(6) См. Всесоюзная научная конференция "проблемы социалистической собственности", Вопросы экономики, No. 4, 1989, стр. 83; Право собственности в СССР, М., 1989, стр. 5.

第一章 ペレストロイカにおける所有制改革のメタモルフォーゼ——そのI「社会主義的所有の多様な形態」段階

(一) 所有制改革の諸段階

序説でのべたように、旧ソ連における所有諸関係の秩序、すなわち所有制の改革は、ペレストロイカの基本戦略として登場し、次いで性格転換を遂げつつペレストロイカを超えて進行することになるのであるが、その過程は、大きくいつてつぎの三つの段階に分けることができる。

第一の段階は、「社会主義の刷新」路線としての所有制改革というべき性格をもち、「社会主義的所有の奇形化の克服」あるいは「社会主義的所有の多様な形態」という方向に収斂される段階で、その端緒を含めていえば一九八六年から、本格的問題提起の時点からいえば八八年から八九年にかけての時期とみておく。第二の段階は、「社会主義的所有の多様な形態」という規定から「社会主義的」という形容詞が除去され、それが私的所有の合法化を前提とする「所有形態の多様性」規定に転化する段階、所有制改革が「脱社会主義」路線としてのそれに転化する段階であり、八九年後半から九〇年前半にかけての時期が一応これにあたりとみられる。第三の段階は、たんに私的所有が合法化されるにとどまらず、国家的所有(さらにはコルホーズ的所有)の解体と私的経済セクターの創出を推進する「脱国有化」・「私有化」路線が全面的に展開される段階であり、九〇年夏以降の時期がそれにあたる。この路線の展開過程については、九一年八月政変およびその帰結としての一二月異変⁽¹⁾を境として、その前後を区別してみる視点も必要であるが、

九二年夏までの過程をフォローする本稿では、一応それまでを一括して扱うことにし、今後の展開の諸帰結をみたうえで、将来あらためてこの問題に立ち帰ることにしたい。

一応このように段階区分を試みることができると考えるが、短い期間における改革路線の推転なので、それぞれの「段階」の内容に交錯状態がみられ、三つの段階はある程度重なりあっている。それにもかかわらず、過程の複雑で屈折した構造を分析するためには、仮設としてこうした段階区分をしておく必要がある。このうちとくに重要なのは、第一段階から第二段階への改革の性格転化であって、第二段階から第三段階への推転も重要であるが、それはある程度は類似的性格の事物の発展過程の段階差とみることもできる。そこで、第二段階への転化以降は章をあらためて叙述することにする。

さて、所有制改革の第一段階は、所有諸関係の「国家化」といわれる従来の所有制を平等な地位をもつ「社会主義的所有の多様な形態」に転換させる方向に収斂される段階であるが、この路線をかなり集約的に表現していると思われるのは、それがそのようなものとして浮上する八八年の一〇月に行われた「社会主義的所有の諸問題」をテーマとする全ソ学術大会での基調報告（ソ連科学アカデミー経済研究所報告）である。その要約をかりていえば、所有諸関係のペレストロイカの課題はそこではつぎのようにとらえられている。第一は「全人民的所有諸関係の形成（становление）」であり（これが「最も本質的なもの」とされる）、そこには、企業（全人民的所有）の経済的独立性と自主管理システムの確立、アレンダ（аренда—賃貸借）関係の展開、「持分的関係（наемные отношения）」（その「株式会社的」形態）の導入などが含まれる。第二は、協同組合的所有諸形態および「個人的勤労活動（индивидуальная трудовая деятельность）」と結びつく所有諸形態の発展、第三は「全人民的所有の枠内での地域的所有」（自治体所有）と社会团体所有（それらは「社会主義的所有の派生形態」とされる）の発展である。これらにより、「勤労者の所有関係からの事実上の隔離」としての「社

会主義的所有関係の奇形化」を克服し、勤労者の「所有者としての地位」を現実のものとするのがペレストロイカの課題とされている。そうした課題把握にいたる所有制改革の端緒の一つは、一九八七年の国有企業法である。

(二) 国有企業改革

一九八五―八六年にはじまる経済改革の主たる路線は、経済成長の加速化というそれ以前からの路線を強調しながら、经济管理メカニズムのペレストロイカを、一方では「経済的方法」、「完全経済計算制」といった概念で表示される市場メカニズムの導入、他方では企業の労働集団に「社会主義的財産の集団的主人公」たる自覚をもたせるための自主管理的要素の導入、という方向で行うという形で示されていた。いいかえれば、国有企業の経営上の自立性を高め、そこでの労働集団を経営上の権限を分与された「社会主義的商品生産者」とするという方向で構想された。この構想を立法化したのが八七年の国有企業法（Закон СССР о государственном предприятии (объединении)）であり、同年二月に草案が公表されて議論が行われたのち六月二三日に採択、八八年一月一日から施行された。

この国有企業法は、簡単に要約すると、次のような内容のものであった。⁽³⁾

- (1) まず企業、またはその労働集団は、「社会主義的商品生産者」（一条）として規定され、「完全経済計算制（полный хозяйствен）」・「資金自己調達制（самофинансирование）」原理で経営活動を行うものとされる。やや具体的にいえば、企業は、企業帰属財産（固定・流動資産）について処分権をもち（従来は管轄行政機関により制約）、資金調達は銀行信用によってまかなう（従来は国家予算配分に多く依存）。企業活動の計画は、国家の経済発展「構想」・プログラム、地域計画、年度目標数字・国家発注・「ノルマティブ」などの行政計画を基礎にするが、計画策定そのものの決定権は企業がつ（従来は上級管理機関の承認により確定）。企業間等の経済連関は、直接の契約を中心とし、国家発注（государственный заказ）をいれに絡めて構成する。価格は、集中価格・契約価格・自主価格の三本立てとする。収益は、国庫への支払

(固定ファンド支払、自然・労働資源支払——土地その他の自然生的生産手段の使用に有料制導入——、所得税)、銀行等信用機関への支払、上級管理機関への支払・控除を除き、企業が自由に処分できる。これが「完全経済計算制」の制度的内容である。

この「完全経済計算制」には、自由処分部分の構成の仕方により、二つのモデルがある。売上高から賃金ファンドを含む生産コストを引いて利潤額を確定し、そこから上記諸支払・控除を除いて自由処分部分を算出する第一モデルと、売上高から賃金ファンド以外の生産コストを引いて総収入を計算し、そこから諸支払・控除を除いて「ホズラスチョート(経済計算制)所得」とし、企業の自由な処分の対象とする(そこから賃金ファンドをつくる)第二モデルとの二つで、後者はリスクも大きい⁴⁾が物的刺激も大きいとされる。この第二モデルの構想をさらに拡大したのが、のちにみる企業貸貸制である。

(2) 新国有企業法のもう一つのポイントは、企業管理における労働集団の「自主管理(самуправление)」の導入である。これにより、企業の管理機関、労働集団評議会(совет трудового коллектива)と企業長は労働集団の選挙によって構成されることになり(企業長については上級機関の承認が必要)、また労働集団総会と同評議会は計画の審議・承認、労働協約・就業規則の承認その他企業管理上の重要問題を審議・決定する権限をもつことになった。他方、労働関係については、労働法改正(八八年二月五日)により、配転・整理解雇が容易となり、また「ストライキ法」(Закон СССР о порядке разрешения коллективных трудовых споров (конфликтов) — 八九・一〇・九)により集団労働紛争解決手続き(調停・仲裁手続き)の復活をみるにいたったことも付言しておきたい。

上記のような改革、つまり、企業の財産的自立性の強化とソビエト的労働集団自主管理の導入が、労働集団に直接的生産者の「所有者的地位」の顕在化という意味で国家的所有の内部構造に重要な変化をもたらすものであったこと

は、いうまでもない。だが、「市場メカニズム」の導入という経済改革の目標からみると、この改革には大きな限界があった。市場メカニズムの機能に不可欠な市場インフラストラクチャーの不備という基本条件の問題は別としても、かなりの比重を占める国家発注制と各種支払・控除の基準となるノルマティブ（基準指標）制は、従来のいわゆる指令的計画化のメカニズムの存続を支えることになったからである。このことが、社会主義的所有の内部構造刷新という路線を挫折させる重要な要因の一つとなるのである。

(三) 小営業奨励

ところで、時間的にはこれにやや先行しているが、政策としてほぼ同時に展開されはじめるのは、小規模営業活動の奨励である。所有形態からみればこれは「勤労的私的所有 (Трудовая частная собственность)」の一定の展開を許容するものであるが、ここではまだ「私的所有」概念は公然とは語られなかった。

ソ連における社会主義づくりは、それまで社会主義が資本家的工場制大工業の展開を基礎として構想されてきたという経緯もあって、私的資本家的所有の廃絶、小規模私的経営の共同化による所有と経営の社会的・集团的形態の創出の道歩んできた。小規模私的経営については、ソ連以外の国では比較的長期間存続をみとめられてきたし、とくに農業においてはポーランドとユーゴスラヴィアでは私的経営の存続が顕著であった。ソ連でも「個人的勤労活動」(憲法一七条)とよばれる個人経営が全面的になくなっていったわけではない。しかし、全体としてそれは縮小・消滅過程をたどるものと考えられてきたのである。状況は、一九八六年以降、小規模営業活動奨励政策によって一変する。

一九八六年一月一九日の「個人的勤労活動に関する法律」(Закон СССР об индивидуальной трудовой деятельности — 八七年五月一日施行)は、「商品とサービスにたいする社会的需要のより完全な充足」という目的に「市民の社会的有用活動への就業の向上」という目的をあわせて(前文)、諸個人が、自己の労働と家族員の労働にもとづき、家内手工業・

生活サーヴィス等の領域で商品生産・有料サーヴィス提供活動に従事することを奨励するものである。ここでは、雇用労働を用いること、不労所得をうることを目的とする営業は許されないという伝統的な「社会主義原則」がうたわれている(二条)。営業は許可制であり、許可される営業種目と禁止されるそれが列挙されているが(二二条―二〇条)、従来の個人営業許可制度に比べて許可業種が大幅に拡大されたことはいうまでもない⁽⁵⁾。ただ、この法律により「個人的勤労活動」を許可される者は、主として、家庭の主婦、身体障害者、年金生活者、学生といった「社会的生産」に従事していない者、国有企業・国家機関等広義の「社会的生産」従事者の場合は基本労働の余暇にこれを行う者にかざられ、とくに法令に規定のある場合にのみ「社会的生産」に従事していない「その他の市民」(例えば整理解雇対象者で新規就業未定の者)もこれに含まれるとされている(三条)。したがって、一定の生産手段の私的所有にもとづく営業といっても、その範囲は限られたものであった。

個人勤労活動法が各種の付属法規とともに施行される八七年には、これと並行して、一連の政府決定⁽⁶⁾によって、消費財生産と生活サーヴィス領域で「新型協同組合」を創出する政策が展開される。これは、国有企業や国家施設あるいはコルホーズ、社会团体などの所有・管理する資産・設備に依拠し、これを賃借(または使用貸借)して、「社会的生産」に従事していない者(前記個人勤労活動法の場合と同じ)のグループが小規模の組合をつくり、必要に応じて、契約(コントラクト)により「社会的生産」従事者(労働者、技術者、職員)の参加(勤務時間外労働)を求め、あるいは労働協定(Трудовое соглашение)で働く者を加えて、消費財生産・生活サーヴィス領域の営業を行うものであって、一面ではつぎの協同組合政策につながるものであるが、他面では小営業奨励政策の継続という意味をもっている(あわせて国有企業等の人員整理による解雇者の就業政策の意味をもつ)。いずれにしても、個体的所有と社会的所有の両面にわたる所有制変動の新しい契機が追加されてくるのである。

なお、小規模営業活動形態の発展という観点からみれば、国有企業・コルホーズなど社会化セクター内部において「グループ請負制」「生産請負制」あるいは「家族請負制」などの営業形態が奨励され、これが所有制にそれなりの変化をもたらしてきたことも考慮に入れる必要がある。これは、やがて積極的におしだされてくるアレンド（企業賃貸制）政策につながるものである。

(四) 協同組合的所有の展開

上述のように、ペレストロイカにおける経済改革は、まず一九八六—八七年段階で国有企業を中心とする「社会主義的所有」の内部構造の刷新と小営業諸形態の推進という方向ですすめられるが、八八年—八九年段階になると協同組合形態とアレンド（企業賃貸制）形態が前面におしだされ、ここにいたって「社会主義的所有の多様化」路線が明確にクローズアップされてくる。これを法制的に表現するのが、八八年五月二六日の連邦協同組合法（Закон СССР о кооперации в СССР）と八九年一月二三日の「ソ連邦および連邦構成共和国のアレンド立法の基本原則」（Основные законодательства Союза ССР и союзных республик об аренде）である。それらが八七年段階で先蹤形態をもっていたことについては、前述のとおりである。まず協同組合法からみてゆこう。

協同組合法の法案は、八八年三月六日の「ヘイズベスチア」紙に公表されたが、同月二三日に開会された第四回全連邦コルホーズ員大会でゴルバチョフが法案の理念について詳細な報告を行っている⁽⁷⁾。そこで強調されたのは、協同組合諸形態推進の新構想は、社会主義社会創造の道にかんするレーニンの構想を継承するものであり、スターリンによってこれが破棄されたのちに形成された行政的・指令的（または官僚主義的）経済運営原理を「革命的に改造」し、新しい経済運営原理を構築する、「ソビエト社会全体の発展の質的に新しい段階」への移行を表現するものである、という点であった。「経済計算的生産活動と人民の自主管理との結合」という経済運営原理——いいかえれば市場メカニズ

ムの導入——は新国有企業法と同一であり、また国有企業との緊密な連携も強調されたが、社会主義経済の全構造に
 とつての協同組合の意義の抜本的な捉え直しという点が新しいモメントであった。六月末の第一九回党協議会報告で
 は、これを「ラディカルな経済改革の基幹的方向の一つは協同組合運動の広範な展開である」と端的にのべている。⁽⁸⁾
 法案が可決された五月の連邦最高会議でのルイシコフの法案説明でも、「協同組合にかんするレーニンの理念の実現」
 が強調された。⁽⁹⁾したがって、協同組合発展政策が「社会主義の刷新」路線に即したものであったことは明らかである。⁽¹⁰⁾

このことは、同法第一章「社会主義的協同組合と国の経済におけるその位置」第一条「社会主義的社会関係の体系
 における協同組合」に明瞭に表現されている。そこでは、こううたわれている。「ソ連の政治・経済システムの条件の
 もとでは、国家的（全人民的）所有形態の主導的役割のもと、社会主義の可能性と優位性をより全面的に利用すること
 を…可能にする協同組合的所有形態は全面的発展をとげる。」もとより、新しい経済運営原理のポイントは市場システ
 ムのビルト・インにあり、協同組合形態はそれに適合的なものととらえられていたから、同条五項が「協同組合の活
 動…は、協同組合間ならびに協同組合と国有企業・国家組織とのあいだの経済競争（экономическое соревнование）、商品・
 仕事（работы）・サービス市場での競争（конкуренция）の発展を刺激する」役割を担うとしたのは、当然である。な
 お、当時は市場は「社会主義的市場」と概念化されることが多かった。

この法律によって、従来限られた領域に限定されていた協同組合を、農業、工業、建設、運輸、商業、社会給食、
 有料サービス領域その他の生産領域ならびに社会文化生活領域で設立できることになり、「法令によって禁じられ
 たものを除き、いかなる種類の活動にも従事しうる」⁽¹¹⁾（三条一項）こととなった。これら協同組合は、生産協同組合、
 消費協同組合、混合協同組合、独立協同組合、付設協同組合などにタイプ分けされるが、さきにみた「新型協同組合」
 も協同組合の一種としてこの法律に包摂された（四〇条）。

協同組合発展政策は、協同組合を「本来の」協同組合とするという理念にもとづいていた。したがって、協同組合は、国家から独立した、経済諸主体の自発的・契約的結合とされるにとどまらず、その所有関係が、持分的共同所有の性格をもつものとして、つまり組合財産は組合員の出資によって形成され、収益分配は、労働寄与によるものも持分出資に応じて行われ、脱退のさいや解散の場合には持分が個々の組合員の手に戻される、という形態をとるものとして規定されることになった（七、一三条、一五条の九〇・六・六改正）。これは、国有企業性格を強めていたコルホーズにも及ばされることになったが、しかし「コルホーズおよびその他の農業協同組合」については、持分的共同所有の性格をとる財産はその一部に限られ、他の部分は、解散のさいにもコルホーズ評議会の決定により他の農業企業に譲渡されるという構造が維持された（二六条⁽¹²⁾）。なお、この法律ではコルホーズにつき、農業における優越的企業形態であるとの規定が入っていたが、九〇年六月六日の改正⁽¹³⁾でこれは削除された。

ところで、協同組合経営の展開は、それが「本来の」協同組合の性格に反する性格をもつものとして展開するといふ重大な問題を露呈することとなった。

第一の問題は、協同組合が闇経済で蓄積された資本の合法化の舞台として機能することになり、これと関連して、流通部面での暴利商業の担い手として登場してきた、という点である。この点については、八九年一〇月一六日の協同組合法改正による価格規制、一〇月一七日の連邦最高会議決定による投機・買占規制等の政策的対応がなされている⁽¹⁴⁾。

第二に、前記の事情とも絡むのであるが、ここでの課題からみてより重要なことは、「社会主義的」経営形態として奨励された協同組合企業が雇用労働をとまなう私的（資本家的）企業に転化する傾向を示したことである。

協同組合法は、協同組合の活動が組合員の自己労働によって行われることを予定しているのであるが（三条二項）、

表1 1990年初頭の協同組合

Экономика и жизнь, 1991, No. 20. による

基本的事業種類	活動中の 協同組合数	従業者数 (協同者含む) 単位1,000
合計	245,356	6,098.2
大衆消費財生産	41,758	1,010.0
社会給食	4,614	44.5
商業	1,603	19.2
買付	5,261	52.6
生活サービス	27,632	420.8
二次原料調達・加工	3,207	87.9
建設	75,522	2,548.2
建設サービス上の設計・調査	4,383	125.9
企画・設計, 設置	4,950	143.7
科学研究	3,652	91.7
プログラミング, 情報サービス提供	3,960	77.2
農業	10,406	118.0
供給・販売	202	3.8
生産=技術製品製造	8,904	380.1
宿泊サービス (ホテル)	362	6.4
旅客輸送サービス	2,039	50.8
医療サービス	3,304	60.6
高齢者・身障者・病人・ 子供の介護	104	2.3
スポーツ・保健	1,723	25.5
美術・デザイン	4,755	64.5
余暇の組織	2,130	26.2
その他	34,885	738.3

※登録総数は229,400

同時に雇用政策の観点から、「協同組合は：商品の生産（作業・サービス）に追加的労働資源を引き入れ、また組合員でない市民が基本的労働の余暇に、契約原理で、協同組合の活動に参加する条件をつくりだす：」（四条二項）べきものとし、協同組合の「労働集団」は「自己」の労働によってその活動に参加する組合員ならびに労働契約（трудовой договор）によって協同組合で働く者」によって構成され

表 2 1989年末 モスクワの協同組合における就業者構造 (調査対象324組合)

Экономика и жизнь, 1990, No. 17. による

活動の種類	市の全協同組合に おける各種協同 組合の比率	従業者総数中の割合%		組合員1人 当たりの “契約労働 者”②の数 (人数)	“契約労働 者”の事実上 の比率が 非課税基準 を超過 (倍)	従業者総数 における協 同組合③の割 合(%)	全所得に 対する所得税 の事実上の 比率(%)
		組合員	労働協定① により働く 市民				
協同組合全体	100	44.1	55.9	1.27	2.2	45.0	7.0
内							
児童・身障者・高齢者介護	0.1	32.9	67.1	2.04	2.7	27.4	4.5
身障者・高齢者用特殊商品製造	0.2	26.1	73.9	2.83	3.0	53.5	4.0
自家製農産物生産・加工	0.3	56.6	43.4	0.77	1.7	37.9	4.2
住民の生活サービス	9.8	44.9	55.7	1.23	2.2	40.7	5.4
医療	2.5	29.1	70.9	2.44	2.8	60.8	5.4
児童・高齢者用用品生産	0.9	42.4	57.6	1.36	2.3	53.6	6.5
科学・技術労働	21.7	40.3	59.7	1.48	2.4	58.5	6.4
建設・修理	29.3	47.0	53.0	1.13	2.1	38.4	5.9
大衆消費財生産	12.2	46.3	53.7	1.16	2.1	36.5	9.3
社会給食	1.1	53.8	46.2	0.86	1.8	21.5	13.9
仲介(仲買い含む)サービス	1.8	55.4	44.6	0.81	1.8	38.6	10.2
興業	0.2	30.0	70.0	2.31	2.8	48.9	9.2
その他	19.9	42.7	57.3	1.34	2.3	47.2	7.7

① трудовое соглашение, ② договорник, ③ совместитель — ①は трудовой договор (労働契約) と同義に解されているので②と同様に雇用労働を意味する。

る(六条一項)と規定している(なお二五条一項、二項)。これに依拠して、雇用労働を用いて経営を行う「組合」が創設され、それが前記の暴利営業現象とも結びついて論議を呼ぶことになった。協同組合は「三人以上」の者で設立できるのであるが、三人の「組合」が一〇〇人の労働者を雇うということになると、これはれっきとした小資本家企業である。表2の平均値から見ると雇用関係の規模は零細であるが、個別的には雇用労働者五〇人以上、一〇〇人以上という注目を引く形態が出現したようである。調査統計にあらわれない現象も少なくないであろう。これを想定して、四〇条では「国家は、協同組合設立の外観のもとに雇用労働を用いて私的企業活動を行うために協同組合を利用するケースを防止する措置をとる」と規定しているが、有効な措置はとられなかった。この現象は、やがて展開されはじめる私有化政策の現実的背景の一つとなるのである。

(五) 賃貸企業制の展開

さて、協同組合形態の展開とならんで「社会主義的所有の多様化」のチャンネルとしてクローズアップされてくるのがアレンダ (аренда)、つまり国有企業の賃貸による営業形態である。協同組合発展政策がネップ期の「レーニンの」政策の再興という意味を付与されたのに似て、企業賃貸制も、一九二一年から二五年にかけての時期に一定の展開をみた制度の復活⁽¹⁵⁾という意味をもっている。それは、一方では、八〇年代初頭から形成された農業企業や建設企業内部での「グループ請負制」の延長としてペレストロイカ期に生成してくる「経営内賃借請負制 (внутрихозяйственный арендный подряд)」の発展形態⁽¹⁶⁾として、他方では、八七年国有企業法による「完全経済計算制・自主管理原則」および「経済計算制所得」方式の発展形態として、八九年段階で大々的に宣伝されるようになる。まとまった形での法的規制は、まず一九八九年四月七日の連邦最高会議幹部会令「ソ連邦におけるアレンダおよびアレンダ関係について」(Указ Президиума ВС СССР об аренде и арендных отношениях в СССР)、同日の連邦政府決定で承認された「アレンダ関係の経済的・組織的基本原則に関する規程」(Положение об экономических и организационных основах арендных отношений в СССР)によって行われ、ついで八九年一月二三日の「ソ連邦および連邦構成共和国のアレンダ立法の基本原則」で整備される⁽¹⁷⁾。

「アレンダ」制には、土地(およびその他の自然資源)の賃貸関係、個別の生産財や施設の賃貸関係が含まれ、コルホーズなどが賃貸人となる形態、また「経営内アレンダ」という独自の形態もあるが、ここでは財産総体としての国有企業のアレンダに限定する。そこでは「賃貸企業」という独自の経営形態が登場し、また独自の所有形態が形成される。つまり、国有企業(独立企業、合同の構成部分の区別は捨象)の労働集団が、賃借人(арендатор)組織を構成して

(基本原則一六条)所有者たる国家(その授權機関)と長期の貸借契約を締結し、当該企業の権利・義務関係を継承しつつ独立の経営活動を行い、賃料を払って収益を取得するという経営形態で、借入者集団となった労働集団(法人)は、生産物、収益金、独自に購入した財産、借入者集団労働集団メンバーの出資金、分離可能な改善設備、有価証券発行等による資金などの所有者となる(同上九、二二条)。これは、新種の「グループ所有」の形態であり、新種の経営者・所有者の成立である。

ところで、八九年四月の連邦最高会議幹部会令は、その前文において、アレングを「社会主義的経済運営の新しい進歩的形態」と規定していた。そうした規定は同年一月の「基本原則」ではなくなっている。ただ、国有貸借企業についてはこれを「社会主義的商品生産者」とし(一八条)、その管理は「社会主義的自主管理原則にもとづいて」行われると規定している(一九条)。これらは、当時進行していた「所有法」草案をめぐる論議(後述)とも関連して注目しておくべき点である。

八九年四月幹部会令の上記前文が一月法にはないという事情は、つぎの点とも関連していよう。その一つは借入者の範囲で、「基本原則」では新たに外国の法人、市民、政府、国際組織、外国法人の参加する国際経済団体が追加されている(五条)。もう一つは、貸借企業買取制の導入であって、借入者は、全償却期間の財産価値から算出される賃料全額の払込等の方法で貸借財産(固定資産)を買取り、企業を「集団企業」(労働集団所有の企業——後述)、協同組合、株式会社その他の会社に転換できる(労働集団の決定による)とした(二〇条)。これについては、法によって制限・禁止枠を定めることができるかとされているのであるが、「全人民的所有」の内部構造の重層化というモチーフから構想された企業貸借制が別の所有形態への転換の過渡形態となる方向がうちだされている。企業貸借制は、「国家セクターの基本的部分の脱国家化(разгосударствление)の主たる経済的道具となりうる」(全ソ企業借入者・企業家同盟第一回大会

での議長ペ・ブーニチの発言⁽¹⁸⁾）ことが期待されていたのであるが、そのさいの「脱国家「管理」化」は同時に「脱国有化（私有化）」を含意していた。したがって、「基本原則」はその範囲を立法的に制限しうることを定めていたが（二条）、その全面的展開には経済官僚層の側からの抵抗も強かった。九〇年六月段階での貸貸企業数については、工業部門で約二〇〇〇、建設部門で約一〇〇〇、農業ではコルホーズ内部の貸貸経営を含めて約三二〇〇〇、商業・社会給食一〇〇〇、生活サーヴィス一五〇、研究施設一三三三、という報告がある（前同）。

(1) 九一年八月政変と一二月異変については、藤田勇「ペレストロイカ、その変質・崩壊とロシア革命」（神奈川大学評論叢書『国家の変容』、お茶の水書房、一九九二年）を参照されたい。

(2) См. Всероссийская научная конференция "Проблемы социалистической собственности", Вопросы экономики, No. 4, 1989, стр. 82 и сл. この会議はソ連科学アカデミー経済研究所等の主催で行われたものである。これに先立って、同年三月に「ソ連における所有制」をテーマとする法律学関係のシンポジウムが企画され、そこでも「社会主義的所有の奇形化」の克服の道が問題となっているが(равно собственности в СССР. М., 1990)、議論はなお抽象的なレベルにとどまっており、伝統的発想もみられる。

(3) この法令の紹介文献としては、さしあたり岡田進「経済メカニズムのペレストロイカ」（ソビエト研究所編『ペレストロイカ』一九八七年）をあげておく。法律の全訳は「日ソ経済調査資料」六六四号（一九八七年）に収録。

なお、従来の国有企業管理形態については藤田勇『概説ソビエト法』（東京大学出版会、一九八六年）第二章第一節、第二節を参照されたい。

(4) これら二つのモデルについて詳しくは次を参照。Хозрасчет, самоокупаемость, самофинансирование: проблемы и опыт, М., 1988, стр. 108-120.

(5) 「個人的勤労活動法」の紹介文献としては酒井正三朗「ペレストロイカと個人労働活動」（前掲ソビエト研究所編『ペレストロイカ』所収）がある。なお、従来の制度については藤田・前掲、第二章第四節を参照されたい。

(6) 一九八七年二月五日の「社会給食協同組合 (кооператив общественного питания)」、「生活サーヴィス協同組合 (кооператив по быт-

овому обслуживанию населения)」、「大衆消費財生産協同組合(кооператив по производству товаров народного потребления)」、「創設にかんする連邦政府の各決定、同年九月一〇日の「菓子・パン製品製造協同組合(кооператив по выпотке кондитерских и хлебобулочных изделий)」の創設にかんする連邦政府決定。

- (7) См. М. Горбачев, Потенциал кооперации для перестройки, Правда, 1988.3.24.
- (8) См. Материалы XIX Всесоюзной конференции КПСС, М., 1988, стр. 17.
- (9) См. Н. Рыжков, О роли кооперации в развитии экономики страны и проекте закона о кооперации в СССР, Правда, 1988, 5.25.
- (10) 協同組合法とその草案については「日ソ経済調査資料」六七二、六七五号(一九八八年)にそれぞれ岡本武・西岡俊哲訳、山本理人訳が収められている。
- (11) 協同組合法制定直後の第一九回党協議会では、「社会主義的法治国家」の原則として「法律によって禁止されていないことはすべて許されている」という原則が確認されたが、協同組合法のこの規定はこれを先取りしているとみられる。Материалы XIX Всесоюзной конференции КПСС, стр. 62.
- (12) 従来のコルホーズ所有の性格については、藤田勇「概説ソビエト法」第二章第三節参照。
- (13) 九〇年六月六日の改正では、①一定の業種についてのライセンス制、②コルホーズが農業の優越的形態であるとの規定を削除(三三、三三条)、③協同組合活動にたいする国家機関の監督権強化(一〇条)、④地方ソビエト執行委員会の決定で協同組合が解散させられうること(一五条)、⑤定款に定める目的に適合的でない活動禁止(二七条)等が注目される。
- (14) 一〇月一六日改正は、①人民代議員ソビエトが協同組合の販売する基本的消費商品、サーヴィスに限界価格水準を設けることができるとの規定、②協同組合の生産物が国家発注の遂行のための契約により企業・組織によって実現される場合などでは価格の国家統制が行われるとの規定、③輸入商品を取得した協同組合は同種の商品につき国家機関の定める価格を超えない価格でこれを住民に販売するものとするとの規定(一九条、二八条改正)などを内容とするもの。一〇月一七日の「協同組合の商業買付け活動の調整ならびに協同組合により住民・組織に対して実現される商品(サーヴィス)の価格の規制に関する」連邦最高会議決定は、①投機・不当利得規制、②買い占めと結び付いた商業買付け・仲介活動禁止、③価格規制、④検察・警察・税務機関の任務などを内容とする。これらは、最高会議で審議中であった「社会主義企業法(案)」などをめぐり、協同組合の活動にたいする批判が高まっていた状況に対応するものである。これに対して、協同組合発展擁護論者からは協同組合つぶしの根拠なき非難との反論がでて

いた。See, Cooperatives, Law and Emotions, Moscow News, 1989, No. 41.

(15) 一九二二年七月五日の人民委員会議布告「最高国民経済会議の管轄に属する企業の賃貸手続について」にもとづき、一九二四年には六五〇〇企業にのぼった。См. Аренда предприятий, под ред. В. Новикова и Т. Рысиной, М., 1990, стр. 17-18.

(16) арендный подряд という相異なる二種の契約名称（賃貸借契約と請負契約）を結合したこの独特の名称の意味については、次を参照。Ю. Басин, Некоторые существенные особенности аренды государственного имущества, Советское государство и право, 1990, No. 5, стр. 55 и сл.

(17) これらの法令は「日ソ経済調査資料」六八四、六八九号（一九八九年）、六九七号（一九九〇年）に紹介されている。なお、国有企業賃貸制の研究文献として、とりあえず田中雄三「ソ連における賃貸企業制」、経済研究、四一卷一号（一九九〇年）をあげておく。

(18) См. Аренда—Дело общественное, Экономика и жизнь (以下ЭЖと略す), 1990, No. 24.

第二章 所有制改革のメタモルフォーゼ——その2 ペレストロイカの路線転換と私有化政策

一 所有法制定と私的所有の容認

上述のような「社会主義所有形態の多様化」路線が転調をみせるのは、八九年秋から九〇年春にかけての時期であって、その最も重要なメルクマールは連邦所有法（Закон СССР о собственности в СССР—一九九〇・三・六）の制定およびこれに続く各共和国の所有法制定である。ここで路線は「社会主義的所有」形態の多様化から「所有」形態の多様化へと転換する。その制定過程が、東欧諸国における社会主義体制の総崩れ現象の進行と時期的に対応していることは、いうまでもない。問題の焦点は、社会主義規定の排除と私的所有の容認にあるが、これを、まず連邦所有法の成立過程に即して見ておこう。

(一) 連邦所有法の制定過程

連邦所有法制定過程の直接の起点は、八九年五月二五日―六月九日の第一回ソ連邦人民代議員大会の決定「ソ連邦の内外政策の基本方向について」にこれを見ることが出来る。そのさい、所有法制定の当初のモティーフは「社会主義的所有」諸形態に生じた諸変化を総括して、その「刷新」を方向づける基本法を制定する点にあったと思われる。右の決定の基調となったゴルバチョフの報告は、「新経済モデル」への移行のために「社会主義的所有諸関係のラディカルな刷新」(傍点筆者)が必要だと強調したが、この報告に沿って大会決定には、連邦最高会議と連邦政府に、「搾取と働く者の生産手段からの疎外を排する社会主義的所有の多様な形態の発展を保障すること、具体的には、国家所有と自治体所有、協同組合所有、賃貸原理にもとづく所有、持分原理にもとづく所有(株式会社形態)、個人勤労活動にもとづく所有、各種の混合所有形態の発展とそれらの「自由な競争のための平等な条件をつくりだす」こと、を委任するとの一項が含まれた。⁽²⁾ この決定の内容は、さきにみた「社会主義的所有の多様化」路線の延長とみてよい。

右の人民代議員大会決定による委任は、むろん連邦「所有法」という特定の法形式の立法を指してはいない(同決定には「統一社会主義企業法」、「アレンダ法」など特定形式の立法を予定する部分がある)。したがって、論理的には「民事立法の基本原則」の改正という形式も可能であった。いずれにしても憲法改正を同時に必要とすることは当然である。「所有法」という前例のない単行法令形式の選択は、所有制変革という「大変革」をアピールすること、立法を短期間に行うこと(民法改正と対比して)、を狙ったものと思われる。

さて、連邦所有法草案起草はまず政府の手で行われ、政府案として九月には最高会議に提出され、最高会議の立法・適法性・法秩序問題委員会と経済改革問題委員会(前記人民代議員大会後に組織)の予備審議に回されるが、ここで経済改革問題委員会草案が対抗案として提出されて両案の調整が行われる。この間一〇月二日に本会議でルイシコフ首相がこの草案についての説明を行っている。そこでは、法案の出発点が、「社会主義的社会的所有は…人類の達成である」

という「第一の根本的事実」および「人間による人間の搾取にもとづく生産手段の私的所有の克服と労働を基礎とする個人的所有の形成」という「第二の根本的事実」の確認にあることが強調された。むろんルイシコフは、法案の狙いが「効率的な経営への企業と市民の経済的関心を高める」ことにあり、そのために「経済の〈脱国家化〉(Pastrocyriap. CTpueHe)」と真の多ウクラード制の形成」が必要であることを説いているが、所有形態レベルでは「人間による人間の搾取を排する社会主義的社会的所有諸形態ならびに市民の所有諸形態の多様性」の確定が法案の主旨であると説明している。⁽³⁾ただのちにあらためて考察するように、前記ゴルバチョフ報告、大会決定と同様、株式会社的所有を無限定に社会的・集団的所有(ひいては社会主義的所有)の諸形態に含めている点に留意しておかなければならない。

所有法第一次草案は一〇月一六日から第一読会の審議に入るが、ここでは、経済改革問題委員会議長ポイコと立法・適性法・法秩序問題委員会副議長カルムイコフが法案の説明を行った。ポイコ報告では、「社会主義的所有関係」の変革という枠は変わらないが、その「脱官僚主義化・脱集中化・脱国家化」(国権主義の克服)が強調されたばかりでなく、従来の「社会主義的所有」論からみて論争の問題提起が含まれていた。

その第一は、「社会主義的所有」の一形態として位置づけられる「市民の所有」に、生産手段所有、有価証券所有を含め、これらを「勤労的私的所有」と規定する点、第二は、「市民の所有」の客体に「労働力」を含め(経済改革問題委員会案——ただし上程草案では削除)、労働力処分の自由を認めるといふ問題、そうして、後者と結びついて、すべての所有形態において「雇用労働」を認めるといふ問題の提起(経済改革問題委員会案——ただし上程草案では削除)、第三は、国有企業の労働集団に当該企業の買取権を認める(個別集団所有——「人民企業」化)という点(前記大会決定による政府案にはなかった)、最後に、土地およびその他の天然資源の所有をめぐる連邦・共和国・自治共和国の相互関係の問題である。⁽⁴⁾

所有法第一次草案をめぐる第一読会の議論は、一〇月一六日と一七日に行われた。そこでの最大の論点は、当然のことながら私的所有の容認の是非にかかわる問題と土地等の所有をめぐる連邦・共和国関係問題であった。後者は連邦制問題と不可分の問題なので、本稿では捨象する。

法案には私的所有という概念は用いられていなかったが、それが私的所有の容認を含む法案であることは多くの者に認識されていた。その点を鋭く指摘し、それが「資本主義の復活」に道を開くことを警戒する議論もむろんあったが、しかし、私的所有擁護論が少なくなかった。そのさい留意すべきは、この段階での私的所有擁護論は、「社会主義」という体制の枠内でこれが容認される、という論法をとっていたという点、あるいは、「勤労的私的所有」を主として念頭においていたという点である。「私的所有という言葉を恐れる必要はない」、という主張はそうした前提で語られている。「社会主義的生産関係の体系における私的所有」を承認してはじめて、実際に協同組合の基礎をつくることのできるのだといった主張も、私的所有を合法化することによって現に存在している「闇経済での私的所有」を有効に規制できるのだといった主張も、そうした文脈で読むことができる。⁽⁵⁾しかし同時に、すでに「混合経済」体制への移行を前提とし、私的所有、雇用労働を人類の達成とみる議論も絡みあって登場している。立法・適法性・法秩序委員会議長アレクセイエフは、ここでは、「社会主義社会」を「全人类的価値」として語り、所有法は「この価値「社会主義の価値」、この理想「社会主義の理想」に厳格にしたがわなければならない」と述べ、私的所有や雇用についてあまりにも軽々な論議が行われているのを「憂慮」している。⁽⁶⁾しかしまた「私的所有と社会的モメントとをその中に吸収」している諸形態を評価する微妙な見解も述べており、同時期の別の論文では「所有」というもの一般を人類の達成として擁護する議論を展開している（後述）。

この第一読会は、「法案の基本命題」を承認し、これを「全人民討議」のために公表することを決定、討議を踏まえ

てそのテキストを仕上げるための特別委員会（ゴルバチョフを長とする）を設置した。この委員会が用意したテキストは十一月一四日に最高会議の審議に付されて可決・公表されるのであるが、この第二次草案は、第一次草案に重要な変更を加えていた。その一つは、九条三項の追加、つまり第一次草案成立過程で落ちた経済改革問題委員会提案の復活である。九条三項はつぎのように規定している。「ソ連邦の市民は、自己の生産的・創造的労働の能力を処分する排他的権利を有する。／市民は、この権利を、独立に、または自発的に雇用労働関係（отношения трудового найма）に入ることによって、行使する。」これを第一次草案のままの五条（七項）の規定「所有の実現にさいしては、ソ連邦および連邦構成共和国の法制にしたがって協定による労働（труд по соглашению）の充用が認められる」——これは前述の協同組合法との関係で入ったものとみられるが、協同組合における雇用労働の展開と関連して問題となっていた——とあわせてみると、「勤労的私的所有」の枠を超える私的所有を容認する方向の打ちだされ方をみてとることができ。もう一つ重要な点は、一〇条に「市民が勤労所得・貯蓄およびその他法律の規定する根拠により取得した財産の構成・価値は、制限されることがない」との規定が盛りこまれた点である。これは第一読会でサブチャークが提案したもので、私有財産の蓄積の奨励という意義を担っている。

テキストの説明はアレクセイエフが行った。第一読会での審議にもとづくテキストであり、全人民討議にかける草案ということで、そこでは討議は行われなかったが、ポイコが「雇用契約による労働」と資本主義的「雇用労働」とは異なる旨のコメントを行い、またカルムイコフは、委員会によせられた学術機関等からの意見を紹介する中で、多くの疑問がだされた点として五条七項の「雇用労働」に触れ、一定の制限を加える必要はみとめるが、農民経営（農繁期の人手不足）を考慮して削除には反対だとの見解を述べている。⁽⁷⁾

この第二草案は十一月一八日のイズベスチヤ紙で公表された。本稿の問題関心からみてそれが翌年三月に成立する

法律と異なる重要な点は、第一篇総則の第一条が「ソ連邦における社会主義的所有」とされ、「ソ連邦の社会」経済システムの基礎をなすのは、社会的所有およびソビエト市民の個人的所有の多様な形態をとって現れる、社会主義的所有である」(二項)、「国家は社会主義的所有の増大をはかり、そのすべての種類・形態の発展の平等な条件を保障する」(三項)とうたっている点である。この「社会主義」規定が法律成立時には消える。しかし同時に、さきに見たように、そこには私的所有という概念は伏せたまま私人に生産手段所有と有価証券所有と資産所得を認め、雇用労働をも認める立場が表現されており、したがって、「個人的所有」と「私的所有」との伝統的概念区分は除去されて、「市民の所有」という新概念が立てられていた。さらに、法律に別段の定めのないかぎり個人も株式会社にも「参加」できることになるが(一八条四項)、理論的には個人による株式会社設立も排除されていない。したがって、法案は、「社会主義的所有の多様化」を志向する立場と私的所有を含めた「所有の多様化」を志向する立場との折衷という性格をもっている。この法案をめぐって両者の立場の議論が「体制選択論」の様相をもって展開されるにいたったのは、当然といえよう。

争点のありようからいえば、議論は、ある論者が「私的所有は悪魔か霊薬か」というタイトルで論評したようなおもむきをもっていた。⁽⁸⁾「経済新聞」などでは私的所有導入への鋭い批判が展開されたが、全体としては「脱イデオロギ―化」のスローガンのもとに私的所有を容認するムードが高まっていったとみられる。それは、従来の国家所有の「独占」にたいする批判の裏返しという意味をもっていた。この点については、のちにあらためて考察する。この間、さまざまな世論調査が発表されるが、あいまいな形ながら私的所有容認論の予想外に高い比率が示された。たとえば、別掲表3-1の調査によれば、個人に企業の設立を認めるべきか、という設問にたいし、賛成五七、反対三一、保留一二という解答がみられる。個人企業というだけでは自家営業も含まれるが、過半数が私的所有賛成ということになる。

同じアンケートの中の「資本主義」ということばにたいする「反応」という設問では、肯定的三四、否定的三八、保留二八という回答であり、これを含めて私的所有肯定過半数という数字を読まなければならないであろう。私的所有肯定が過半数というデータは別掲表3-2でもしめされている。もっともこれで国民の動向全体を判断することはできないし、この種の調査には操作的意図がないとはいいきれない。別掲表3-3の紹介者コメントはそのことを暗に示唆している。けども結果的にみれば、そうした操作を推進した者を含めて私的所有容認派の力が次第に政治を支配するようになってゆく。八九年一二月の第二回連邦人民代議員大会で、連邦政府首相ルイシコフは、インフォーマルな運動や「ラディカルな傾向の」専門家・学者・実務家グループから土地を含む私的所有の導入とか国有企業などの広範な非国有化 (денационализация) などの提案があるが政府は賛成しえない、と述べているが、「保守派」政府が「民主派」の圧力を感じるようになっていたことの表現である。

一九九〇年二月から三月にかけての連邦最高会議は、所有法草案公表後一月二八日に草案にたいする意見・提案を整理・検討するために設置された特別委員会とその作業グループおよび立法・適法性・法秩序問題委員会がとりまとめた最終草案の審議に入った。⁽¹⁰⁾ この最終草案の内容は、審議経過からみて、三月六日に可決された法律によって判断してよいと思われる。そこで、以下成立した所有法の構成に即して論点をフォローすることにした。

(二) 連邦所有法の構成・内容

(1) まず「所有法」という名称であるが、連邦法と共和国立法との関係を考慮して「所有に関する立法の基本原則」とすべしとの意見があったが、所有法という名称に決まった。全体の構成は、第二次草案とほぼ同様で、第一篇総則、第二篇市民の所有、第三篇集団所有、第四篇国家所有、第五篇合弁企業の所有、外国の市民・団体・国家の所有、第六篇所有権の保証・保護の六篇編成で、全三四条のコンパクトな法律である。⁽¹¹⁾

④市場は以下の者の立場にとって

	労働者	協同組合員	知識人	年金生活者	いまの管理者
ベター	16	53	18	6	26
不変	6	18	16	5	39
悪化	69	13	48	83	18
留保	9	16	18	6	18

⑥市場がもたらすといわれる失業について

社会にとってよいことだ	4
正常だ	39
不正常だ	27
悲劇的だ	25
留保	5

⑦市場経済の下でどこで働きたいか

国営企業	35
外国との合弁企業	33
私的企業	13
自営業	13
協同組合	7
留保	11

3-3 1989年11月 連邦国家労働委員会・全ソ労働組合中央評議会全ソ世論調査センターによるアンケート調査(ロシア、ウクライナ、ラトヴィア、カザフ、アルメニア、アゼルバイジャンの都市・農村住民1000人以上)
数字は% 出典 *Неделя*, 1989, No. 52. (S. シピリコの紹介記事)

私的所有合法化	賛成	反対	※
	56	21	
私的大企業許容	25	57	
雇用労働許容	約50	35	※※
土地を農民所有に	80	5	
(農民に長期賃貸	15)	

※ 私的所有を生産手段所有と解した者は25%

※※ 賛成者のうち30%は数の制限を望む

なお紹介者の評価では市場経済国に存在するような私的所有の支持者は25—30%とみる。

表3 経済改革意識調査例

3-1 1989年末—モスクワ市民のアンケート調査（モスクワ政治・社会学研究センターによる）

対象者992名，数字は%

出典 Moscow News, 1990. No. 2

①言葉に対する反応	総計	男	女	[年齢別]					
				20-29	30-39	40-49	50-59	60以上	
社会主義									
肯定的	61	59	63	51	58	58	67	77	
否定的	17	19	16	24	18	16	13	12	
留保	22	22	21	25	24	26	20	11	
共産主義									
肯定的	37	34	39	32	37	26	37	55	
否定的	33	29	30	32	33	25	29	17	
留保	30	37	31	36	30	39	34	28	
資本主義									
肯定的	34	35	33	45	34	36	31	19	
否定的	38	35	40	32	35	29	43	57	
留保	28	30	27	23	31	35	26	24	
②個人企業の設立・所有									
可とすべし	57	61	54	72	66	56	47	33	
否とすべし	31	29	32	20	26	32	36	50	
留保	12	10	14	8	8	12	17	17	

3-2 1990.4.28-5.2—モスクワ市民のアンケート調査（モスクワ政治・社会学研究センターによる）

対象者801名 数字は% 出典 Moscow News, 1990, No. 20.

①国は企業の私的所有を		土地の私的所有を	
必要とする	57	79	
しない	31	13	
留保	12	8	
②西側の資本が入ってくることに			
肯定	70		
否定	23		
留保	7		
③市場経済に移行すべきか		市場は万人に豊かさをもたらし	市場は創意を發揮させる
しかり	58	33	66
いな	26	58	23
留保	16	9	11

ここでまず注目すべきは、第二次草案の第一条「ソ連邦における社会主義的所有」が削除されている点である。これの削除の代わりに、「前文」を付して同旨の内容を盛り込むことが政府側から提案されたのであろう。だが、とりまための委員会では、その種の規定は「あまりにも政治色が強い(политизировано)」というので反対が多く、前文は対案として欄外に付記するという形で最終草案ができた(立法等委員会議長カルムイコフの説明)。審議において政府代表(アバルキン)は前文の必要を主張したが、起草委員のポイコは、「社会主義的」といった規定を「法律的構成」で示すことはむづかしい、という論法でこれに反対している。「私的所有」という概念についても概念として「全く不明瞭」で資本主義国の法律に「さえ」存在しないもの、と立法等委員会議長は説明している。⁽¹²⁾ こうした「脱政治化」の論調や「法律構成」になじまないとする論法は、この段階で総じて「脱イデオロギー化」という新しいイデオロギーが優位できていた状況を表現している。いずれにしても、前文の要・不要問題は票決によって不要と決定し、それとともに、「社会主義的所有」に関する公表草案の条文は消えていったのである。

(2) さて、所有権法の内容を所有形態別に類型化して規定する方式は、この国の「社会主義法制」の伝統に属するのであるが、連邦所有法の後に相次いで制定された各共和国所有法は、のちにあらためて検討するように、この類型化についてそれぞれ独自の観点をうちだしている。連邦法と最も対照的なのがロシア共和国所有法(九〇・一二・二四)で、基本的な所有権類型を、私的所有権(市民の所有権)、法人の所有権、社会团体の所有権、国家・自治体の所有権に分類している。以下連邦法の内容につき主な論点を検討しておく。

A 所有の諸類型のうち、まず「市民の所有(権)」についてみよう。連邦法は、これと「勤労経営(Трудовое хозяйство)の所有」、「農民経営および個人副業経営の所有」とを区別しているが、ロシア、ウクライナ、ベラルーシ各所有法(後述)はそれぞれ「市民の所有権」、「個体的所有」、「私的所有」という概念でそれらを一括している。連邦所有法

のいう「勤労経営所有」や「農民経営所有」は、家族を含む経営共同体の経営資産にたいする共有、合有という所有関係の特徴に注目するものであるが（八、九条）、これらは、個体的・私的所有ないし「市民」的所有に一括できる性格のものである。というのは、「市民の所有」（六―七条）は、社会的生産参加による勤労所得のみでなく、自己経営からの所得、有価証券による所得、企業等への出資による利益分配を形成源とし、所有客体には消費財のほか、有価証券、勤労経営用生産手段、「個人的およびその他の経済活動」用の生産手段も含まれているからである。なお、土地については、すでに九〇年二月二八日の新土地法（Основы законодательства Союза ССР и союзных республик о земле）により、農民経営・個人副業経営、菜園、住宅等のために土地の「相続可能な生涯占有（пожизненное наследуемое владение）」が規定されている。

つまり、「市民の所有」は、伝統的所有形態規定における「個人的所有」とは範疇的に異なるものであって、「勤労的私的所有」を含み、さらには資本・利潤・利子範疇を経済的内容とする所有形態をも含むものとなっているのであって、法案審議過程において最終段階まで論議の対象になり、また法律成立後も激しい論議の対象となつてゆくのは、このことに由来する。法案審議の中で「問題になっているのは勤労的私的所有だけなのだ⁽¹⁴⁾」という理解が述べられたが、本質的争点はむしろそれをこえたところにあった。右の理解は、有価証券所有（資産所得）が「社会主義のもとでは勤労者の性格をもつ」との理解と隣あわせになつていたのである⁽¹⁵⁾。

所有法第一条四項は、「所有者は、彼に属する所有権を行使するにあたり、連邦、連邦共和国、自治共和国の法令の定める条件で、かつその範囲内において、市民と、その労働の利用につき契約を締結する権利を有する」と規定している。「市民の労働の利用」という「猫かぶり」の表現をとっているが、雇用労働の承認規定である。これは、六条二項が市民は「その生産的・創造的労働能力の排他的処分権」を有し、「独立にまたは労働契約にもとづいてこの権利を

行使する」と規定しているのに対応する。これについての議論は、すでに公表草案五条七項、九条三項の問題としてさきに触れたが、最終審議でも議論になった。立法等委員会議長は、従来でも国家セクターにも協同組合セクターにも雇用労働はあったのであって、なにも新しいものではなく、重要なことは法律が条件と範囲を定めるとしている点にある、と説明した。⁽¹⁶⁾けれども、むろん問題は「労働契約」ないし「雇用労働」という形式にあるのではなかった。この「労働契約」がどのような所有・領有関係の媒介形態となるのか、という点に問題の本質があった。

この観点からみれば、それは、「市民」つまり私人が資本を投下し、商品市場で生産手段を、労働市場で労働力を購入して経営を行い、それによって利潤を取得することが合法化されるという事態と結びつけて捉えなければならない。むろんそれは私人が結合して会社経営を行う場合にもあてはまる。

B そこで、会社所有諸形態の規定をみておこう。所有法は、一四条で〈хозяйственное общество и товарищество〉の所有を規定し、一五条で株式会社の所有を規定している。一四条の漠然とした概念（直訳すれば「経済的社団・組合」）は、一九二二年民法典における「товарищество」の規定（простое товарищество, полное товарищество, товарищество во на вере — командитное товарищество, товарищество с ограниченной ответственностью, акционерное общество）— それぞれ組合、合名会社、合資会社、有限会社、株式会社をさす）と一四条においてそれが法人とされていること（二二年民法の「組合」は法人でない）および一五条を念頭において読むかぎり、合名・合資・有限責任会社をさすものと解しえた。のちに制定された「ソ連邦および連邦構成共和国の民事立法の基本原則（Основы гражданского законодательства Союза ССР и союзных республик — 1991. 5. 31）」は、〈хозяйственное общество и товарищество〉につき、合名会社、合資会社（командитное товарищество）、有限責任会社（общество с ограниченной ответственностью）、追加責任会社（общество с дополнительной ответственностью）— 有限責任会社の一（種）⁽¹⁷⁾、株式会社をさすものとして具体的に規定している（一九九条）。所有法一四

条は、このうち株式会社をのぞいたものということになる。

ところで、一四条三項は、企業・施設・組織・国家機関とならんで、「法律に別段の定めなきかぎり」市民も、合名・合資・有限会社の「参加者」「出資者」となりうるとし、一五条二項も同様に、企業・施設・組織・国家機関とならんで、「法律に別段の定めなきかぎり」当該企業の従業員およびそれ以外の市民も株式保有者たりうるとしている。ここでは、市民諸個人が投資家となりうるにとどまらず、結合した私的出資者、株主（結合資本）が株式会社等会社形態をとる企業を設立し、労働者を雇用して経営を行う可能性が排除されているわけではない。つまり、ここでは諸個人が他人の労働で生産された剰余価値の一部を領有する関係一般だけでなく、彼らが直接他人労働の使用者、労資関係の当事者となることが可能となる。このことは、のちに制定される株式会社法や企業法で明確になる。所有法一条六項は「いかなる所有形態の利用も、働く者の生産手段からの疎外および人間による人間の搾取は排除すべきである」とうたっている。そこに鋭い矛盾がはらまれているのは明瞭である。

ここで問題になるのは、「搾取」概念や有価証券所有の性格の「見直し」論であって、搾取を「強制労働」と同一視したり、有価証券所有の「勤労的性格」を説いたりする見解がこの所有法の成立を支えたと思われる点である。この点についてはのちに所有観の転換の問題としてあらためて論じることとする。ただ、とりあえずここで指摘しておく必要があるのは、この時点で株式会社形態が協同組合や企業賃貸制にかわって経済改革（企業経営形態改革）の中心的地位におしだされてくるという点である。そのさい、従業員持株制などを念頭において、株式会社を「社会主義的」集团的所有形態として捉える論調によってそれはバックアップされていた。連邦所有法がこれを「集团的所有」として規定したのは、そうした背景をもっている。だが、九〇年末に成立するロシア共和国所有法では、そうした「理論」づけはおそらく不要になっており、株式会社等の会社所有は明確に「私的所有」の一形態とされるようになるのである。

る。

C ところで、「集团的所有 (коллективная собственность)」について、連邦所有法は、会社所有のほか賃貸企業の所有(二二条)、集団企業所有(二二条)、協同組合所有(二三条)、経営連合体所有(二六条)、社会团体所有・基金(一七条)、宗教団体所有(一八条)を規定している。そのうち、ここでコメントしておく必要のあるのは、集団企業所有である。集団企業所有とは、「国有企業の全財産が当該企業の労働集団の所有に移る」場合、あるいはこの労働集団によって賃借財産の「買取り」が行われる場合に形成されるもので、生産手段・生産物・収入が集団の「共同財産 (общее достояние)」となる(二二条一項)と同時に、そこでは構成員の財産的寄与および労働寄与による「持分 (вклад)」が計算されて利息が計上され、「労働関係」終了時にはこれに相当する額が支払われる(二二項)。八九年一月公表の草案には、国有企業の中でその利潤の一部によって形成される「労働集団の所有」(二四⁽¹⁸⁾条)と、その「再編の結果として」、また賃借財産の「買取り」の結果として形成される「勤労者アソシエーション(集団企業)の所有」(二五⁽¹⁹⁾条)とがともに「集団所有」の形態として規定されていたが、成立した法律では、そのうち賃借財産の買取りの結果が「集団企業所有」とされ、前者は国家所有篇に移されて、国有企業の純利益は「労働集団の処分」のもとにおかれ、その一部が「労働集団員の所有」となってその「出資分」をなすとの規定(二五条)となった。

これについては、法律関係が不明確だとの批判が審議過程でた。たしかに、「労働集団の所有に移る」とはどのような方法によってなのか、「共同財産」と「持分」との関係はどのようなのか(価値的に持分に分割されるのは共同財産の全部か)など、⁽¹⁹⁾ここでは明らかでない。また、公表草案の二四⁽¹⁸⁾条では、労働集団の決定によって国有企業の全財産が「労働集団に移る」場合には、当該企業は「勤労者アソシエーション」に再編されるか、株式会社その他の会社や協同組合に再編されることが想定されていたが(所有法一五条では労働集団と権限ある国家機関との共同決定によって株式会社に再

編できる)、制定された法律が「労働集団の所有に移る」場合といているのは、草案のいわゆる「勤労者アソシエーション」化の場合に限定されるのだろうか。しかもそうした場合の企業財産の所有権移転がもし無償であったとすると(その主張はかなり強かった)、賃貸企業の場合は「買取り」という形態がとられることと比較して不均衡となる。また、国有財産の性格上、当該労働集団外の国民との関係でもこの問題が生じる。そうした点が不明確である。

思うに、これは、集団企業というものの位置づけに関する十分なコンセンサスの不在に起因するものと考えられる。国有・国家管理の従来の企業管理体制をラディカルに改革する必要があるという点では合意があったといつてよいが、改革の方向については、おおまかにいって、①国家所有そのものを解体して国有企業を株式会社その他の会社ないし協同組合に改編する、②国家所有(人民所有とよばれる)を労働集団の自主管理的集団所有とする(「人民企業化」)⁽²⁰⁾、③一定程度国家所有(人民所有)は維持するが、その場合労働集団に企業の「完全経営権」をみとめ、また企業財産について部分的に労働集団所有部分をみとめる、④「人民所有」を解体することなく、国有企業を労働集団が「全権的経済的占有権(полномочное хозяйственное владение)」をもつ「人民的自主管理企業」と労働集団が企業財産の「経営管理権(хозяйственное ведение)」をもつが国家管理が維持される「人民的国营企業」との両形態の「人民企業」とする、⁽²¹⁾という諸構想が競いあった。①の構想では「集団企業所有」は一時的にのみ容認されるものとなるし、③、④の構想では程度の差はあるがそれは否定的に扱われることになろう。一二条の規定と二四条(後述)、二五条の規定をセットにして考えてみると、これら諸構想の妥協の結果をそれは表現していると思われるのである。そうして、一二条の「不明確さ」もそこに由来するものと考えられる。

D 最後に、国家的所有(第四篇)について触れておこう。ここでまず注目されるのは、従来単一的に捉えられてきた国家所有が、連邦所有、共和国・自治共和国・自治州・自治区所有、地域行政単位(自治体)所有、として分節的に

構成されるようになった点である。この点で論争主題となったのは、こうした分節的構成そのものではなく、土地およびその他の自然資源を中心とする財産客体の共和国等への帰属の仕方をめぐる問題であった。ただ、この点は、連邦制の再編問題と不可分の問題で別個に考察を要するので、ここでは立ち入らない。

国家的所有の規定でもう一つの新しい点は、国有企業財産について企業に「完全経営権 (Право полного хозяйственно-го ведения)」があたえられ、それを所有権に準ずるものと規定したこと(二四条)、企業の純利潤についてはこれを労働集団の「処分」下におくとし、その一部は「労働集団員」の持分的所有とするという制度を導入したことである(二五条)。これについては、全利潤の労働集団所有への帰属を明確にすべしとする立場からの提案があったが、それは受け入れられなかった。なお、国家機関の財産については、当該機関の財産権を「業務的管理権」という企業財産権について伝統的に用いられてきた概念で示しており、財産行為上の自律性が強化された(二六条)。

この所有法が成立した直後、連邦臨時人民代議員大会で連邦憲法の経済体制条項(一〇―一三条)の改正が行われるが、この大会は複数政党制導入を決定した大会であった(これにともなう憲法改正)。やがて、七月にソ連共産党二八回大会が開催され、「人間的で、民主主義的な社会主義」をめざす「綱領的声明 (Программное заявление)」が採択された。その草案は「綱領草案」としてすでに二月に公表されていたが、所有法の最終草案の報告で副首相アバルキンは、それが党の綱領草案と「原則的に照応」しているとのコメントを行った⁽²²⁾。二八回党大会の綱領的声明にいうところの「多様な所有形態」の「自由な競争」という路線は、具体的には上述のような所有法の内容に照応するものであったといつてよいであろう。もっとも、党の綱領的声明は「全面的非国有化 (Тотальная денационализация)」には反対であると断っているが⁽²³⁾。ただ留意すべきは、この大会ではすでに党内諸政派が形成されており、久しく確立されてきた伝統を破つて、二つの政派、「民主政綱」連絡協議会」と「マルクス主義党員クラブ連合」とがそれぞれ綱領の対抗草案を提

起して⁽²⁴⁾いた。所有法の成立は、経済改革路線が「社会主義的所有形態の多様化」から「所有形態の多様化」へと転換する分岐点であったが、当然のことながらそれはまたペレストロイカにおける政治闘争の展開の分岐点に位置するものでもあったのである。以降、事態は「市場経済」、「混合経済」への移行の軌道を進むことになる。

(三) 共和国所有法と企業法制

連邦所有法の成立後、各共和国で相次いで所有法が制定されるとともに、それらにみあった企業法の制定がおこなわれる。それらは、連邦所有法以後の市場移行路線の展開という事情および各共和国の主権宣言・独立宣言にともなう若干の政策上の相違のあらわれという事情のため、連邦所有法の単なる共和国版とみることができない。そこで、これらについて別個にみておかなければならない。ただ、多分に共通した内容をもつことも事実であり、また本稿では旧ソ連における全体としての体制転換の過程を検討するのが目的なので、ここでは、上述の連邦所有法の考察を補うことを主眼として、入手しえたかぎりでの若干の共和国の所有法および連邦と共和国の企業法を簡単にみておくことにしたい。なお、これらについては議事録によって制定過程の論議をみることはまだできない。

(1) ロシア共和国において所有法 (Закон РСФСР о собственности в РСФСР) が制定されるのは九〇年二月二十四日(九一・二・一施行)であるが、それはすでに「市場への移行」に関するシャターリン計画その他のプログラムが論議され、連邦最高会議がその「基本方向」を承認した後であった。連邦レヴェルでは承認に到らなかったシャターリン計画は、エリツインを議長とするロシアの最高会議では支持されていた(この点については次節で述べる)。

そうした事情のもとで成立した所有法は、連邦法では避けられていた「私的所有権」概念を明確に打ちだすものとなった。それは、「市民の所有権」と「法人の所有権」とを包括する概念として掲げられ、連邦法では「集団的所有」として概念化された所有諸形態(株式会社その他の会社、協同組合、集団企業、企業連合体等の所有)はここでは「私的所

有」と概念化された。これより前に制定されたエストニア所有法（一九九〇・六・一三）が私的所有概念を最も早くかかげながらこれを「自然人としての市民」の所有として法人所有と区別しており（二四条）、ベラルーシ所有法（一九九〇・一一・一一九一・一・一施行）も私的所有を同様に規定している（二二条）のに比べて、ロシアでは私的所有概念が包括的なものとして押しだされている。連邦法制定過程の「脱政治化」的考慮と比べると、ここにはむしろ積極的な「政治化」姿勢がみられる。連邦とロシアとの「法律戦争」の展開とこれは連動していよう。これにたいし、ウクライナ所有法（一九九一・二・七一九一・四・一五施行）の制定はこれより後であるが、そこには私的所有概念はなく、市民諸個人の所有は「個体的所有（индивидуальная собственность）」（第三編²⁵）と概念化されている。なお、九一年五月制定の連邦「民事立法の基本原則」でも「市民の所有権」と「法人の所有権」という分類を用いており、私的所有概念を用いていない（五一条、五二条）。

ところで、ロシア所有法では、私的所有権としての市民の所有権については、「市民の所有は、生産への参加その他自己の労働能力の処分による収入、企業家活動や自家経営からの収入、信用機関、株式その他の有価証券に投資された資金による収入、相続その他法律に反しない理由での財産取得、によって創出され、増殖される」（九条）と規定され、その客体には土地や財産総体としての企業も含まれ、数量・価値に制限はないとされる（一〇条）。ただし、土地については、所有権取得は農業用地・宅地などの場合に限られ、また土地改革法（Закон РСФСР о земельной реформе — 一・二三—二二・二七改正）によれば、所有面積の制限がありうるし、一〇年（改正で五年）間の売買制限（国家への譲渡のみ可）という制限がある（ウクライナ、ベラルーシは連邦法と同じく土地の相続可能な生涯占有——ウクライナはのちに私有承認、モルドワ、アルメニア、エストニア、リトアニアは土地私有²⁶）。連邦法が勤労経営所有・農民経営所有として規定している特別類型はここにはない。他の共和国所有法も同様である。この点は、それらの経営資産所有が所有権主体

たる諸市民の共有・合有として個人法的に構成される場合には（ロシア法一一條、ウクライナ法一七、一八條）、「市民の所有」と異なる所有形態として構成する必要がない、という事情によるものであろう。

さて、市民の「自己の労働能力の処分」という点については、ロシア所有法四條は「市民は自己の労働能力を処分する排他的権利」を有し、これを独立に、または「契約にもとづいて」行使すると規定している（一項）。このところ、連邦法制定過程で論議の的となった雇用労働問題が絡んでくるのは、いうまでもない。これについて同所有法は、「所有者は、企業活動……を行うさいに、市民と、その労働の使用につき契約を締結する権利を有する」とうたっている（二項）。そのさい使用者が労働条件や社会保障について法の定めるところに従わなければならないのはいうまでもないが、連邦法のように雇用労働利用の「範囲」について法が制限を加えることは予定されていない点に留意すべきである。なお、被雇用者が企業に出資し、その額に応じて利潤の一部を取得する「従業員資本参加」制が規定されており（四條二項、二條六項）、これが雇用契約の一種としての「コントラクト(контракт)」として論じられている。⁽²⁷⁾

なお、所有権の実現過程における雇用労働利用については、エストニア所有法（二七條）、ベラルーシ所有法（五條）法の定める範囲）、ウクライナ所有法（五條）がいずれもこれを認めている。なお、のちに述べる連邦・共和国の企業法はすべて雇用労働を前提としている。

連邦所有法が集团的所有という概念のもとに包括している所有諸形態をロシア所有法では私的所有の一類型としての「法人の所有」として規定していること、についてはすでに述べた。エストニア所有法も同様であるが、ここには集團企業所有の規定がなく、会社形態もそれとして類型化されていない。これにたいして、ベラルーシとウクライナ所有法は、連邦所有法と同様な形で集团的所有諸形態の規定をおいている。このうち、連邦法の成立過程で議論になった集團企業の規定を検討してみよう。

ロシア所有法では、「法人の所有」の規定（二四條）で法人の種類を列挙する中で集団企業があげられているにとどまり、集団企業それ自体の規定はおいていない。ただ、「企業財産への従業員の出資」（一五條）の規定の中で「**企業・賃貸企業・協同組合企業**の所有する財産においては、そのすべての従業員の持分（*вклад*）が確定される」として**集団企業財産の全部または一部が持分的共同所有であることが示唆されている**。といっても、そうした**集団企業の所有が「私的所有」として概念されることに変りはない**。ベラルーシ所有法は第七章で**集団企業所有を規定しているが、内容は連邦法とほぼ同様である**。ウクライナ所有法は二三條で**集団企業所有の客体を規定している**。それによると、**生産物・収入・その他の合法的に取得した財産が**集団企業所有**となるとされており、賃貸企業の場合と異ならない**。財産総体としての**企業そのものが所有権客体であるとは規定されていない**。その理由は不明である。従業員の出資分の規定は連邦法と同様である。

株式会社所有についても、ロシア所有法にはそれ自体の規定はない（所有法成立の翌日政府決定で株式会社規程がでる）。ベラルーシ所有法とウクライナ所有法はそれぞれ株式会社所有の規定をおいている。国有企業の株式会社への改組の規定（労働集団と権限ある**国家機関の決定**、企業の**全財産価値相当の株式の買取り**）は連邦法と同様であり、ウクライナ法が**企業・施設・組織**、当該企業の従業員とともに一般市民も株式保有者となりうる**と規定しているのも（二五條）**連邦法と同じである。ベラルーシ法は株式保有者たりうる**自然人・法人を株式会社の定款に委ねている（三二條）**。

最後に、**国家的所有**についてみると、ロシアとエストニアの**所有法は、連邦法と異なり、国家的所有（前者では連邦・共和国・自治州・自治区・クライ・州の所有、後者では共和国所有）と自治体所有（*муниципальная собственность*）を概念的に区別していること、これにたいし、ベラルーシとウクライナの**所有法は自治体所有（*коммунальная собственность*）を、連邦法と同様に、国家的所有に包摂される種概念として規定しているのが目につく**。国有企業（ロシアでは**国有・自治****

体所有企業)の財産について企業が完全経営権をもつ点、国家施設(ロシアでは自治体施設も)の財産について当該施設が業務的管理権をもつという構成は連邦法とかわらない。なお、九一年五月の連邦「民事立法の基本原則」では、これらの権利が特殊な「物権」と規定されていた(四九条)。各共和国の新民法典がこれをどうあつかうか注目したい。ロシア所有法には国有企業における「労働集団員の所有」に関する規定(利潤の一部を労働集団員の持分とする)はないが、ベラルーシ法(四七―四八条)およびウクライナ法(三八条)にはその規定がある。

以上みたように、各共和国は、連邦所有法をベースとして資産所得・雇用労働利用を含む私的所有容認路線を進むのであるが、その推進の仕方は一様ではなかった。それは、連邦所有法成立過程における諸見解と諸勢力(未定形な)の対抗の構図が共和国レベルでは異なった模様で存在していたことを示すであろう。

(2) さて、所有法の成立で敷居を跨ぐことになった「所有形態の多様化」路線は、所有法そのもののレベルではなお抽象的にしか示されていないが、「市場への移行」政策の展開にもなつてその内容を具体的に開示するようになり、やがて「私有化」法制に行きつく。だがその前に、一連の企業法制にそれが示されてゆくのを、所有者の雇用労働利用と労働集団の位置づけという限られた視点でみておこう。これらは、所有法とほぼ同時に制定されているのであるが(時間差のある場合にも政策展開上有意味でないと思われる)、企業法という側面からそれなりに所有法を補うものが示されている。

九〇年六月四日成立の連邦企業法(Закон СССР о предприятии)は、二八回党大会で「市場への移行」路線が確定する直前のものであり、所有法の規定する所有諸形態に対応する企業諸形態(二条)の組織と活動の一般的な法的原則を規定したものである。そこでは「企業」というものが「労働集団による財産利用にもとづき」経済活動を行うところの「法人としての権利をもった独立の経営主体」と概念化されており(一条)、また所有形態にかかわりなく「経済計算制

原理」で活動すると規定するなど(前同)、一見「集団所有企業」モデルの企業法かと思わせる規定からはじまっているのであるが、しかし、この労働集団は、所有者ではなく、所有者との雇用契約によって労働する者の集団であり、あるいはそのような形態が広く想定されていて、したがって、「労働集団の自主管理と自己の財産の経済的利用に関する所有者の権利との結合」が「企業管理の原則」なのだ(二四条)という論理となっている。ただ、ここでは「労働集団の自主管理」がなお強調され、労働集団の権利の実現の諸形態に注意が払われている(一五―一六条)。その直後に政府決定として制定された「株式会社・有限責任会社規程」(Положение об акционерных обществах и обществах с ограниченной ответственностью — 一九九〇・六・一九)では、株式会社(市民・法人が設立者たりうる)の監査機関への労働集団代表の参加が規定されている(五四、五七条)。その翌年になって連邦レベルでは「ソ連邦における市民の企業家活動の一般原則に関する法律」(Закон СССР об общих началах предпринимательства граждан в СССР) — 一九九一・四・二二)がでるが、ここでは雇用労働を用いるにせよ用いないにせよ、自己(法人を含む)の名において、自己の危険負担・財産的責任において行われる「利潤または個人所得取得のため」の自立的活動(二条)としての「企業家活動」において労働集団(雇用労働による場合) というものがどう位置づけられるかはまったく問題外となっている。

ロシア共和国の「企業および企業家活動に関する法律」(Закон РСФСР о предпринимательской деятельности — 一九九〇・一二・二五) は、「企業」として登録されるのは「雇用労働を用いて行われる企業家活動」であることを明記しており(二条)、また合名・合資・有限責任・株式会社という会社形態の企業が「市民」つまり私人によって設立されうることも明らかとされている(九―一二条)。これらの企業の所有者は「直接または所有者によって授權された機関をつうじて」企業管理を行う(三〇条)。労働契約にもとづいて企業で働く「労働集団」は、労働協約締結権、「定款にしたがって」「自主管理上の諸問題」を審議・決定する権利を与えられるものとして位置づけられている(国有・

自治体有企業の場合には、労働集団は設立者とともに定款変更・企業長任用条件等について審議・承認または決定を行う権利を与えられる——(三二条)。この法律と同時に政府決定として制定された「株式会社規程(Положение об акционерных обществах)——一九九〇・一二・二五)には、労働集団の位置づけはない。

ベラルーシ共和国企業法(一九九〇・一二・一四)、ウクライナ共和国企業法(一九九一・三・二七)は、ともに連邦企業法と同じく、「労働集団の権利・利益と企業財産所有者の権利・利益との結合」(ベラルーシ法四三条)、「所有者の権利と労働集団自主管理原則との結合」(ウクライナ法一四条)を企業管理の原則と規定しており、ロシア企業法と対比して労働集団の地位により多くの考慮を払っているといつてよい。ベラルーシ法も当然のことながら「私的所有にもとづく企業」を企業形態の一つとしているのであるが、これと国有企業・集団企業との管理形態の相違は明確にされていない。したがって、例えば所有者代表と労働集団代表との同数原則による「企業評議会」の構成といった組織形態(五一條)が私企業にも適用されると解されうる。とすると、それは特徴的な立場を示すものといえよう。ウクライナ法では、労働集団の地位、その自主管理につき、「労働力雇用の権利をもつ企業[私的企業]」(二二條)と国有企業および国家・地方自治体が財産価値の五〇%以上を所有する企業とを区別しており、前者についてはロシア法と同様な規定をしている(一一五條)。

こうして、それぞれの法律のニュアンスの相違を捨象していえば、雇用労働を用いる私企業の展開の法的基礎は一層明確になり、そこで労働契約にもとづいて就業する労働集団の企業管理上の地位は、次第に消極的にとりあつかわれるようになってゆく。

二 所有観の転換と私有化路線

ところで、こうした雇用労働をともなう私的所有の容認傾向をめぐっては、当然のことながら激しい論争が展開された。その中で所有観の転換が顕現し、私的所有肯定の思潮が主導的なものとなってゆく。連邦所有法案の審議過程では、前述のように私的所有は「靈薬」か「悪魔」かという論争がかまびすしく紙上を賑わせていたのであるが、所有法成立後の段階では私的所有復活にたいする批判ではなく、むしろ、「私的所有アレギー」の鎮静化、私的所有にたいする「過剰なイデオロギー批判」の批判、さらには私的所有の積極的擁護論が優勢となってくる。むろんそれにはそれなりの現実的背景があるわけであるが、いずれにしても所有観に収斂されるイデオロギー転換に支えられつつ、私有化政策が展開されてゆくのである。

(一) 所有観の転換

激しい論争の一方の当事者はもちろん私的所有・私有化批判論者であり、その議論も重要ではあるが、その論旨はおおむねこれまでの体制における支配的な理論の展開であり、紹介の労を省きたい。ここではこの従来の支配的所有観の転換の過程についていくつかの論点を指摘しておく。

第一に留意すべきは、所有にかんするイデオロギー転換は、具体的所有形態を「超えた」所有一般にかんする観念の転換につつまれて（そうした姿態をとって）進行したということである。これの代表例は、一九八九年一〇月に「ヘアウダ」(ソ連共産党機関紙)に掲載されたのちの憲法監督委員会議長(スヴェルドロフスク法科大学教授)アレクセイ・エフの論文にみる⁽²⁸⁾ことができる。念のためにいっておけば、彼はしばらく前まで高名なマルクスレーニン主義法理論家であった。この論文で彼は、所有、商品生産、法、道徳などを「全人類の価値」をもつ「文明化の制度」とみ、「所有と所有者、商品生産と利潤、超階級的モラルと道徳律についてのイデオロギー過剰の見解を拒否」して、「それらの全人類的な、文明化された」ポテンシャルを全面的に開示する」必要を力説している。所有についていえば、

搾取などの否定的な面をとりわけば、財産にたいする責任など「所有の負荷」の効果もあり、「高度の生産性をもつ経営の基礎・軸心」として全人類の価値を發揮する、というのである。ここでは「人間的で民主主義的な社会主義」が前提となっているので、「社会主義社会のすべての働き手、すべての勤労者を生産手段の所有関係に直接的に包含すること」が主張され、国有企業の「脱国家化」、賃貸企業・協同組合化などの政策が支持されているが、所有形態のいかんを問わず、およそ「財産を所有する」という制度一般に「全人類の価値」があると説いている点がポイントである。アレクセイエフはマルクス、エンゲルスさえ引照しているが、マルクスの所有観とは断絶していることは明瞭である。ちなみに、「全人類の価値」の思想がゴルバチョフ共産党書記長の提唱するものであったことは、いうまでもない。アレクセイエフはこの論文で私的所有を直接擁護する形はとらなかった。しかし、のちにのべる「市場への移行」計画、すなわち私有化計画の立案者シャターリン・グループが所有の権利を市民の「人権」としてうたっているのは、所有の全人類的価値論にもとづいており、ある歴史家がヘイズベスチア⁽²⁹⁾（政府機関紙）の論文で「私的所有制度」を、「人類文明最大の獲得物」で「その欠如は社会の経済的・社会的・精神的衰退をもたらす」と賛美している⁽³⁰⁾は、そのエスカレートした表現である。

第二に留意すべき点は、すでにアレクセイエフの議論にもでてくる点であるが、「所有」（私的所有）の経済的效果が「市場」の経済的效果と直結した形で主張され、これが所有観転換のこととなったとみられる点である。「私的所有原理の全面的承認」が市場経済への移行の条件である（ロシア最高会議副議長ハズブラートフ）、市場という「健全な経済」の基礎は私有化である（企業連盟会長ブーニン）といった主張は九〇年夏には少なくない⁽³¹⁾が、ここでは連邦最高会議経済改革問題委員会所有問題小委員会議長ポイコの議論をとりあげてみよう。彼は、八九年秋の論文では、全人民的所有の「実現形態・方法の民主化」という方向で「社会主義的所有のペレストロイカ」を論じ、勤労的私的所

有は承認するが「搾取者的私的所有」は承認しないと主張していたのであるが、(一〇月の連邦人民代議員大会での発言は前述)、九〇年三月の所有法成立の最終段階では次のような主張を行うにいたっている。⁽³³⁾

生産手段の所有は「それによってのみ、生物学的には誰にも必要でないものを生産し、蓄積することが可能であるような特殊な形態」として歴史的に発生した。所有者というものは「生産手段の蓄積・保守・不断の更新という重い義務」を負っており、経済取引において自己の全財産をもって他人にたいする責任を果たすリスクを負っている(労働者の働く場所を与えるのも所有者なのだ、という主張もほのめかしている)。このような義務と責任を負っている以上、「所有にたいする、それを取引に投ずることにたいする支払い」をもとめて不当なことがあるか、というのである。しかし、やはり搾取という問題には気をつかっている。「雇用労働者の剰余労働の一部でも取得することは搾取を意味するのか?」、そうではない、とみるのである。ここでは論者は脱国有化は資本主義化ではないという立場をとっている。雇用労働の一定の制限や従業員持株制による「労働者の所有者化」なども主張しているのであるが、所有者の蓄積機能の強調によって資産所得を正当化する議論に注目したい。ここでもまだマルクスが引き合いにだされたりしているが、典型的な資本家の論理が借用されている。

第三に重要な所有観転換のポイントになるのは、つぎの点である。上記のポイコの見解にみられるように、雇用労働をとまう所有と経営形態を容認しつつ「搾取」は否定するとすれば、所有形態から「搾取」関係を切りはなし、資本と賃労働関係からそれを切りはなす必要がある。そのためには、「搾取」概念の転換をはからなければならない。資本と賃労働関係があれば必ず搾取があるのか、という「問題」をめぐる議論はそうした含みをもっていた。そうして、「資本主義には搾取はないが、社会主義にはそれがある」といった極論は別としても、「今日わが国における搾取度はすべての工業国中最高である。」⁽³⁴⁾といったことが代表的な労働法学者によって主張されるようになる。この問題で

のイデオロギー転換の過程を率直な表現で語っているのは、ソ連共産党機関誌「ヘコムニスト」に掲載された「搾取—いまそれをいかに解するか」と題する論文である。

それによれば、搾取についての「伝統的規定」(マルクス主義的規定)は、個人資本家が典型的であった一九世紀前半までは正しかったが、現代には妥当しない、という。この議論によれば、資本主義企業の利潤でも、蓄積にまわす部分、政府に支払う部分および資本家の経営労働の報酬として彼らが取得する部分などは搾取に当たらない。利子生み資本の利子にも必要経費補填の意味があるので搾取に帰するわけにはいかない。そこで、搾取とはなにかを詰めてゆくとどうなるのか。この論文によると、搾取とは、労働力の価値以下しか支払いがなされない場合、労働者に自由時間がなくて教育を受けられない場合、性別、民族的帰属による差別のあるばあいにいえるのだ、ということになる。つまり、搾取とは不当な利得だということになるのであって、「搾取はなんらかの特定の所有形態と結びつくものではない」ということになるのである。ということになれば、所有法で「搾取を排す」といっても、それは資本家的所有関係を排することを意味するのではないことになる。⁽³⁵⁾ シャータリンにいわせれば、そんな「古くさいドグマ」とは縁を切るべきだ、ということになる。⁽³⁶⁾

最後に指摘しておきたいのは、前記「ヘコムニスト」論文の論者が述べているように、「株式会社は搾取の克服形態である」という確信⁽³⁷⁾が広がっていったという点である。だから、資本主義諸国ではかなり前から「基本的生産手段は全国民的所有に移行しており、国民的株式会社の体系を通じて国家装置によって管理されて⁽³⁸⁾」いる、といった見解が登場しても不思議ではなかった。株式会社についてはもっと慎重な議論もあることはいうまでもない。しかしここで重視したいのは、これを無条件に「集団所有」形態とする見解が支配的になることであって、社会主義所有の形態の多様化という路線の構想にも早くから株式会社形態がその有力な一形態(「集団所有」形態)として含まれていた。株式会

社はやがて「搾取なき」私企業として観念され、ついで「搾取」概念そのものが「陳腐」化されて、私有化の中心的形態とされてゆくであろう。

ところで、上述のような所有観の転換には、それなりの社会的・政治的背景がある。しかしこれについては筆者にまだ十分な分析が用意されていない。ここでは、別なところで書いたことの繰り返しになるが、⁽³⁹⁾ 検討すべき二、三の論点を指摘するにとどめたい。所有観転換には、一般的にはむしろ「社会主義」（つまり「ソビエト型社会」政治体制）の矛盾の意識化という問題、そして、この意識化の在り方そのものを規定する矛盾の構造という問題がある。この点の追求はソ連史全体の検討に及ぶ。しかし、ここで指摘したいのは、限定された視点からの論点、つまり、前ペレストロイカ期における所有観転換の社会的土壌という観点からの論点指摘である。

その第一は、一九六〇年代以降、不徹底ながら試行された経済改革、利害動機刺激型の経済政策と結びついていわゆる「官僚的市場関係」の複雑なシステムが独特の「慣習法」を生みだしつつ展開してきていた、⁽⁴⁰⁾ という問題である。その中で、党々国家官僚の特権（命令・処分権）の「私有」化とそれらの相互的「交換関係」も展開する。それは、スターリン時代の特殊「動員型」の指令的経済管理構造（「権威主義的・動員的社会主义」⁽⁴¹⁾）とは異なるもので、官僚機構内部の横の「取引」関係によって支えられている国家管理形態である。こうした構造は、表の計画経済の裏側に「闇経済」をはびこらせることになり、両者の癒着構造を生みだす。こうしてさまざまな形態で利害追究型行動圏に参入した官僚集団は、機構の内外に私的人脈をはりめぐらすことになり（コネ集団）、「影の権力」を成長させた。そこから個別の「グループ」的利益追究型の行動様式の遊域拡大志向、官僚主導型の市場経済への政策志向が生じたことは理解に難くない。「行政的・指令的」管理方式の内部で、その不合理性の裏返しとして生成し、表の管理方式を神話化していたこの現象は、ペレストロイカ前における社会的諸勢力の配置を考える場合きわめて重要な意味をもっている。私

的所有容認と私有化路線が共産党一党支配体制のもとで生じた過程は、その分析なしには解明できない。

第二は、この一党支配の政治構造についていえば、かつての各級党書記局の峻厳な一元的支配が崩れて、各行政部門の国家官僚制（党機構と癒着した）の独自権力が成長する。ある論者の指摘によれば、党の「政治指導部」と「党和国家の職業的な管理機構」（「官僚主義化された管理機構」との関係が、後者の前者への「無条件の従属」からの離脱によって、「組織的な一重権力という性格」を帯びるにいたったという。⁽⁴²⁾この事情を先にのべた変化と重ね合わせてみておく必要がある。そうしてみると、「マルクスレーニン主義」の一元的支配という点についても内部的変容が進行していたであろうことが推測される。硬直化した教義への外面的忠誠強要は内面的な脱思想をとまなうのであるが、それは単純な脱思想にとどまらず、さまざまな思想潮流による代置をとまなう。この場合ノメンクラトゥーラ層においては、教条化された「社会主義」への外面的忠誠と内面的世界との分裂、人格的二重化が特徴的構造となる。そうだとすれば、一枚岩の思想集団としての党とはすでに神話化した存在であったということになる。したがって、党の内部では多次的分解が進行していたと考えられる。これに加えて、教条体系そのものが現実の変貌に応じて折衷主義の増幅にみまわれ、教条としての内的一貫性を失いつつあった面も考慮すべきであろう。⁽⁴³⁾これを前提として考えると、ペレストロイカ政策を支持する改革志向にはさまざまな潮流が存在していたのであって、「社会主義の刷新」という形態をとった改革スローガンも「同床異夢」的性格をもっていたとみられるのである。共産党書記長ゴルバチョフ自身が八九年末には社会民主主義と境をへだてることはなくなり、彼の依頼で「市場への移行」プラン策定の中心となつたシャターリンは、共産党中央委員会メンバーでありながらマルクス主義から離れること久しかったのである。⁽⁴⁴⁾

(二) 私有化路線の展開

(1) 上述の過程で私有化路線が形成されてゆくのであるが、九一年から九二年にかけて法制化をてこととする本格

的・全般的私有化がはじまる以前に、国有企業の個別的私有化が進行していたことに触れておかなければならない。国有企業の個別的私有化には、その協同組合企業化あるいは賃貸企業化を前提として、賃借人集団⁽⁴⁵⁾労働集団がこれを買取って株式会社とする、あるいは協同組合を株式会社化するという方法、また個々の大企業については直接に政府決定で株式会社化するという形態、小企業については労働集団の買取りによる有限会社化という方法、などがとられた。

政府決定による株式会社化の例としては⁽⁴⁶⁾、よく知られているように KamAZ の例がある。KamAZ は、従業員約一四万人、一八工場(一三工場という記述もある)を包括する連邦直轄の大型貨物自動車生産合同であるが、一九九〇年六月、先にのべた連邦企業法と株式会社・有限責任会社規程のでた直後、六月三〇日の連邦政府決定によって、定款資本四七億ルーブリの株式会社に改組された。第一次株式発行では、発行株式総数(一株一〇〇ルーブリ)のうち、政府保有二五・五%、労働集団保有二五・五%、計五一%をのぞく部分が公開されて市民・法人の引受けを期待するという計画であったが、実際には、ソ連国有財産フォンドが三七%、タタールスタン国有財産管理委員会が一三%、各種の企業・組織(約一、二〇〇)が四五%、労働集団員(八七、〇〇〇人)五%、という保有構成となり、一般市民、外国市民・法人の株式取得はなかった(当初は一〇%を予定)。当初は労働集団評議会代表をつうじて労働集団が理事会に参加し、三分の一の票決権を与えられる予定であったが(二五・五%保有を前提)、実際にどうなったかはわからない。

この間、前記企業法、株式会社・有限責任会社規程のほかに、連邦レヴェルでは最高会議決定「ソ連における規制された市場経済への移行の構想(концепция)について」⁽⁴⁷⁾にもとづく政府決定「小規模企業の創設・発展に関する施策」(九〇・八・八)、同じく政府決定「地方工業・商業の私有化・脱国有化の原則」(一九九〇・一〇・二五)、「銀行および銀行業に関する法律」(九〇・一一・一一)、「投資活動立法の基本原則」(九〇・一一・一〇)、「レニングラード市および

レニングラード州における国有企業の株式会社その他の所有形態の企業への改組について」(九〇・二二・一〇)などの関連立法、またロシア共和国レヴェルでは、モスクワ市ソビエト幹部会決定「地方工業・商業・生活サーヴィス企業の私有化・脱国有化の原則について」(九〇・一〇・二五)、政府決定「ロシア共和国領域内における国有企業の株式会社化について」(九〇・一二・五)などの関連立法が現れ、さらに連邦政府の商業省・財務省関係の研究所などが作成した「脱国有化の諸問題についての地方人民議員ソビエトへの勧告」(九〇年九月)が発表されたりして、個別的私有化を促進することになる。そうして、この流れが九一年には全面的私有化立法につながってゆくのである。

連邦国家統計委員会の一九九〇年度統計報告でみると、工業部門の賃貸企業約二四、〇〇〇(社会給食・生活サーヴィス企業で数万)、協同組合企業約二六〇、〇〇〇(うち八〇%は国有企業に付設されたもの)、農民経営四〇、六〇〇、株式会社一、二〇〇以上、合弁企業約三、〇〇〇、商業銀行・協同組合銀行一、四〇〇、私営の小売商店・飲食店・生活サーヴィス企業約四三、二〇〇(全体の三一・五%)という数字が示されており、所有多様化の端緒的状况がうかがわれる。なお、国有企業の「商事化(Коммерциализация)」を示すコンツェルン、アソシエーション、コンソシウム等の企業連合組織が約一、八〇〇となっている⁽⁴⁸⁾。

(2) さて、一九九〇年七月二日から一三日にかけて開催されたソ連共産党第二八回大会は、さきに触れたように、所有・経営形態の多様性、すべての所有・経営形態の同権と自由な企業家活動、それらのあいだの自由な競争(Соревнование, состязательность)を基礎とする市場経済への移行路線を「綱領的声明」として採択した。二月の「綱領草案」では「計画的・市場的経済」とされていたのが、ここでは「規制される市場」またはたんに「市場」とよばれるようになってきている。こうして、市場移行路線が支配党の綱領的路線となることによって、さしあたりは「共産党支配のもとでの」私有化が一般的政策となる(ただし「全面的非国有化」は否定)。ここで留意すべきは、「市場への移行」政策そ

れ自体は、すでに例えばこの年の五月の連邦最高会議で、政府提出の「国の経済状態と規制される市場経済への移行の構想について」⁽⁴⁹⁾なる改革プログラム案をめぐって議論されている。だが、そこでは私有化・脱国有化政策が問題となっていたわけではない。ここで問題となるのは私有化・脱国有化を「市場への移行の礎石」⁽⁵⁰⁾とする路線の公定である。二八回大会に注目するのはそのためである。

二八回党大会後、市場移行プログラムの策定がはじまる。まず、連邦大統領ゴルバチョフとロシア共和国最高会議議長エリツインの共同の決定によって組織された作業グループ、すなわちいわゆるシャターリン・グループの作成した「市場への移行：コンセプトとプログラム」(Переход к рынку: концепция и программа)が八月二二日に大統領に提出された。これはシャターリン・プログラムとも「ゴルバチョフ・エリツイン・プログラム」とも呼ばれる⁽⁵¹⁾。ここでは、市場経済への移行のプログラムが、「所有にたいする人の権利」(「各人の手中にある所有——それは社会の安定の保証である」)⁽⁵²⁾、「経済活動にたいする市民の権利」、「消費選択の自由と公正な価格にたいする市民の権利」、「所得増大と社会的保証にたいする市民の権利」、「経済活動の自由にたいする企業の権利」といった市民の権利の実現プログラムとして理念化され、その理念の下で、①経済主体の最大限の自由と国家の不介入、経済活動の最重要刺激要因としての競争、自由な価格形成、②労働力市場、資本市場等市場関係拡大と経済の対外開放性、③社会的保護等が改革目的としてうたわれ、そうした目的での「市場への移行」のための脱国有化・私有化プログラムが以下のような「五〇〇日計画」(一九九〇・一一・一九二・三・一四)として提示された。

A 最初の二〇〇日——①九〇年の年末までに五〇—六〇の国有大企業を株式会社化、②一定類型の国有住宅・宅地、自動車・建物・設備等の一部を市民に売却、③小規模商業・サービス企業の私有化、④土地改革・コルホーズ・ソフホーズの土地をコルホーズ員、ソフホーズ労働者の分与地の総体と宣言し、彼らに分与地と財産持分を持って自

由に離脱する権利を保障する。B 一〇〇—二五〇日——①大規模国有企業の株式会社化を一〇〇—一五〇〇企業とし、株式の売却を促進、②小規模国有企業（生産・サービス）の五〇％を私有化（各種の形態）、③土地改革の第一段階を終了。C 二五〇—四〇〇日——①工業の固定資産の三〇—四〇％、建設・自動車運輸の五〇％まで、商業・サービス業では六〇％以上を株式会社化または売却し、あるいは賃貸企業とする。②生産物・サービスの七〇—八〇％につき価格統制を撤廃する。D 四〇〇—五〇〇日——①国有企業の株式会社化または売却・賃貸を工業では七〇％以上に、建設・自動車運輸・卸売・小売商業・サービス業では八〇—九〇％以上とする。②国家保有株の自然人・法人への売却、なお③私的農民経営創出は近未来に一五—一八万戸と測定。

この「急進的」で「ショック療法的」と評される「五〇〇日計画」は、ロシア共和国最高会議では九月一日に承認されたが、連邦レヴェルでは政府の厳しい抵抗でゴルバチョフはこれを通すことができなかった。さきに触れたように、政府の市場移行プログラムはすでに前記五月の最高会議に提出されており、これが手直しを要求されて（六・一三最高会議決定）、政府としてはその準備をしていた。一一月の最高会議での副首相アバルキンの報告でみるかぎりでは、そこには「市場への移行の条件」として脱国有化の構想が示されている。その方向は、労働集団による事後の買取りを含む賃貸企業の発展、株式会社の創設、強力な協同組合運動、私企業や農民経営の形成への着手、住宅の私有化などであるが、多様な所有形態を進展させるにあたり「極端から極端に、つまり、経済の全面的国家化から国家セクターの全面的除去へと走ってはならない。近い将来にとどまらず、その先の見通しでも、国家セクターは経済の一連のキイ領域を包摂するであろう」という立場が強調されている⁵³。しかも、当面緊要なのは商品の供給、貨幣所得の規制および価格システムの改革で、それをまず先行さすべきだという立場である。したがって、政府がシャターリン案に強く抵抗するのは当然であった。

いずれにしても、この両者の調整・妥協の道が探られる。そのために組織された調整委員会（アガンベギャンを長とする）は、シャターリン・グループ計画をベースとした（「五〇〇日」的発想の）大統領案を準備したが、結局九月二四日の最高会議決定により、これら三案を基礎とする統一プログラム案の作成の組織を大統領に委任、その結果できなかった「国民経済安定化と市場経済への移行の基本方向」（Основные направления стабилизации народного хозяйства и перехода к рыночной экономике）が一〇月一六日大統領によって最高会議に提案され、最高会議は一〇月一九日にそれを承認することになった。

さて、この「国民経済安定化と市場経済への移行の基本方向」は、シャターリン計画とはかなり趣の異なるものとなったが、①「市場への移行のオルタナティブはない」（それは「社会主義の選択とは矛盾しない」とする）、「全世界の経験は、市場経済の生命力と有効性を証明した」、「社会全体の人道的方向性と統一した市場のみが、…財貨の公正な配分、市民の社会的権利と保証、自由と民主主義の強化を保障できる」という前提で、②「市民の自由な経済活動の保障」、「自由な商品生産者」の競争、そのための「私有化」・「脱国有化」の実現をにかけている。同時に、③全ソ連的統一市場が「主権諸共和国」の統合の基礎であることが強調され、また④マクロ経済政策的な国家的規制と市民の社会的保証が強調されている。

市場経済への移行の段階規定は、ここでは抽象的にしか行われていない。第一段階では「非常措置プログラム」（財政・通貨・価格政策と対外経済安定化）を実現しつつ脱国有化・私有化、土地改革を進める、第二段階では厳しい財政的抑制の下で次第に市場価格制に移行（固定価格を以て以上残す）、脱国有化の規模を拡大し、小規模企業の私有化を行い、市場のインフラストラクチャーを發展させる。第三段階は「市場の形成」段階で、住宅市場、労働市場、通貨市場を含めて市場関係を拡大し、現代的銀行システムの形成、ルーブリ交換性の実現を図る。第四段階は「安定化期の完

了」段階で、競争的市場環境形成、非独占化と脱国有化・私有化の顕著な推進を図る、といった段階設定である。

ところで、脱国有化・私有化政策であるが、この「基本方向」では、「私有化とは、私的所有への移行のみを必ずしも意味せず、国有財産をさまざまな条件で集団、協同組合、株式会社、外国商社、私人に譲渡または売却することによる所有者交替のより広い過程をさす」とされ、脱国有化との概念的区別はほとんど認められない。これらの概念の使用の初期的状況をそれは示していよう。「所有形態の改造をとまなう脱国有化」は、共和国・地域、生産領域、企業規模、ファンド状態その他各種のファクターに応じてさまざまな方法で実現されるという方法的指針が一般的に示され、それが長期の過程となるという展望が示されている。土地改革については、土地私有化にきわめて慎重な態度が表明されており、土地所有の問題は人民の意志表示によって決定される、効率の悪いコルホーズ、ソフホーズは、その土地の全部または一部を協同組合・賃借人・農民経営・工業企業その他の企業に供与することによって改造する、コルホーズの協同組合的性格を復活する、などの政策が示されているが、ここでは省略する。

この連邦最高会議の決定にもとづき、九一年二月はじめに「所有の脱国家化と企業の私有化に関するソ連邦および連邦共和国の立法の基本原則 (Основы законодательства СССР и союзных республик о разгосударвлении собственности и приватизации предприятий)」草案が完成するのであるが、この時点で各共和国の私有化法、脱国有化・私有化法が登場してくる。九一年二月の段階でソ連共産党中央委員会・中央統制委員会合同総会声明は、「脱国有化」を前提としながらこれに「人民的性格を付与し、所有の圧倒的部分を労働集団の手に引き渡す」という課題をかかげたが、これが事態の進行を主導することにはならなかった。七月に成立する連邦法「企業の脱国有化・私有化の基本原則」は以下にみるように、そうした路線に沿うものではない。この間、OECDの私有化法案鑑定・勧告⁽⁵⁵⁾が行われている。こうして全般的私有化の法的基礎が形成されはじめた。

- (1) См. Первый съезд народных депутатов СССР, Стеногр. отчет, т. 1, 1989, стр. 451-452.
- (2) Там же, т. 3, стр. 418.
- (3) См. Вторая сессия ВС СССР, Стеногр. отчет, часть 1, стр. 148-149.
- (4) См. там же, часть 2, стр. 53-59.
- (5) См. там же, стр. 71, часть 3, стр. 84, Третья сессия ВС СССР, Стеногр. отчет, часть 3, стр. 23.
- (6) См. там же, стр. 76.
- (7) См. там же, часть 4, стр. 241, 258.
- (8) См. Р. Симомян и А. Друзенко, Частная собственность: панacea или нечистая сила? Известия, 1990.1.12.
- (9) См. Второй съезд народных депутатов СССР, Стеногр. отчет, т. 1, 1989, стр. 215.
- (10) 第二次草案公表後に新たにリトアニア案、連邦最高会議環境問題・資源合理的利用問題委員会案などの対案が提出された。このうちリトアニア案は主として連邦・共和国間および共和国相互間の所有関係にかんするものである。環境問題等委員会についてはつぎの点が注目される。一つは、所有者の所有権行使における環境保全義務規定(六条)、第二は、「個人的所有」と「私的所有」とを「個体的所有」の二形態として區別して規定している点(一六、一七条)、第三は、労働集団所有について「団体所有(корпоративная собственность)」という性格規定を与え、その主体は労働集団全体であってその代表機関ではないとしている点(一二条)である。両案は Советская россия, 1989. 11. 21. に発表されている。
- (11) この法律の全訳(大江泰一郎訳)は法律時報六二巻八号に掲載されている。
- (12) См. Третья сессия ВС СССР, Стеногр. отчет, часть 1, стр. 92, 95, часть 3, стр. 4, 64-65.
- (13) 「個人的所有(личная собственность — persönliches Eigentum)」概念については藤田勇『近代の所有観と現代の所有問題』(日本評論社、一九八九年)、一五五頁以下、一三四頁以下、同『概説ソビエト法』(東京大学出版会、一九八六年)、二〇六頁以下を参照。
- (14) См. Третья сессия ВС СССР, Стеногр. отчет, часть 3, стр. 35.
- (15) См. там же, часть 1, стр. 86.
- (16) См. там же, часть 3, стр. 4-5.

- (17) 一九二二年民法典三一八条では、これを有限責任会社の中で規定している。
- (18) 一九八九年一〇月段階でのボイコの論説 (A. Бойко, Владлепц — тоже хозяин, Экономическая газета, 1989 No. 42.) によれば、政府案には労働集団所有という概念はなかったとされている。
- (19) 注(10)で触れたように、労働集団所有を団体所有とする見解もあった。「共同財産 общее достояние」という用語は共同の財貨というほどの意味で、民法上の概念構成とは別次元の用語である。民法上の概念としては *общая собственность* (共同所有) 概念があるが、これは、*долевая собственность* と *совместная собственность* (ほぼ共有、合有に相当する) に区分されている。なお、従来「コルホーズ所有」は、初期には合有的性格をもっていたが、のちには潜在的持分を一切含まない団体所有となっていた。
- なお、「経済と生活」誌の記事によると、「経済的実験の枠内で」買取りにより集団所有制に移行したある企業では、持分的共同所有となるのはフォンドのバランス価値の三〇%以下で、それ以外の財産は不可分共同所有とされる、という決定をしている。См. Выкупшем объединение, ЭЖ, 1990, No. 26.
- (20) См. Вторая сессия ВС СССР, Стеногр. отчет, часть 3, стр. 66, часть 5, стр. 260. Третья сессия ВС СССР, Стеногр. отчет, часть 3, стр. 31-33.
- (21) これはロシア連邦最高会議の「ロシア・コムニスト」派のちに(一九一年五月)同最高会議に提出した「所有の脱国家化」(私有化排除)法案において「人民企業」の二つのタイプとして規定した構想であって、所有法制定過程の構想とやや時期のずれがあるが、九一年三月前においてもありえた構想としておく。См. Закон РСФСР "о разгосударвлении собственности в РСФСР" (Проект-группы народных депутатов "Коммунисты России").
- (22) См. Третья сессия ВС СССР, Стеногр. отчет, часть 1, стр. 36.
- (23) См. К гуманному демократическому социализму, Программное заявление КПСС, Правда, 1991.7.15.
- (24) これらの政治綱領、すなわち「人間的で民主主義的な社会主義をめざして」(民主政綱派)および「ソ連共産党におけるマルクス主義的政綱」(マルクス主義党員クラブ連合)は、「世界政治」、一九九〇年八一—号、八一—三号に訳出されている。
- (25) この概念については、注(13)を参照。通常 *individuelles Eigentum* は *persönliches Eigentum* と *Privateigentum* との双方を含む概念と解されるが、*persönliches Eigentum* (личная собственность) と同義的に用いられることもある。内容上は前者の意味に解されるが、手もとにロシア語テキストしかないので、詮索は控えておく。

- (26) ロシア連邦の土地改革法は、農民経営、個人副業経営、菜園、畜産その他農業生産と結びついた目的のために(改正では個人企業活動のための建設敷地、住宅・別荘・車庫用地も)ロシア連邦市民が土地を所有することを認めるとともに(四条)、土地の処分については、所有権取得後一〇年間は国家にたいする売却以外の売買は認めず、一〇年経過後土地売買問題は人民代議員大会での多数決または国民投票で決定される(改正では、所有権取得後五年間はそれぞれの地方ソビエトにたいしてのみ売却がみとめられ、それ以後はソビエトの監督のもとに土地取引が認められる、とする)と規定している(九条)。この法律については小原剛による紹介がある(「日ソ経済調査資料」、一九九一年七月号所収)。
- (27) См. Контракт как форма трудового договора. Бизнес и банки, 1992, No. 7. そこでは「(コントラクト)は、雇用関係にある者が、労働にたいする報酬を受け取るだけでなく、出資または経営寄与について利潤分配を受ける関係を目指すもので、「労務提供者および業務遂行者の労働上の利益だけでなく財産上の利益をも保障する、特殊な条件をもった労働契約」とされている。
- (28) См. С. С. Алексеев, Общечеловеческие ценности и социализм, Правда, 1989, 10.9.
- (29) См. Переход к рынку: концепция и программа, Москва, 1990, стр. 5.
- (30) См. А. Кива, Должит ли партия перестройку?, Известия, 1990, 7.19.
- (31) См. Российский суверенитет и рынок, Известия, 1990, 8.1. (ハズブラートのインタビュー発言): П. Бунин, Как разделить государственную собственность, Известия, 1990, 8.22.
- (32) См. А. Бойко, Владелец — тоже хозяин, Экономическая газета, 1989, No. 42.
- (33) См. А. Бойко, Существование собственности, Известия, 1990, 3.1.
- (34) См. С. А. Иванов, Кризис советского трудового права. Советское государство и право, 1990, No. 7, стр. 39.
- (35) См. Г. Чибриков, Эксплуатация: как ее теперь понимать, Коммунист, 1990, No. 11, стр. 73-76.
- (36) Труд, 1990, 9.15. 掲載のシャターリンのインタビューを参照。
- (37) Чибриков, Указ. статья, стр. 73.
- (38) В. Сироткин, Частная собственность: панacea или нечистая сила?, Известия, 1990, 1.22.
- (39) 藤田勇「ペレストロイカ、その変質・崩壊とロシア革命」(神奈川大学評論叢書『国家の変容』(御茶の水書房、一九九二年)、八三頁以下参照。

- (40) См. В. Найшуль, Высшая и последняя стадия социализма, Погружение в трясину, Москва, 1991, стр. 45; его же, Бюрократический рынок, НГ, 1991.9.26. この論者は、七〇—八〇年代には「指令経済」なるものは事実上存在しなかったとさえ指摘している。
- (41) この用語については、クラシビリ(大江泰一 他訳)『岐路に立つペレストロイカ』(日本評論社、一九九〇年)、二八頁以下参照。
- (42) 前同、三四頁参照。
- (43) См. Г. Шахназаров, Три самоопределения российской демократии, Известия, 1991.11.18.
- (44) См. С. Шаталин, "500 дней" и другие дни моей жизни, НГ, 1992.3.31, 4.02.
- (45) 国有企業が協同組合形態を経過点とし、賃貸形態をも利用しながら株式会社に移行した例としては、モスクワ扇風機工場の例がある。同工場の労働集団(五十三人)のうちの二〇〇名は、一九八九年七月一日に協同組合を組織して連邦家具製造工業省の管轄から離脱したが(残余の者はこの協同組合との雇用契約により従業員としてとどまる)、そのさい企業財産につき買取り権をもつ賃貸借(アренда)契約を締結した。これはいわゆる賃貸企業ではなく、協同組合法による協同組合である。その後この企業財産をレニングラードの大有企業(融資等により買取るとともに、その価値を株式に分割し、組合員および組合員外の従業員が株主となる(約三〇〇名)形で(株式の四分の三は配当金引き当てによる取得という形)株式会社に変換する。См. Известия, 1990.9.11, 1991.2.2, Правительственный вестник, 1990, No. 35. の各報道。記述内容に差があるので、上記はかならずしも正確なものではない。なお、アренда企業が株式会社に移行した例としては、ヤロスラフスキーの生産合同「赤い十月」の例が紹介されているが、この場合買取りと株式会社への転換の過程が重疊的になっている。См. Акции по Ярославски, Известия, 1991.1.8.
- (46) 以下の紹介記事による。ЭЖ, 1990, No. 20, 1991, No. 38, Известия, 1991.8.17, 1992.5.22.
一九九一年七月の連邦脱国有化・私有化法(次章参照)の制定以降、脱国有化・私有化政策の実現を「目的として」連邦国民経済管理委員会決定により連邦工業省管轄の企業・組織が株式会社化される過程がみられる。石油工業省管轄下企業・組織をベースとする株式会社(акционерная корпорация)〈Химнефть〉、自動車・農業機械製作工業省管轄下の企業・組織をベースとする株式会社(акционерное объединение)〈Автосельхозмаш-холдинг〉などがその例である。ただ、これは連邦解体過程への対応という側面をもち、別個の分析を必要とする。См. Правительственный вестник, 1991, No. 39, 40.
- (47) ここで「小規模企業」というのは、一般的には、従業員数指標で以下のものをさす。工業・建設分野—二〇〇以下、科学・科学サーヴィス—一〇〇以下、その他の生産分野—五〇以下、非生産領域—二五以下、小売商業—一五以下。

- (48) См. Экономика СССР в 1990г., ЭЖ, 1991, No. 5.
- (49) См. Н. Рыжков (доклад), Об экономическом положении страны и концепции перехода к регулируемой рыночной экономике, Правда, 1990.5.25.
- (50) 一九九一年六月二五日の脱国有化・私有化問題協議会でのゴルバチョフ発言。См. Экономика и жизнь, 1991, No. 26.
- (51) このプログラムの作成過程については、注(44)のシャターリンの回想に詳しい。
- (52) Переход к рынку, М., 1990, стр. 5.
- (53) Л. Абагкин (доклад), О практических шагах по переходу к рыночной экономике, ЭЖ, 1990, No. 49.
 なお、本稿の脱稿後に市場への移行計画をめぐる「プログラム戦争」を詳述したアバルキン(岡田進訳)『失われたチャンス』(新評論、一九九二年)に接した。過程の記述については同書をも参照して補正する必要がある。
- (54) О текущем моменте и задачах партии, Правда, 1991.2.4. なお四月のソ連共産党中央委員会総会でのパヴロフ報告では、国有企業の株式会社化のさいに、大中規模企業については株式の「大きな部分は、なお長期にわたり国家の手中に残される」のであって、私人の手に移るのではない」と説明されている。См. В. Павлов, О положении в стране и путях выхода экономики из кризиса, Правда, 1991.4.26.
- (55) См. Правительственный вестник, 1991, No. 5.

第三章 私有化路線の法制化

一 私有化の方法をめぐる議論

前述の「市場への移行」路線、したがってまた私有化路線の確定は、むろんさまざまの論議をよびおこした。私有化法制の内容の検討に先立ち、この点について若干の整理を試みておきたい。まず論議の性格についてであるが、九〇年三月の「所有法」をめぐる所有論争が、私的所有の見直し論とそれの批判という構図のそれであったとすれば、

いまや議論は、国家的所有・国家管理システムを積極的に解体し、国有財産を私的所有ないし非国家的所有に転換させる「脱国有化・私有化」という政策路線をめぐるものとなるという事態の急展開が注目される。むろん、そのさいこの路線の正当化自体も問題となった。これを「資本主義体制の強制的復活」、「経済的土台における反革命クーデター」と批判する議論⁽¹⁾、私有化を排し、私有化法案に「脱国有化法案」を対置する試み⁽²⁾などがこれに含まれる。しかし、全体として議論の主流は、この路線を「市場への移行」の不可欠の条件として承認したうえでの、その実行方法をめぐっての議論であった。

「脱国有化・私有化」の方法をめぐる議論には、その大枠ないし原則にかかわる議論と具体的な方法にかかわる議論とがある。たとえば、ポポフの「脱国有化における二つのアプローチ」論、すなわち、国有企業の管理者層が私有化された大独占企業の「新所有者」におさまってゆく「官僚的(ампарный)」な道と、すべての市民が全国有財産につき平等な分前を無償で取得する「民主主義的」な道とを対置し、後者を主張する立場は、大枠にかんする議論の代表的なものである。しかしそれは、具体的方法のレヴェルでの有償買取方式か無償分割方式かの議論にも通じている。そこで、以下では、のちに私有化法の内容を検討するさいの前提という意味で、具体的方法に即して論点を整理しておきたい。といっても、具体的方法をめぐる議論には、資本主義諸国や中東欧旧社会主義諸国の私有化の経験との対比で細かい論点にわたるものが当然にある。しかし本稿は、所有制改革を体制転換問題としてみることを主眼としているので、論点整理も、国家的所有が決定的地位を占める経済体制のもとで全般的私有化・脱国有化を行うさいに特殊に問題とされる二、三の点を中心とすることになる。

(1) 第一は、無償分割方式か、有償買取(売却)方式かという問題である。ここには、正当性問題と経済効率問題および実現可能性問題が絡んでいる。国家的所有が「本来」は「全人民的所有」であるのだとすれば(それが「歪曲」さ

れていたので脱国有化・私有化が必要だということになったのだが、所有者たる「人民」(個別的には「市民」)が所有財産を「買取る」というのは道理に合わない。とすれば、無償分割が当然だということになる。これは、資本主義諸国における国有企業(主権者たる国民の財産)の私有化のさいにもありうる議論であるが、国民にたいする政策決定の正当性の説得という点で問題の重要性に決定的ともいべき相違があることは、縷説を要しないであろう。したがって、全面的であれ部分的であれ無償引渡しを否定することはできない。だが、具体的には、誰にどのように引き渡すのか、という問題がある。現に私有化対象となるそれぞれの企業で働いている労働集団が取得者となれば、労働者が「主人」になるという観点からは望ましいであろう。しかし、企業といっても価値的にはさまざまの相違があり、現に就業している企業の財産をそのままその従業員に無償で譲渡するというのでは不公平になる。ついで、企業で働いているのではない「人民」層はそのさい疎外されることになる。また、かつては当該企業で働いていた年金生活者も疎外されることになる。こうした各種の不公平を完全にとり除くためには、全国有財産価値を人口数で除し、均等持分に分割してこれを有価証券化し、全国民に分配するという方式が考えられる。

しかし、そうした国有財産「均等ばらまき」方式では、脱国有化・私有化の目的である国民経済再建、市場経済への移行には何の役にも立たず、膨大な私有化経費が負担となるだけである、という議論が当然にでてくる。私有化による国庫収入が財政危機乗り越りに不可欠だとの政策的前提もある。したがって、それは無視はできないにしても、政策担当者が受け入れることのできないものであった。また、「均等ばらまき」で全国民がながしかの分前を受け取ったとしても、それが有効な営業資産となりうる程の額でないことも明らかであり、瞬時にして消費される可能性も少なくない。つまり、非国家的・私的企業の創出につながる可能性が少ない。そうした議論が優位にたつことになった。⁽⁵⁾したがって、有償買取(売却)方式と無償分割方式とのバランスのとりかたが探究されることになる。有償買取(売

却)方式をとりながら、取得資金としてすべての市民に一定額の「私有化証券」を与えろという方法、私有化対象企業の従業員(元従業員を含む)に定款資本の一定%の無償取得をみとめる方法等が各共和国でとられてゆくのである。

(2) 第二の問題は、脱国有化・私有化対象企業の労働集団の地位に関する問題である。国有企業の脱国有化・私有化がスムーズに実行されるためには、それぞれの企業の労働集団の同意の調達が重要な意味をもつ。とくに一九八七年国有企業法以降は、企業管理における労働集団自主管理が制度的にはビルト・インされており、その地位が高められている。そうして、国家的所有の解体は、労働する者が所有から「疎外」されている旧来のシステムの抜本的改革という大義のもとに進められようとしている。開経済の資本家の侵入は排除すると説明されている。後者と関連して、国有企業労働集団は私有化反対勢力の拠点づくりの場と目されていた。⁽⁶⁾

したがって、脱国有化・私有化によって当該企業の所有権者が誰になるかという私有化の形態そのものについての決定に労働集団を参加させる問題、労働集団所有とならない場合、例えば株式会社となる場合に労働集団に一定程度の株式保有を保障する問題、所有者交替にさいしての就業保障や従来の労働協約上の諸権利の保障の問題などが考慮されなければならなかった。しかしこれらの問題は、美辞麗句で包みうる構想説明の段階よりも、私有化法制の成立とその施行の過程で個別具体的な争点をめぐって争われて行くことになるであろう。たとえば、株式会社化のさい労働集団に支配株(例えば議決権のある普通株二五%)を無償譲渡すべきだという労働組合、労働集団同盟等の主張とこれを否定する政府側の政策との対立は、所有・経営形態の選択ともかかわって鋭い争点となる。⁽⁷⁾

(3) 第三の問題は、国家的所有・管理に代置される所有・経営諸形態のうち、どのような形態を主導的形態として構想するのか、また国家的所有の解体はどの程度行われるべきか、逆にいえば、私的セクターにどれだけ比重を与えるべきか、という問題である。「所有形態の多様化」というのが公式路線であり、しかもそこではすべての所有形態

の「平等の地位」が強調された。けれども、その一つである国家的所有は、事実として独占的地位をもっている。したがってこれ(特定所有形態)の解体が政策的に遂行されるわけである。ということは、その結果として何らかの所有・経営形態が主導的なものとなるとの構想、したがってまた社会的セクターと私的セクターとの比重に関する構想が予定されなければならない。だから議論は自ずから体制論的性格をもつのである。集団所有(人民企業)を主導的なものとするかあるいは株式会社(公開株式会社)を主導的なものとするかが両極となり、後者が優位する方向で議論は展開されるが(前者は「収益の賃金化」という欠陥をもつとの理由で消極的にみられることが多かった)、それを前提として、中間段階的に企業貸貸制を軸とする構想も提起された⁽⁸⁾。ただ、この議論もまた、実現可能性問題、とくに市場インフラストラクチャー形成の諸条件とからむ。と同時に、産業部門別、企業の規模別に、また地域別にも異なる設定が可能かつ必要とされる。したがって、議論の行程はジグザグの過程をたどることになる⁽⁹⁾。

(4) 最後に、中東欧諸国やバルト三国では国有化前の旧所有者の所有権復活がみとめられ、その法制化が進むのであるが、バルト三国をのぞく旧ソ連諸国では、これはほとんど議論の対象となることなく否認された。歴史的にそれがもはや不可能であることが前提となっていたといつてよいであろう。

二 私有化・脱国有化法制

上記のような方法論議の中で私有化・脱国有化の立法が行われてゆくのであるが、以下その内容の検討に移りたい。まずはじめに、ここで検討の対象とされる私有化法のうち略記を用いるものをあげておく(国名は変動もあり略記する)。なお、ソ連邦およびロシア連邦以外の国の法令はロシア語テキストによっている。

Закон СССР об основных началах разгосударствления и приватизации предприятий (一九九一・七・一 企業の脱国有

化・私有化の基本原則に関するソ連邦の法律——連邦脱国有化・私有化法または連邦法と略す)

Закон РСФСР о приватизации государственных и муниципальных предприятий в РСФСР (一九九一・七・三一—一九九二・六・五改正——ロシア連邦における国有・自治体有企業の私有化に関する法律——ロシア私有化法またはロシア法と略す)

Закон Украины о приватизации имущества государственных предприятий (一九九二・三・一 国有企業財産の私有化に関するウクライナの法律——ウクライナ私有化法またはウクライナ法と略す)

Закон КССР о разгосударствлении и приватизации в КССР (一九九一・六・二二 kazaf共和国における脱国有化・私有化に関するkazaf共和国の法律——kazafスタン法と略す)

Закон Республики Узбекистан о разгосударствлении и приватизации (一九九一・一一・一九 ウズベキスタン共和国の脱国有化・私有化に関する法律——ウズベキスタン法と略す)

Закон Республики Грузия о приватизации государственных предприятий Республики Грузия (一九九一・八・九 グルジア共和国の国有企業の私有化に関するグルジア共和国の法律——グルジア法と略す)

Закон Республики Молдова о приватизации (一九九一・七・四 私有化に関するモルドワ共和国の法律——モルドワ法と略す)
 Основы приватизации в Республике Армения (一九九一・二・一三 アルメニア共和国における私有化の基本原則 (アルメニア共和国閣僚会議の決定)——アルメニア法と略す)

これらの法令を以下便宜上「私有化法」と総称する。これらの法令には、私有化・脱国有化対象を国有企業に限定しているものと国有財産一般を対象としているものがあるが、ここでは問題を国有企業に限定する。国有企業という場合、財産総体をさすことはいうまでもないが、企業の独立構成単位(生産部門、職場)の財産総体も私有化・脱国有化の対象となる。以下ではこれらを「企業」とよぶことにする。

(一) 概念

私有化法には、前記一覧にみられるように、「脱国有化・私有化法」として制定されているものと、端的に「私有化法」として制定されているものがある。前記一覧のかぎりでは共和国別に分類されるが、しかし「私有化法」形式をとるロシア連邦でも九〇年一〇月—九一年一月段階では、たとえばモスクワ市の諸決定⁽¹⁰⁾にみられるように、「脱国有化」概念も用いられていたことに留意する必要がある。そこで、まず「脱国有化」、「私有化」という概念が法令においてどのように規定されているかをみておかなければならない。

連邦法(一条)によれば、脱国有化(разгосударствление)とは、国有企業を「集団企業および株式会社その他の国家の所有に属さない企業、ならびに賃貸企業に改組すること」をさし、私有化(приватизация)とは、国有企業および国家の保有する株式会社その他の会社の株式(持分出資)を「市民および市民の設立する法人がその所有とする」ことを意味するとしている。同様の形式をとるカザフスタン法(一条)は、草案(九一・四・二八公表)では脱国有化を「国有企業を賃貸にもとづいて活動する企業、集団所有および市民の所有にもとづく企業に改組し、经济管理機能およびそれに対応する権限を国家が企業レヴェルに委譲すること」とし、私有化を「市民および法人(その財産が国家の所有となっていない)が国家から企業、生産フォンドの統一財産総体または国有株式会社の株式、文化Ⅱ生活財、国有住宅施設を取得すること」と規定していたが、成立時に簡略化され、脱国有化については「国有企業を改組し、经济管理機能およびそれに対応する権限を直接の経営主体に委譲すること」と規定、私有化については「市民および法人が国家から国家所有の客体または国有株式会社の株式を取得すること」をいうと規定することになった。

他方、ロシア私有化法(一条)は、私有化とは「市民および株式会社(その他の会社 товарищество)による国家および人民代議員地方ソビエトからの、以下の物の私的所有への取得をいう」として、企業、企業の独立構成単位、物的・

非物的資産、国家・地方ソビエトが会社・公団等の資本中に有する持分（株式等）を列挙している（九二・六・五改正で文章構成を変更⁽¹¹⁾）。ウクライナ私有化法（一条）では、私有化とは「全国家所有、共和国（クリミア共和国）所有および自治体所有に属する財産を自然人および非国家法人に譲渡すること」をいうとされている。その他の私有化法も大体同様であるが、モルドワ法（一条）は「譲渡の過程」としての私有化と「その結果」としての権利・義務関係の変動をあわせて規定する形をとっており、アルメニア法（一条）では譲渡が有償、一部有償、無償という形態をとることを規定している。これは、他の法令では私有化の方法として別に規定するところである。

これらを通じて問題となるのは、脱国有化と私有化との区別と関連である。国有企業が賃貸企業または全株式政府保有の閉鎖株式会社に改組される場合にかぎっていえば、それは「脱国家化」という意味となる。また、集団所有企業や協同組合に改組される場合には「脱国有化」ではあるが「私有化」ではないということもできる。しかし、それが私法人株式会社または「市民の所有にもとづく企業」に改組される場合は「私有化」となる。しかも、賃貸企業は賃借人集団の買取りによって株式会社に転換されうるし、政府保有株は売却により「私有化」の対象となる。したがって、両概念は交錯しており、その区別は流動的である。それにもかかわらず *разгосударствление* という概念が連邦法制定時あるいは連邦崩壊時まで有力なものとして登場していたのは、国家的所有体制解体をめぐる路線の対抗があり、非国家的な社会的所有形態の展開に期待をもつ路線を表現するため、または私有化にたいする抵抗を緩和するために、国有・国家管理解体がただちに私有化を意味するのではないことを示すこの概念を有効とみる考え方が、連邦中央といくつかの共和国の政策当局に強かったことを示していると思われる。逆にいえば、この概念をとらなかつた諸共和国の政策当局には、そうした考慮を必要とみる判断がなかつたといえるのである。

(二) 私有化の客体

私有化の客体については、まずソ連邦レヴェルでは連邦所有企業、共和国所有企業、両者の共同管轄企業等の区分が必要であり、各共和国内部でも国有、自治体有の区分が必要であった。前者については、九一年八月クーデター以後の各共和国の急速な独立決定という政治過程と関連して、独立共和国間での事実上の分割過程となった面が多い。後者は、ロシア連邦についていえば、「国家所有の連邦所有、連邦構成共和国・クライ・州・自治州・自治区、モスクワ市、サンクト・ペテルブルグ市の国家所有および自治体所有への区分に関する法律」(一九九一・一二・二七)で規定されている。しかし、いずれにしてもこの問題は連邦制問題とかわかって独自の分析を必要とする。ここでは所有制改革を体制転換問題として考察するのが主眼なので、それには立ち入らないことにしたい。

体制転換問題という観点でみる場合、私有化客体の規定で重要なのは、どの程度国有セクターの解体を進め、どの程度私的経済セクターを創出するののかという政策的観点がそこにどのように盛り込まれているかにかにある。この点で、連邦法(四条)やウクライナ、カザフスタン、グルジア、モルドワなどの私有化法では、全経済部門の国有・自治体有の企業の私有化を前提としたうえで、国防、環境保全、教育・文化施設保護、国民の健康保全または国民への公共サービスの保障および国家独占の必要といった観点からの私有化除外規定が設けられているが(ウクライナ法五条二項が最も詳しいが、ここでは国有財産一般が対象となっていることに留意しなければならない)、これらは経済体制の性格規定(資本主義、社会主義)にとって有意義なものではない。ロシア私有化法にはこの点で別段の規定はない。ウズベキスタン法では土地や文化財の除外は規定しているが、企業については最高会議の決定に制限範囲が委ねられている(四条)。いずれにしても、全体として社会化セクターを国民経済の中核部分として確保しようという政策意図は存在しない。したがって、「国家独占」の必要という観点から宇宙産業など若干の国有企業がのこったとしても、最終的には私的セクターが支配的地位を占める経済構造への転換が意図されているのは明瞭である。

ところで、この転換の具体的過程は、私有化国家プログラムで規定されることになる。連邦レヴェルではそれが成立しなかったため、共和国レヴェルのそれについて検討しておこう。

国家プログラムを最も早く策定したのはカザフスタンで、「一九九一—一九九二年度（第一段階）カザフ共和国における国家所有の脱国有化・私有化プログラム」（Программа разгосударствления и приватизации государственной собственности в Казахской ССР на 1991-1992 гг. (1-й этап) — 一九一・六・二七）は連邦やロシアの私有化法制定以前に策定されている。そこでは、私有化が「小私有化」（a 商業・社会給食・生活サービス、公営企業、b 小規模の工業・建設・自動車輸送・農業等の企業）と「大私有化」（上記bの中大企業、銀行・保険企業）に区分されており、九一—九二年度という第一段階では小私有化（そのうちのa）については三〇—六〇%の私有化の実現が見込まれ、大私有化についてはその開始が予定されている。その主要形態は株式会社である。なお、この第一段階において私有化されないものとして、国民教育省・国家文化委員会・保健省・通信省・エネルギー省・水資源国家委員会・通信省・鉄道管理局などの財産、兵器・爆発物・薬剤・タバコ・アルコール飲料等の製造企業、若干の商業企業が列挙されている。

ロシア連邦では、九一年一二月大統領令によって「ロシア連邦における一九九二年度国有・自治体有企業私有化プログラム基本規程」（Основные положения программы приватизации государственных и муниципальных предприятий в РФ на 1992 г. — 一九一・二二・二九 以下「プログラム基本規程」と略す）が承認されたが、その後かなり手直しされた「ロシア連邦における一九九二年度国有・自治体有企業私有化国家プログラム」（Государственная программа приватизации государственных и муниципальных предприятий в РФ на 1992 г. — 一九九二・六・一一 以下「国家プログラム」と略す）が最高会議によって承認されている。後者によれば、私有化対象たる企業が、①ロシア連邦・連邦構成共和国政府の決定によってのみ私有化されるもの、②国有財産管理国家委員会の決定によってのみ私有化されるもの、③地方

リペツカヤ	60	40	50	35	60	60	55	40	35	30
マガダン	60	50	35	50	60	60	60	50	35	60
モスクワ	60	50	50	50	—	60	60	50	50	60
ムールマンスク	60	20	20	45	60	60	60	50	40	60
ニジェゴード	60	50	50	50	60	60	60	50	45	60
ノヴゴロド	60	50	50	50	60	60	60	50	50	60
ノヴォシビルスク	60	50	50	50	60	60	60	50	50	60
オムスク	60	50	50	50	60	60	60	50	45	60
オルレンブルグ	60	50	50	40	60	60	60	50	40	60
オルロフ	60	50	50	30	15	60	40	40	35	40
ペンザ	60	50	50	50	60	60	60	50	45	60
ペルミ	60	50	50	50	60	60	60	50	50	60
プスコフ	60	50	50	50	60	60	60	50	50	60
ロストフ	60	50	30	50	60	60	60	50	50	60
リャザン	60	50	50	50	55	60	60	50	50	60
サマーラ	60	50	50	50	50	60	60	50	50	60
サラートフ	60	50	45	45	60	60	60	50	50	60
サハリン	60	30	25	50	50	60	60	50	30	60
スヴェルドローフスク	60	50	50	45	60	60	60	50	50	60
スモレンスク	60	50	50	40	60	60	60	50	50	60
タムボフ	60	50	50	50	60	60	60	50	45	60
トヴェーリ	60	50	50	50	60	60	60	50	50	60
トムスク	60	50	40	50	60	60	60	50	50	60
トゥーラ	60	50	50	50	60	60	60	50	50	60
チュメーニ	60	40	20	20	60	60	60	10	15	35
ウリヤーノフスク	60	50	55	50	60	60	60	50	40	60
チェリャビンスク	60	50	15	50	60	60	60	50	50	60
チタ	60	50	50	50	60	60	60	50	45	60
ヤロスラヴリ	60	50	50	50	60	60	60	50	50	60
市										
モスクワ	60	50	50	50	—	60	60	50	50	60
サンクト・	60	50	50	50	60	60	60	50	50	60
ペテルブルグ										

付表 2 には地域内の民族=行政単位を除外してある。なお、この他、全地域で未完成建

表4 ロシア連邦1992年度国有・自治体有企業私有化予定指標
(1992年私有化国家プログラム付表2による) 全企業数に対する%

地域	軽工業	食品工業	建設	建設資材工業	農業技術	サービス	自動車運輸	小売商業	卸売商業	社会給食	生サービス
クライ											
アルタイ	60	50	50	50	60	60	60	50	50	60	
クラスノダール	60	50	50	50	20	60	60	50	50	60	
クラスノヤルスク	60	50	50	50	60	60	60	50	45	60	
プリモール	60	30	50	50	60	60	60	50	50	60	
スタヴローポリ	60	30	50	50	30	60	60	50	50	60	
ハバロフスク	60	50	65	50	60	60	60	50	50	60	
州											
アムール	60	50	35	50	20	60	60	50	30	60	
アルハンゲリスク	60	50	50	45	60	60	60	50	35	60	
アストラハン	60	45	45	50	60	60	60	50	50	60	
ベルゴード	60	45	65	50	60	60	60	40	30	60	
ブリャンスク	60	50	50	45	60	60	60	50	50	60	
ウラジーミル	45	50	50	50	60	60	60	50	50	60	
ヴォルガグラード	60	50	50	50	60	60	60	50	50	60	
ヴォログダ	60	50	55	40	60	60	60	50	45	60	
ヴォローネジ	60	45	50	50	10	60	60	40	35	55	
イワノフ	45	50	50	50	60	60	60	50	50	60	
イルクーツク	60	50	50	50	60	60	60	50	50	60	
カリーニングラード	60	20	50	50	60	60	60	50	50	60	
カルーガ	60	50	50	50	60	60	60	50	50	60	
カムチャッカ	60	20	65	50	60	60	60	50	30	50	
ケメロヴォ	60	50	50	45	60	60	60	50	45	60	
キーロフ	60	50	50	40	60	60	60	50	40	60	
コストロマ	60	50	50	50	60	60	60	50	50	60	
クールガン	60	50	50	50	60	60	60	50	50	60	
クールスカヤ	60	40	50	50	60	60	60	50	40	60	
レニングラード	60	50	50	50	60	60	60	50	50	60	

※付表1は連邦構成民族共和国別、付表3は自治州・自治区別の同種の予定指標。この設物の40%以上の私有化が義務づけられている。

表5 1992年度モスクワ市所有企業の私有化予定表
(1992・2・4モスクワ市政府決定付表1)

業種	企業総数	四半期別					計	年度末私有化企業の比率
		I	II	III	IV			
地方工業	53	18	12	6	7	43	81.1	
貨物自動車運輸	56	14	8	9	9	40	71.4	
旅客輸送	84	5	20	12	7	44	52.4	
ホテル連合	28	—	10	6	7	23	82.1	
商業(含卸売)	5700	1940	1480	1522	—	4942	86.7	
土木技術	660	—	18	17	18	53	8.0	
生活サービス	4465	742	1514	2209	—	4465	100.0	
社会給食	2340	700	900	340	400	2340	100.0	
建設	300	27	26	—	—	53	27.7	
果実野菜経営(含卸売)	404	180	183	29	—	392	97.0	
食品工業	41	3	5	5	6	19	46.3	
出版印刷業	170	30	40	20	20	110	64.7	
スポーツ委員会所属	19	1	—	—	—	1	5.3	
工業資材補給	43	3	13	11	6	33	76.7	
文化委員会所属	6	—	—	6	—	6	100.0	
〈サユーズペチャーチ〉	1	1	—	—	—	1	100.0	
建築委員会所属	14	—	1	2	1	4	28.6	
商業省卸売組織所属								
卸売商業合同	17	(期間は国家財産委員会と協議)				17	100.0	
冷凍施設	9	(同上)				9	100.0	
総計	14413	3664	4230	4194	481	12595	87.0	

※付表中、1992年に私有化しない業種および個別計画によるものは省略。業種表示が企業群の組織形態またはモスクワ市における管轄機関名でなされている場合も業種の判別できる場合はそれを略記してある。

的私有化プログラムによってのみ私有化されるもの、④一九九二年度には私有化が義務づけられるもの、そして⑤一九九二年度には私有化が禁止されるもの、に分類されている。ここでは小私有化、大私有化といった概念は用いられていないが、九二年度「義務的私有化」対象と地方的プログラムによるものがほぼ「小私有化」の対象に相当し、政府・国有財産管理国家委員会の決定によるものが「大私有化」対象に相当するといえよう。九二年度には私有化が禁じられる国有財産

には、自然資源・歴史・文化財・核兵器・宇宙開発施設・社会福祉施設をはじめ広範な財産形態が列挙されているが、企業としては、パイプライン輸送・毒物製造・地質調査・国章製造等限定された業種が規定されているにとどまる。

なお、ウクライナは一般的な私有化法のほかに「小私有化法」(Закон Украины о приватизации небольших государственных предприятий (Малой приватизации) — 九二・三・六)を制定し、その対象として地方工業、軽工業、建設、個々の運輸企業、商業、社会給食、生活サービス、公営企業、修理企業などを挙げている。いずれにしてもこの種の分類は私有化の手順・手続きに関するものであって、一般に経済活動については私有化制限領域はとくに設けられていないといつてよい。別掲表4、5は、六月のロシア連邦「私有化国家プログラム」の付表として公表された一九九二年度私有化予定指標および二月段階でのモスクワ市の私有化予定指標であるが、これらは全体としていわば「小私有化」のカテゴリーに属するもので、「大私有化」についてはこの種の指標は掲げられなかった(「大私有化」の展開政策が七月段階で登場することについては「むすびにかえて」をみよ)。

(三) 国有企業の「買主」(所有権取得者)

各私有化法は、ほぼ共通して私有化(脱国有化)対象たる企業財産の「買主」(一部無償譲渡の場合の譲受人を含む)につき、各共和国の市民、法人(連邦法の場合は連邦市民・法人)、無国籍者、外国の市民・法人および私有化企業の労働集団メンバーをあげている。このうち、私有化をめぐる議論と関連して制限を加えられ、または特典・優先権をあたえられるものについてみておきたい。

まず市民であるが、私有化論議で提起されていた闇経済の成り金に国有企業が「奪取」されるという意見がどのように考慮されたかが問題となる。全市民にたいする一定額の国有財産取得資金の平等な配分や私有化対象企業の労働集団にたいする特典・優先権の付与もこの点での対策とみてよいが、これらについては後に述べる。それ以外の点で

は、連邦法は一定額を超える支払については所得源の申告書の提示を求める規定をおき、闇経済で蓄積された資金をチェックする意図を示していた(六条)。共和国私有化法ではこの種の制限はみられない。ただ、ロシア連邦の私有化「国家プログラム」では、出資金が法定の最低賃金月額を五〇〇ルーブリ超える場合には国税査察局の証明書を提示することを義務づけている(一一条)。

法人については、その資産が国有である法人が除かれるのは当然であるが、そのさい、ロシア私有化法およびブルジョア私有化法では、国家持分が二五%を超える法人は買主たりえない旨がとくに規定されており(ロシア法九条、ブルジョア法六条三)、ウクライナ小私有化法では、国家所有の持分のある法人がその設立者に加わっている法人は買主とならないと規定されている(五条)。

外国市民・法人、つまり外国投資家については、連邦法はこれに一定の枠をはめる立場をとっていたが(六条)、各共和国私有化法ではそうした立場は明示されていない。特別法、例えばロシア連邦の外資法(Закон РФСФР об иностранных инвестициях в РФСФР)——一九九一・七・四)では支払い手段についての規定はあるが(三五、三七条)、対象についての特別の制限規定はない。「プログラム基本規程」では、外国投資家の私有化参加は、商業・社会給食等の企業については新規投資競争入札という方法に限定され、大規模企業、有価証券流通と結びつく保険・仲介営業を行う企業等については政府決定により、a 全面禁止、b 定款資本に占める資本比の上限設定、c 国有財産国家委員会が特定問題での決定権を保障する株式を留保、d 特許方式(燃料・エネルギー関係企業等ではこの形態が義務的)、のうちのいずれかの制限が設けられ、また一〇〇〇万ドル以上の価値をもつ物件または株式会社議決権の五〇%以上を保障する株式の取得については連邦政府機関(経済・財務省外国投資委員会)の事前の同意を条件とする、といった規制が予定された(IX)。しかし、その後外国の資本援助への要請が強まり、「国家プログラム」では規制がおおいに緩和された。すなわ

ち、燃料・エネルギー複合体企業、鉱石・宝石・放射性物資の採掘・加工企業等についてはその私有化への参加にロシア連邦政府・共和国政府の許可が必要とされ、商業・社会給食・生活サービス企業等についてはその私有化への参加に地方ソビエトの決定が必要とされるなど、一般的な手続規制にとどまることになっている(八・一)。

最後に私有化企業の労働集団であるが、これの国有企業・国有財産取得については、私有化論議の焦点となっていた経緯から、さまざまな「特典」が設けられている。この点は独立の問題としてあらためてとりあげることにはしたい。ただ、ここで述べておかなければならないのは、「労働集団」は、一般的な意味では八七年国有企業法や労働法(ロシア連邦労働法典XV-A章—一九八八・二・五新設)の規定する企業の従業員総体・自主管理主体をさし、企業労働集団総会および同評議会(совет трудового коллектива)によって代表されるのであるが、私有化のさいには「買主」として独自に組織化される、ということである。ロシア私有化法一三条の例でいえば、労働集団の私有化申請は、構成員の半数以上の署名を要し、「社団 товарищество(株式会社)の設立の企図」に関する申請とみなされる(九二年六月の改正では、労働集団総会で過半数の私有化決議ある場合は総会で授権された者が申請の署名人となる)。同法二四条では、労働集団が入札・競売によって企業を取得する場合には、三分の一以上の構成員によって社団(株式会社)が設立されなければならない(改正では、社団を設立するか、あるいは合同行為契約を締結することができる)、と規定されている。ウクライナ私有化法によれば、従業員の過半数の参加する総会の決定にもとづき合同行為によって「購買者集団」が組織されるという形をとる(八条)。カザフスタン法も労働集団を「集团的買主」として規定し、労働集団総会の定める定款でその内部関係を規制するものとしている(一〇条)。

(四) 私有化企業の「売主」(所有権行使主体)および私有化実施機関

私有化における「売主」(一部無償譲渡の場合の譲渡主体を含む)および私有化実施機関については、私有化客体の問

題と同様に、連邦(旧ソ連、ロシア連邦)、連邦構成共和国、地方自治体間の所有区分を前提とする。したがって、旧連邦法は連邦所有財産についてのみこれを規定しており、共和国法は各共和国財産、共和国構成主権単位財産、自治体財産についてこれを規定している。そのさい、旧連邦存続中に制定された私有化法で共和国領内の旧連邦財産の売主について規定をおいたのはカザフスタン法のみである。

ところで、連邦法(七条)によれば、私有化(脱国有化)の総括的实施機関は、ソ連邦国有財産ファンド(Фонд государственного имущества Союза ССР——以下連邦ファンドと略す)である。これに関する規程(Положение о Союзгофонде)——九一・八・一〇)によれば、それは、「連邦所有に属する財産について国家の利益を代表する権限をもつ」(一条)機関であつて(内閣付属、大統領と最高会議に責任)、連邦所有の株式の保有者、連邦賃貸企業の賃貸人、国有財産売却のさいにはその売主として現れる、つまり、私有化過程における国家所有権の行使主体たる機関とされ、私有化プログラム策定、その実施の組織を任務とした。連邦ファンドは、その機能を果たすために地域出張所、部門別・地域別財産ファンド(株式会社原理)、仲介会社、holdingcompany その他ファンドの機能遂行に必要な会社を組織するとともに、個々の財産の私有化実施のための委員会(脱国有化・私有化委員会 комиссия по разгосударствлению и приватизации)を組織し、これが客体の確定、財産目録作成、資産評価等の実務を担当するものとされた。この委員会は、連邦ファンド代表、対象企業の管理部・労働集団・労働組合代表、財務機関・銀行・地方権力機関代表およびその他の専門家によって構成されるものとされた。

ロシア私有化法では、これとやや異なる構造が規定されている。そこでは、最高会議によって設置されかつこれに従属するロシア連邦財産ファンド(その規程 Положение о Росси́йском фонде федерального имущества ——一九九一・七・二)が連邦財産の占有・使用・処分権者、つまり国有財産の売主であり、連邦構成共和国、クライ・州・自治区・地区・

市(地区直轄市をのぞく)にファンド理事会直轄の地方支部をおく(六条、規程三一五条)。各共和国その他の民族構成単位にはそれぞれの代表制機関によって設置される「財産ファンド」が設けられる(七条)。この私有化過程における企業の一時的所有者(国有企業の株式会社化のさいの株式会社設立者、株式保有者)としての「ファンド」機構とは別に、私有化「実施機関」として政府機関であるロシア連邦国有財産管理国家委員会(Государственный комитет РСФСР по управлению государственным имуществом)——財産管理国家委員会と略す)が組織され、連邦構成共和国、クライ州・自治区・モスクワ・レニングラード(サンクト・ペテルブルグ)、人口一〇〇万以上のその他の都市に代表部をおくという形をとっている(四条)。このほか各共和国、クライ、州等にはそれぞれ財産管理委員会が組織される。そうして、財産管理国家委員会(財産管理委員会)が私有化プログラム案および私有化関連法案の作成、プログラム実現の組織と監督を行うとともに、個別の私有化客体については私有化委員会(Комиссия по приватизации предприятия)を組織して私有化の具体的過程を担当せしめることになるのである(四、五条)。この二重機構は、やがて議会と大統領府・政府との経済政策をめぐる対立と関連してある種の混乱をもたらす原因となる⁽¹²⁾。

以上のような、「ファンド」機構(売主Ⅱ実施機関)と個別私有化委員会という旧連邦法の規定する機構と、「フォンド」機構(売主Ⅰ議会直屬)プラス「国有財産管理国家委員会」(実施機関—政府直屬)と個別の私有化委員会というロシア私有化法の規定する機構は、おおまかにみて各共和国法の私有化実施機関規定のモデルとなっている。

すなわち、ウクライナ法は「フォンド」機構(ウクライナ国有財産ファンドとその地域機関、クリミア共和国国有財産ファンド、行政地域単位国有財産ファンド)と個別の私有化委員会という構成(七条)、カザフスタン法(七条、一三条)、モルドワ法(七条、八条)はそれぞれ共和国国有財産管理国家委員会ないし共和国私有化国家委員会およびその地方機関(自治体所有については地方自治機関)と個別の私有化委員会、アルメニア法(三一九)では閣僚会議付属の私有化・処分

委員会（個別私有化委員会は不明）という構成である。これにたいし、グルジア法（四、六条）では売主としては最高会議の設置する共和国国有財産ファンドおよびその地域支部（ファンドは商業ベースで活動する国営財務会社とされる）、自治共和国・自治体財産についてはそれぞれの財産ファンドという機構と、私有化の「指導機関」としての政府機構たる国有財産管理委員会（自治共和国に対応機関）、その地方出張所という機構との二重構造を規定している。ただ、ウクライナの国有財産ファンドおよびモルドワの私有化国家委員会は議会に直属し、カザフスタンの国有財産管理委員会は大統領直属で、議会には報告義務を負うにとどまる（委員会規程）、という点、またグルジアの国有財産ファンドは議会が設置するが政府に服属するものとされている点、さらにウズベキスタン法（八条）では脱国有化・私有化の決定者、いわゆる「国家所有客体の処分者」として政府と地方ソビエト執行委員会を規定するにとどまっている点など、単純に二つのモデルに分けることはできない。

(五) 私有化の形態・方法

私有化・脱国有化には、国家的所有をいかなる形態の所有に転換させるかという問題といかなる方法でそれを行うかという問題とが含まれるが、私有化法には、両者を含めて「形態」としているもの（旧連邦法）と、後者に重点をおいて「方法」としているもの（ロシア法）とがあり、ここには、すでにみたような脱国有化概念を用いるかいなかの相違が絡んでいる。

旧連邦法は、国有企業の脱国有化・私有化の「形態」として以下のものを挙げていた（二一条―二五条）。

A 国有企業を以下の所有・経営形態に改組

A-1 賃貸企業、A-2 集団企業、A-3 株式会社（その他の会社）、A-4 協同組合

B A-1 賃貸企業の賃借人（法人・自然人）によるその買取り (Balkyn)

C 法人・市民による株式会社（その他の会社）の国家保有株式（出資持分）の取得

D 国有財産の競争入札 (конкурс)・競売 (аукцион) による売却

これを一応の基準としてみると、脱国有化・私有化法という形式をとる私有化法では、ほぼこれと同様の諸形態が規定されている（ただしガザフスタン、ウズベキスタン法にはA・Dはなく、カザフスタン法には利権譲渡形態 (концессия) の規定がある）。それにたいして、端的に私有化法として制定されているものでは、B、C、D（ロシア、ウクライナ）またはC、D（グルジア）のみが私有化の「方法」として規定されている（ただしグルジア法では「形態」。すでに指摘したように、脱国有化諸形態は、ただちに私的所有に転化するのではないとしても、その道はつねに開かれており（賃貸企業の売却、集団企業の株式会社化、国家保有株式の売却等）、旧連邦法における株式会社への改組規定（二四条）もじつは株式売却という私有化の側面にかかわっている。したがって、私有化の実施政策上の問題としてはA—D諸形態全体が問題となるが、私有化の方法（形態）の側面に限定していえば、問題となるのは結局B、C、D形態ということになる。

ここではまず、私有化の方法・形態のうち株式会社化と入札・競売による売却について、ロシア私有化法を中心にみておくことにしよう。賃貸企業の買取りについてはすでに所有法制定について検討したところで述べたので、ここでは省略する。

(1) 株式会社化

私有化の方法という観点で見れば、株式会社化は「公開株式会社の株式の取得」（ロシア法三二一条）という面にとらえられることになるが、その前提として、国有企業の株式会社への改組が行われ、その所有者が株式の売手として登場していなければならない。ロシア私有化法の前記規定も株式会社設立の規定からはじまっている。これを、一九九二

年一月二九日のロシア連邦大統領令付属諸規定の一つである「国有・自治体有企業の公開株式会社への改組に関する臨時規程」(Временное положение о преобразовании государственных и муниципальных предприятий в открытые акционерные общества)を含めてみることにする。

ロシア私有化法二二条および上記「臨時規程」によれば、株式会社への改組の決定、その設立は、ロシア連邦国有財産管理国家委員会および共和国、クライ、州等の財産管理委員会により、それぞれのレヴェルの私有化プログラムにしたがって行われる。企業法による設立登録のときから株式会社は上級管理機関への従属を解かれ、当該企業の財産は株式会社のバランスに移される。設立登録後、国有財産国家管理委員会は、設立者権と発行株式総体を前記の「ファンド」機構に引き渡す。最初の株主総会は、設立登録の日から一二カ月以内に開催される。この間「ファンド」は株式会社の取締役会の機能を果し、国家所属株式の保有者つまり株式の売手となる。株式の売却にあたっては、設立後一カ月のあいだに企業の労働集団の株式取得上の諸特典がまず保障されなければならない。これについては私有化プログラムとの関係で説明が煩雑となるのでちにまとめて述べることにする。これをのぞく株式は、その一〇%が競売によって売却され、のこりが有価証券市場で売却されることになる。

(2) 入札・競売による私有化

ロシア私有化法では、二〇―二二条、二三条で入札・競売による国有財産取得が規定されているが、一九九二年一月二九日の前記大統領令付属規程として「ロシア連邦における入札による国有・自治体有企業の私有化に関する臨時規程」(Временное положение о приватизации государственных и муниципальных предприятий в РФ по конкурсу)、「ロシア連邦における競売による国有・自治体有企業の私有化に関する臨時規程」(Временное положение о приватизации государственных и муниципальных предприятий в РФ на аукционе)がでてゐる。入札と競売はともに「自然人または法人が国家および地方

ソビエトから私有化客体を私的所有として取得すること」であるが、入札は「私有化客体について特定の条件を満たすことが買主に要求される場合」、競売はそうした条件がない場合で、ともに最高価格提示者が落札者・競落人となるが、前者においては特定条件充足が前提となる(両規程一―三)。ここに特定条件とは、個々の生産物の生産継続、一定数の従業員の雇用、社会保障の継続などの条件をさす。客体には企業・工場、建物・施設、物的・非物的資産、一定数の株式等が含まれる。

入札・競売による売却の決定は国有財産管理委員会機構が行うが、売主は「ファンド」機構である。入札の場合には売主・国有財産管理委員会・財務機関等の代表で構成される常設の入札委員会(конкурсная комиссия)が組織され、落札者の判定を含む入札手続きを担当するが、競売の場合には売主が競売人(аукционист)を雇用して実施する。もつとも、特定範囲の申込者を予定する「非公開申込 тендер」形式の競売(大企業の売却などのときに用いられる)の場合には、国有財産管理委員会の組織する常設の競売委員会(тендерная комиссия)が設けられる(競売臨時規程四―三)。落札者・競落人の決定後、売主とのあいだで売買契約が締結され、契約登録のときに所有権は移転する。

(3) 私有化プログラムにおける諸形態

ロシア連邦の一九九二年度私有化「国家プログラム」によると、一九九二年度には禁止される私有化方法として、a 閉鎖株式会社化、b 国有企業を構成部分とするコンツェルン、アソシエーション、ソユース(企業連合)を基盤とする株式会社設立、c 国有企業合同・国家機関による企業(あらゆる形態の)の設立、が規定されている(五―一)。「私有化プログラム基本規程」では非商業的入札や賃借人に買取権を付与するアレнда(賃貸借)が禁止される方法とされていたが、批判が多く、「国家プログラム」ではこの禁止はのぞかれている。ここで一九九二年度の私有化方法として規定されているのは、a 公開株式会社の株式売却、b 競売による企業売却、c 商業的入札による企業売却、d 清算企業

	競売・競争入札	株式会社化
軽工業・食品工業	50%	50%
建設・建設資材・自動車輸送	50%	50%
小売・社会給食・生活サービス	90%	10%
卸売り	10%	90%
その他の経済諸部門	20%	80%

の財産の買取り、e 賃貸企業を買取りである（五―三）。それらの比率は明らかでないが、公開株式会社化が重点のようである。「基本規程」では私有化形態別比率は上掲のようになっていた。カザフスタンの「脱国有化・私有化プログラム一九九一―一九九二年」では、脱国有化・私有化法に規定されている賃貸企業・集団企業への改組のプログラムはなく、競売、入札、株式会社化のみとなっている。それらの比率は明らかでない。九二年五月の私有化促進措置に関する大統領令では、公開株式会社化を基本形態とするとされており、ロシア連邦の政策に接近しているとみられる。¹³⁾

これにたいして、ベラルーシの一九九二年度経済脱国家化・私有化プログラムでは、買取予定賃貸企業化が六四％、集団企業への改組が一九％、株式会社化は一五％、入札による売却は二％となっていて、当面脱国有化形態に重点をおいているように思われる。¹⁴⁾

(六) 私有化の実施手続き

私有化の実施手続きでは、各私有化法はだいたいにおいて同一である。それは、私有化国家プログラムの方針を前提とする。私有化の発議ないし申請は、前述の売主または私有化実施機関（「フオンド」機構または国有財産管理国家委員会機構）、買手としての私有化企業の労働集団、市民、法人によって行われる。旧連邦法九条では企業管理機関である企業評議会が発議主体に含まれていたが、他の法令にはそれはない。労働集団Ⅱ従業員が申請する場合には特殊の組織形態をとることについてはすでに述べた（ロシア、ウクライナの私有化法に即して）。ロシア私有化法の場合には、企業の指導者、関連企業、銀行、国家権力・行政諸機関が発議主体に含まれている（一三条）。私有

化申請は、その審議・決定機関である私有化実施機関（ロシアの場合には国有財産管理国家委員会機構）にたいしてなされる。私有化申請が却下されるのは、申請者が買主資格を欠く場合と法令および私有化国家・地方プログラムによって当該企業の私有化が制限・禁止されている場合などであるが、これに関する争いは裁判所ないし仲裁裁判所で解決される（ウクライナ法三〇条、カザフスタン法二八条、グルジア法八条、モルドワ法八、九条―ロシア私有化法には特にこの点の規定はないが同様のものと解する）。

決定された場合には当該企業について私有化委員会（Комиссия по приватизации предприятия）が設けられる。これは、ロシア私有化法でいえば、私有化実施機関代表、企業所在地の地方ソビエト代表、財務機関職員、企業管理部および労働集団評議会代表（改正では労働集団）によって構成され、専門家の参加を求めうる（改正では反独占・新経済構造支援国家委員会代表を含める）。私有化委員会は、私有化プランを作成し、これを地方ソビエトおよび労働集団に提示、賛同を求める。賛同がえられないときは代替プランを提示するが、最終決定は、労働集団の異議については地方ソビエトが、後者の異議については国有財産管理国家委員会がおこなう（一四条）。私有化プランには、私有化の方法、期間、企業改組方式、私有化客体の当初価格、株式会社等の定款資本額、支払形態などがもりこまれる。これにもとづいて、財産目録作成等「私有化準備」がはじまるのである。なお、ロシア私有化法における実施手続きの詳細は、「ロシア連邦における国有・自治体有企業私有化申請の提出・登録・審理受理手続き臨時規程」および「私有化委員会の活動に関する臨時規程」、「私有化客体の価値評価方法に関する臨時指示」（Временное положение о порядке подачи, оформления и принятия к рассмотрению заявки на приватизацию государственного, муниципального предприятия в РФ: Временное положение о работе комиссий по приватизации: Временные методические указания по оценке стоимости объектов приватизации ―いずれも九二年一月二九日大統領令付属規程）で規定されている。

(七) 私有化における所有権移転確定手続き

ここで最終手続きとしての所有権移転手続きについて触れておこう。

旧連邦法には、これについての特段の規定がおかれておらず、一六条で脱国有化・私有化の「条件」規定として権利・義務継承関係が規定されているにとどまる。ロシア私有化法(二七—三〇条)は、私有化契約(Сделка)の定式化、売主、買主の権利・義務、契約無効などを規定している。これによると、私有化手続き完了後売手(国有財産ファンド)と買手(取得者)との間で売買契約が締結され、所定の手続きによる契約登録のときに所有権が移転する。登録された売買契約が所有権の証明文書となる。もともと私有化法は、売主から買主への所有権証書(Свидетельство о собственности)の引渡しという形式を定めていたのであるが、上記のように改正された(九二・六・五)。グルジア法(二〇条)もほぼ同様である。カザフスタン法(二七条)、ウズベキスタン法(一六条)では所有権証書交付形式をとり、モルドワ法(一八条)は私有化客体取得証明書形式をとっていて、それらの受領のときから国有企業の権利・義務の承継者となる。ウクライナ法は所有権移転手続きを特別法にゆずっているが、小私有化法(二四、二五条)は、競売については競落判定人(Инициатор)の槌打ちの時、入札については入札委員会の落札者決定会議事録署名のとき、買取りの場合は、私有化機関の買取り決定のときから所有権が移転し、買主と売主機関との売買契約書作成、地方ソビエトへの登録が行われることを規定している。いずれの私有化法も、売買契約の内容、契約無効または契約解除、紛争の解決手続きなどを規定しているが、省略する。

(八) 私有化企業取得資金および支払方法

私有化をめぐる最大の問題の一つが有償・無償問題であり、それが両者の「結合」という形で解決されることになった点についてはすでに述べた。私有化企業取得資金および支払方法に関する特別の制度はこれと関連する。有償の

さいの私有化収入の使途という問題もこれと関連している。

私有化企業財産の取得資金については、旧連邦法をはじめ各私有化法は一般に、A市民・法人が合法的に取得した任意の資金、外国投資家の資金、B労働集団による取得の場合の特例、C部分的無償私有化の方法(市民への支払い手段の交付)を規定している。とくに検討すべきはBとCであるが、Bについては次項で述べるので、ここではCについてみておく。

ロシア私有化法二一条にもとづき、一九九一年七月三日に「ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国における記名私有化勘定証書・私有化持分に関する法律」(Закон РСФСР об именных приватизационных счетах и вкладах в РСФСР) ができた。それによれば、「私有化勘定証書 (приватизационный счет (книжка))」とは、「その保有者の、無償で配分される国有・自治体有財産の分前 (доля) にたいする権利、およびロシア共和国私有化法にしたがって私有化持分 (приватизационный вклад) を利用する権利、についての国家証書」とされた(二条)。ここにいう「私有化持分」の保有者は、基本的には、各年度の私有化プログラム確定時にロシア共和国に住所をもつ共和国市民(国外居住者は本国へ移住するときに取得)であるが、持分額が同プログラムによって確定され、それが、共和国貯蓄銀行に開設される各保有権者(地方行政機関の作成する名簿による)の「私有化勘定 (счет)」に算入され、これを記載した「証書 (книжка)」が交付される。交付は、私有化財産取得者の申請によって行われる。私有化客体(国有・自治体有企業、株式、出資持分、その他の国有・自治体有財産を含む)の取得のための支払は、この証書化された持分額の範囲内で、非現金換算方法で行われる。持分は貨幣形態では交付されず、また利息はつかない。無償配分の主旨からして、この支払形態で取得された有価証券にはその記載がなされるか、銀行・取引所での売買は防ぎうる。相続は可能である、とされた。

ところで、私有化勘定に起算される額は年度私有化国家プログラムで規定されることになっていたが(四条)、九二年度国家プログラムではこれを規定することができず、九三年一月一日までに準備を完了することになっていた。ところが、九二年八月一日に「ロシア連邦における私有化小切手制の実施に関する」大統領令およびこれによって承認された「私有化小切手規程(Положение о приватизационных чеках)」がでて、こちらの方が一〇月一日から実施されることになるのである。これによると、「私有化小切手」は、国家所有に属する私有化客体の取得にのみ利用される国家有価証券で(自治体所有に属する私有化客体には利用出来ない)、九二年度発行のもの(ただし九三年度以降についてのコメントは何もない)は額面価一〇、〇〇〇ルーブリ、有効期間は九二年一月一日より九三年一月三日までとされ、ロシア連邦市民すべてに一人一証券交付されることになる。注目すべきは、これはただちに無制限に売買できるものとされ、したがって、市場価格が形成されるとともに、私有化過程で少数者の手中に集中される可能性があることである。九一年七月の「記名私有化勘定証書」法以前に、すべての市民に額面価一〇〇〇ルーブリの「記名決済小切手(именной расчетный чек)」七券を交付することを骨子とする法案「ロシア共和国市民にたいする国有財産取得のための支払手段の供与に関する法律」案が用意されたことがあるが(これは相続のみ可)、ほぼこれを引き継ぐものとなっているといえよう。ただ、この間にインフレは激しく昂進しており、一〇、〇〇〇ルーブリという金額は「婦人靴一足」と揶揄されるように「私有化企業取得資金」と称するにはあまりにも些少である。これを「陳腐なシャボン玉」、「社会的公正あそび」とする痛烈な批判の⁽¹⁵⁾でるゆえんである。この制度の実施過程についてはあらためて検討したい。

ウクライナ私有化法(二二条、二四条)にもとづく「私有化証書(приватизационные бумаги)に関する法律」(一九九二・三・六)では、「私有化証書」(私有化法、小私有化法では приватизационные сертификатыともいう)とは、「その所持者が、私有化過程において、国有企業の財産、国有住宅ファンド、土地ファンドの持分を無償で取得する権利を証明すると

ころの特種の国家有価証券」であり(一条)、ウクライナ居住のウクライナ市民(私有化プログラムの規定する期間に在外勤務する、また一時国外滞在するウクライナ市民、同プログラム規定の期間にウクライナに移住する者を含む)に交付される。ウクライナ国立銀行が発行し、貯蓄銀行が地方ソビエト作成の名簿により交付する記名証券である。売買・譲渡は無効、配当・利息はなく、決済・担保には使えないが、相続はできる(二一条)。各年度の発行総額は、当該年度に無償で私有化される客体の価値に等しいとされるが(四一条)、私有化法では、第一次無償私有化は私有化財産の四〇%以内とされている(二二一条)。なお、私有化財産取得にあたり五〇%以上をこの証書で支払ったときは、当該財産はウクライナの国民通貨導入前には売買・譲渡できないとされている。なお、小私有化法によれば、私有化証券によってのみ取得できる財産もありうる(六一条)。

カザフスタンの私有化法(一五―一六条)、および私有化国家プログラム(Ⅳ)でも同種の証券(クーポン)が規定されているが、「カザフスタン共和国における国家所有私有化のクーポン制メカニズム(Купонный механизм)」に関する規程(一九九一・九・一三)によれば、「私有化クーポン(Приватизационные купоны)」は、「共和国の物的富の創造に寄与した労働にたいする住民への補償手段」(一条)であると意味づけられている。これに対応して、それはカザフスタン共和国市民でカザフスタンに常住しかつ労働経歴を有する者に交付され、一人あたりのクーポン額は労働経歴に比例して決められる(三、五一条)。労働歴一年につき四〇〇クーポン(一クーポン＝一ルーブリ)というのが一般的基準である。しかし、未成年の子供のある親、就学中の者、一六才未満の孤児、五人以上の八才未満の子を育児中の婦人には一定額のクーポンがあたえられる。一九九一―九二年度ではクーポンは住宅・農業用財産その他の国有財産の私有化のために用いられることになっており、規程の内容からみると住宅取得が主として想定されているようである(国家プログラムでは、クーポンの額の規定が一人あたり一八㎡の住宅取得相当額とされていた)。クーポンは貯蓄銀行の特別預金と

いう形で与えられるが、これには利息はつかない。相続は可能である。

モルドワ私有化法(一二条)も特殊な「国家有価証券」として「人民財産引換券(Бонь народного достояния)」という記名証券(ポーナの交付を規定している。ここでの特徴は、これがaすべての市民に交付されるものと、b労働経歴に応じて交付されるもの(軍勤務・就学・不当弾圧期間が含まれる)との二種類に分けられている点である(身体障害者・低所得家族等には特典がある)。なお、ポーナは近親者以外には譲渡できず、またポーナにより取得した株式を含む財産は二年間譲渡できない。

(九) 私有化における労働集団の地位

さて、これまでその都度説明を留保してきた労働集団の地位について、ここでまとめてみておきたい。この問題が私有化政策の実現にともなってもつ意味については、すでに述べた。これは、いわゆる「全人民的所有」の私有化を正当化する根拠と関連する問題であるとともに、すべての市民(共和国によっては労働歴あるすべての市民)にたいする私有化証券の付与とは異なり、私有化企業の現在の従業員を私有化過程に動員する方法としての意味をもっている。したがって、旧連邦法、ウクライナ法、モルドワ法など私有化の「基本原則」規定をおいているものはいずれも、その基本原則の一つとして、「脱国有化・私有化の形態選択および手続き決定についての企業労働集団の優先権」(連邦法三条)、「私有化される企業の労働集団員に国有財産取得の特典を与えること」(ウクライナ法二条)、「私有化客体の労働集団の意見の考慮」(モルドワ法二条)といった原則をうたっている。こうした一般原則規定をもたない私有化法でも、問題の位置づけに異なるところはない。

私有化法では、私有化過程における労働集団の位置を二つの面で規定している。第一は、当該企業の私有化の決定過程への労働集団の参加、第二は、国有財産取得における労働集団の特典、第三は、私有化にともなう社会的保護の

面である。

(1) そのうちの決定過程への参加の面、すなわち、労働集団による発議・申請（旧連邦法九条、ロシア法一三条、ウクライナ法一二条、カザフスタン法一二条、ウズベキスタン法八条、グルジア法八条）、個別企業私有化実施機関としての私有化委員会への代表参加および私有化方法決定・私有化プラン作成のさいの労働集団の意見の考慮（旧連邦法一〇条、ロシア法一四條、ウクライナ法一三―一四條、カザフスタン法一三条、ウズベキスタン法九條、グルジア法八條）などについては私有化実施機関・実施手続きのところで述べたとおりである。

(2) 第二の国有財産取得における労働集団の特典についてはやや詳しく述べなければならぬ。なお、ここに労働集団というのは、私有化企業の現従業員だけでなく、当該企業に一定年数以上（例えばロシア連邦の九二年度国家プログラムでは男子一〇年、女子六・五年以上）勤務していた年金生活者、当該企業に復職の権利をもつ者を含むのが普通である。

A 株式会社化のさいの株式取得および入札・競売での特典

旧連邦法は、株式会社化のさいの労働集団の株式取得における優先権（六条）、総額が企業財産の評価価格の三〇％をこえない範囲での特典価格での労働集団への譲渡（経営改善義務を引き受ける場合はさらに一〇％割引）を規定していた（二〇条）。ここには、優先取得権または第一順位取得権と優遇条件（無償、割引価格、分割支払）による取得権との二つが含まれている。前者は、ウクライナ法（二四條―二五條）、カザフスタン法（二五條）、ウズベキスタン法（二〇條）などでも規定されているが、ロシア法などには規定されていない。しかし、実状としては、それは、労働集団にとつては、後者の保障があつてはじめて有意義なものとなるのであり、また後者は第一次的に充足される手続きになるのであるから、現在のところとくに区別して論じる必要はないと思われる。そこでここでは「特典(шпорты)」という概念のもとで両者を一括して扱うことにするが、重点は後者におかれる。

ロシア連邦では、私有化法で労働集団の特典を規定したのち、「私有化プログラム基本規程」で具体化したのが、その後「私有化国家プログラム」で修正が行われており、目下の時点では国家プログラムにしたがって私有化が実施されつつあるのであるが、これを順次みておくことにする。

ロシア私有化法(二二条—二四条)は、①公開株式会社の株式取得における労働集団の特典につき、額面価格の三〇%引き(労働集団に提供される株式総額は私有化プログラムで設定)、三年間の分割払い(第一回に二〇%以上払込)という特典条件を——この条件で取得した株式は三年間譲渡できない——、②入札・競売による国有・自治体有財産の取得のさいは三年の分割払い(第一回払込三〇%以上)という特典条件を規定し、さらに③私有化国家プログラムによって企業財産の一部の無償譲渡などの追加特典が設定されうる、としていた。

一九九二年一月の「九二年度私有化プログラム基本規程」(VI)は、株式会社化のさいの労働集団の特典を次のように規定することになる。①株式会社定款資本の二五%相当の記名優先株(議決権なし)を従業員に無償譲渡する(但し一人当たり最低賃金月額額の二〇カ月分をこえず)、②定款資本の一〇%以内で普通株を額面価格の三〇%割引、一年の分割払い——第一次払込二〇%以上——で譲渡する(但し一人あたり最低賃金月額額の六カ月分をこえず)、③組織された有価証券市場で国家保有・地方ソビエト保有の株式会社の株式を売却する場合は、売却による資金の一〇%は従業員の私有化個人口座(личные лицевые счета)に繰り入れられる、④私有化企業の管理職には、契約条件により、設立株式会社の定款資本の五%以内の株式を額面価格で取得する権利を与える(役員の本株取得権)、⑤国有・自治体有企業は、純利潤から、従業員の私有化個人口座を開設する私有化基金(приватизационный фонд)を設ける(九二年度は純利潤の一〇%以内、従業員一人当たり最低賃金月額の一〇カ月分をこえず)。

なお、競売・入札による売却の場合には、従業員の三分の一以上を結合する社団には売却価格の三〇%割引、一年

の分割払い（第一回払込三〇%以上）という特典を付与することとし、買手とならぬ従業員には企業の売却価格の一〇%が支払われる（一人当たり最低賃金月額額の六カ月分をこえず）という規定が設けられた。

この「基本規程」は、私有化法により、最高会議の承認を要するものであったが、審議の過程で労働集団の地位の一層の強化の要求が高まり、無償譲渡株を議決権ある普通株とする要求、または労働集団が普通株の五一%までを非公開募集で取得できるようにせよ、といった要求が提起された¹⁶⁾。

こうした状況のもとで、六月に最高会議の承認をえた「国家プログラム」（五十四）では、株式会社化を公開株式会社に限ることを前提としながら、労働集団の特典については三つの方法を規定して労働集団の選択にゆだねることとした（そのさい労働集団の中にあらたに九二年一月一日以降人員整理で解雇され失業者として登録されている者を含めている）。

方法Ⅰ ①労働集団員全体に定款資本の二五%相当の記名優先株を無償で譲渡する（総額が一人当たり法定最低賃金月額額の二〇カ月分をこえず）。②定款資本の一〇%までの普通株（総額が一人当たり法定最低賃金月額額の六カ月分をこえず）を額面価格の三〇%割引、三年の分割払い（第一回払込一五%以上）で譲渡する。③管理職には、彼らとの契約条件にもとづき、定款資本の五%までの普通株の取得権を与える（一人当たり法定最低賃金月額額の二〇〇〇カ月分をこえず）。

方法Ⅱ ①労働集団員全体に定款資本の五一%までの普通株の取得権を与える。無償譲渡はない。②企業管理部の提議にもとづき、労働集団の同意をえて、国有財産管理委員会が、当該企業と同一の技術的複合体に属する企業の従業員個々人に、当該企業の従業員間での非公開株式申込に参加する権利を与える。但し①②の取得株式総額は定款資本の五一%を超えてはならない。

方法Ⅲ（従業員数二〇〇人以上、固定資産バランス価値一〇〇—五〇〇〇万ルーブリの企業にのみ適用）①労働集団グル

ープが当該企業の私有化プランの遂行、破産の防止に責任を負い、これにかんする契約（期間は一年以内）が労働集団総会の合意をえている場合には、このグループに、定款資本の二〇％相当の普通株の取得権が与えられ、契約期間中は「フォンド」機関に属する議決権株の二〇％の議決権が委譲される。契約で定められる、このグループ員の自己所有に属する財産による責任限度は、法定最低賃金月額額の二〇〇カ月分を下まわらないものとする。②全従業員（上記グループ員を含む）に定款資本の二〇％相当の普通株（総額が一人当たり法定最低賃金月額額の二〇カ月分をこえず）を三〇％割引、三年分割払い（第一次払込二五％以上）で売却する。

これら三方法のうち、Ⅱ、Ⅲの選択には労働集団総会決定または署名による承認（ $\frac{2}{3}$ 多数決）を要し、それがないときには方法Ⅰが適用される。なお、これら三方法に共通するものとしてつぎのことが規定されている。①株式売却による資金の一〇％（労働集団員に売却されるものを除く）が私有化個人勘定に繰り入れられる。②無償譲渡株（方法Ⅰの場合）の配分および株式売却資金の配分・私有化個人勘定への繰り入れは、労働集団総会の決定によって行われる。③特典の枠内での従業員への株式売却は非公開申込で行われる。④取得されまたは無償で譲渡された株式の売却についてはこれを制限しない。

これをみると、労働集団が株式会社化された企業で支配的発言権をもちうることになるのはⅡ、Ⅲの場合であるが、いずれも株式取得が有償であるかぎり、小企業の場合とはともかく、中大企業では実現の可能性はうすい。現実の選択は圧倒的に方法Ⅰに傾斜するであろう。したがって、「国家プログラム」策定者側は労働集団に供与する特典の拡大を強調しているけれども、結局は、従業員持株制による労働集団の私有化参加誘導政策の強化とみてよいであろう。

競売・入札による国有財産取得については、従業員の三分の一以上が社団（株式会社）を形成する場合にこれに参加できるのであるが、この場合は売買価格の三〇％割引、三年間の分割払い（第一次払込二五％以上）の特典が与えられ

る。この集団に属さない従業員は、競売のさいには売買価格の三〇%まで（一人当たり法定最低賃金月額の一〇カ月分をこえず）、入札のさいには売買価格の二〇%まで（一人当たり法定最低賃金月額一五カ月分をこえず）を受取るものとされる（「国家プログラム」五一五、五一六）。

上述との比較で他の私有化法についてみておこう。

まず、さきに触れたように、ウクライナ法、カザフスタン法、ウズベキスタン法では、国有企業私有化のさいの労働集団の優先取得権が規定されている。ウクライナ法の場合は、株式会社化のさいの株式取得については私有化証券額の枠内で私有化証券により、または半額私有化証券・半額自己資金によりということであるが、割引・分割払いの規定はない。カザフスタン法（二五條）では、一般に労働集団は私有化委員会の提案する条件での第一順位企業買取権と取得財産の価値の三〇%—五〇%（後者は予算制企業など）割引の特典が与えられ、株式会社への改組のさいには株式総数の二〇%までにつき第一順位取得権、額面価格の三〇%割引という特典が与えられる。なお、カザフスタンの一九九二年五月大統領令によると、労働集団に株式の二五%を私有化証券（クーポンで（二五%は普通株、一〇%は優先株）譲渡、のこりの七五%の株式のうち五%は従業員、一〇%は市民と企業、一〇%は外国株主に売却し、五〇%は国家（国有財産管理国家委員会）が保有するというプログラム⁽¹⁸⁾のようである。

ロシア連邦の「国家プログラム」では、特典条件で取得した株式も無制限に譲渡できることになったが（私有化法の時点では三年間譲渡禁止）、ウクライナ、カザフスタンの私有化法ではこれについて一定期間（カザフスタンでは二年、ウクライナでは自国通貨施行まで）譲渡が禁止されている。グルジア法もこの点同様である（二年間）。

入札・競売のさいの労働集団（買主として組織されたグループ）の特典・優先条件については、ウクライナ法（二五條）は優先買取権、三年以内の分割払い（第一次払込三〇%以上）、グルジア法（二八條）は優先買取権、二年以内の分割払

い（第一次払込五〇%以上）を規定している。カザフスタン法は優先買取権と三〇%—五〇%割引価格という規定となるものと思われる（二五条）。

B 取得財源上の特典

上記の諸特典に加えて、労働集団には国有企業取得の財源について、また経営が持続する場合には付随的物件の取得ないし利用についての、次のような特典が供与される。

旧連邦法（一八一—二〇条）では、労働集団が企業財産を取得する場合、企業利潤のうち労働集団所有に属する部分を財源としうるとともに、その磨損が七〇%をこえる財産の労働集団への無償譲渡、企業を取得した労働集団への生産・社会インフラストラクチャーの個々の客体の無償譲渡または無償使用供与を規定していた。こうした規定は各共和国私有化法ないし私有化プログラム（付属諸規定を含む）にも見られる。

ロシア連邦私有化法二一条にもとづく「一九九二年度私有化にさいしての国有・自治体有企業の経済刺激ファンドおよび利潤の利用手続に関する臨時規定（Временное положение о порядке использования в 1992 г. при приватизации средств фондов экономического стимулирования и прибыли государственных и муниципальных предприятий—一九九二・二九）は、労働集団総会決定にもとづき、企業の経済刺激ファンド残余額の五〇%以内（および九二年度純益の一〇%以内—前述）を従業員個人勘定開設の私有化基金に繰り入れることができる⁽¹⁹⁾とし、私有化法二四条は、入札・競売のさい社団に結合した従業員にその数に比例して経済刺激ファンド中の残余額を利用する権利を⁽¹⁹⁾与えており、また、二五条は、株式会社のさい、従業員は、私有化計画にしたがって企業の定款資本中の持分として従業員株式取得ファンド（Фонд акционирования работников предприятий）が形成されている場合（定款資本の一〇%以内）には、それによって株式を取得する権利をもつと規定している。

私有化にさいしての労働集団による企業経済刺激ファンド残余額利用は、カザフスタン法(二五条)、グルジア法(七条)にも見られる。旧連邦法が予定していた企業の生産・社会インフラストラクチャーの無償譲渡は、カザフスタン法にしかみられない(二五条、九一・六・二七私有化プログラム)。

問題は、これら諸特典がどのように実現されるか、それが私有化の内実、労働集団の所有関係への参入にとってどのような現実的意味をもつかにある。「人民的私有化」という政策当局の説得用語がどこまで「虚偽的」なものとなるかの問題でもある。しかし、これは私有化過程の諸帰結の分析をまたなければならぬ。

(3) 私有化過程における労働集団の地位という問題には、国有企業の労働集団の新所有者との労働関係および整理解雇、就業斡旋といった問題が含まれる。多くの私有化法ではこれが「社会的保証 *социальные гарантии*」という概念で処理されている。旧連邦法は(二二条)、「社会問題」という表現で上述の諸特典と一緒に規定しているが、そこでは、後者の部分をのぞくと、脱国有化・私有化と関連して整理解雇される労働集団メンバーは、企業財産中の持分を取得する権利をもつこと、また、改組時点で法律により従業員に保障されている権利はすべて保障されること、整理対象者の就業その他の社会的保証は就業法によることが規定されていた。被整理従業員の就業斡旋を就業法にゆだねているのは私有化法に共通している(ウクライナ法では就業法と企業法——二六条)。

従業員の労働法上の権利保障については、ロシア私有化法(二六条)は、買主により取得された企業・会社は、私有化以前の労働協約上の義務を引き継ぐとともに、半年以内に労働集団と新規の協約を締結する義務を負うとしている。これは他の共和国私有化法でも同様である(ただしグルジア法では新規労働協約締結は三カ月以内——一九条)。カザフスタン法(二九条)は、私有化のさいの解雇につき、「労働法の規定する根拠」によってのみ認められるとの規定をとおくしているが、新所有者との労働関係がさしあたり現行労働法制にしたがって律せらるべきことは他の私有化法で

も同様である。

- (1) См. В. Черковец, Что производить?: размышление по вопросу разгосударствления и приватизации собственности, ЭЖ, 1991, No. 10.
- (2) 前章注(21)参照。このロシア・コムニスト草案のもととなっていると思われるのは、クラシビリ、チェルコウエツらが「経済と生活」誌に発表した提案「集团的占有—私有化にたいする対案(Коллективное владение—альтернатива приватизации)」である。ЭЖ, 1991, No. 21.
- (3) См. Г. Попов, Что делать?, М., 1990, стр. 7-11.
- (4) See, Dieter Bös, Privatization, Clarendon Press, Oxford, 1990, P. 25.
- (5) 一九九一年六月一日にゴルバチョフの主催でおこなわれた脱国有化・私有化問題協議会での第一副首相シチェルバーコフ報告および各参加者の発言は、私有化の方法をめぐる論議の中での論点を概観するのに便利である。См. Разгосударствление и приватизация, ЭЖ, 1991, No. 26, 27.
- (6) ここでは、労働集団評議会の横断組織や全人民所有擁護委員会の動きを念頭においている。ただそうした動きにかんする情報は少ない。См. ЧК по борьбе с приватизацией, Известия, 1991.7.1.
- (7) 国有財産管理国家委員会議長チェバイスとロシア労働組合・労働集団同盟代表との懇談にかんする報道(Известия, 1992.2.8.), また А. Чубайс, Даровая собственность не сделает человека хозяином, Известия, 1992.2.26. を参照。チェバイスの論説では、労働集団に支配株を無償譲渡することに反対する理由をいくつかあげているが、労働集団の構成員には所有・管理責任を負うことを好まない者が四〇%位おり、したがって集団に企業家的地位を押しつけるのは正しくない、という判断を示しているのが注目される。労働集団所有の企業では利益の「賃金化」が生じるといふ反対理由と並んで、彼ら自身があまりそれを望んでいない、というのが有力な理由とされているのである。А. Браверман, Зачем трудовому коллективу быть собственником, НГ, 1992.7.3. も同様の見解をのべている。判断の可否は別として、実態の一面をとらえていることは確かであろう。
- (8) 一九九一年六月に有力な法律学者と実務家代表が行ったフォーラムでアレндаを経過段階とすべきだといふ見解がクローズアツプされている。См. К приватизации—через аренду, ЭЖ, 1991, No. 26.

- (9) これらの問題のほか、私有化のテンポ、順序（中小企業を先にすべきか大企業も平行して進めるべきか、不良企業を先にすべきか優良企業を先にすべきか）の問題なども当然論点となった。
- (10) 例えば一九九〇年一月二五日のモスクワ市ソビエト幹部会決定「地方工業・商業・サービス領域企業の私有化・脱国有化の原則について」、一九九一年一月二六日のモスクワ市ソビエト執行委員会決定「モスクワ市ソビエトの市有財産およびオクチャブリスキー地区領域の商業・社会給食・生活サーヴィス企業の脱国有化の実施について」では脱国有化（разгосударствление）という概念が用いられている。
- (11) 企業の物的・非物的資産の取得については、清算企業だけでなく操業中の企業のそれも含まれることになった点、国家が所有する株式会社等の資本中の持分の規定のところに合弁企業、商業銀行が加えられた点が主たる改正である。
- (12) モスクワ市における一九九一年九月二六日市ソビエト決定による私有化手続規程（Положение о порядке приватизации государственных и муниципальных предприятий и имущества, находящихся в собственности г. Москвы）によれば、私有化実施機関は、ロシア最高会議に従属するフォンド機構のモスクワ市機関、モスクワ市政府の構成部分である市財産管理委員会、この財産管理委員会の構成部分としての部門別常設私有化委員会（Комиссия по приватизации）、そして個別私有化企業毎の私有化委員会という構成となり、ロシア連邦全体のそれにくらべて一段階複雑になっている。しかも、一九九二年一月一二日の大統領令「モスクワ市の市有企業・組織の私有化促進規程」によって、市財産管理委員会にフォンド機関の権利が移され、フォンド機関は処分権を失って監督機能に限定されることになった。しかし、これがロシア私有化法に反することは明らかで、大統領令の違憲性が憲法裁判で問題とされることになり、手続き的混乱を生ぜしめた。
- (13) См. Казахстан начинает приватизацию, Известия, 1992.5.5.
- (14) См. Приватизация: опыт, проблемы, Советская Белоруссия, 1992.3.17.
- (15) この問題については、さしあたり次を参照。
См. Ваучеры: Когда? Кому? Сколько? И играет ли от них экономика, ЭЖ, 1992, No. 38; Лариса Пяшкова, Ваучер не прибавит свободу, Правда, 1992.9.5.; В. Селонин, Третья попытка, Известия, 1992.9.22.
- (16) 注（7）の文献およびつぎを参照。В. Тарасов, Споры о приватизации: компромисс невозможен?, Советская россия, 1992.6.5.
- (17) М. Панова, Н. Приходько, Приватизация: второе дыхание, ЭЖ, 1992, No. 24. が紹介している А. Чубайс の説明を参照。

(18) 注(13)の記事を参照。

(19) 「経済刺激ファンド(фонды экономического стимулирования)」とは、こゝにおおまかにいえば、国有企業の利潤から国庫・上級管理機関への各種支払および借入金利息支払をのぞいた部分で、これについて企業が処分権をみとめられるもの。八七年国有企業法以前からある制度であるが、八七年国有企業法では「経済計算制所得(хозрасчетный доход)」概念に包摂されており、その構造も以前のそれとは異なっている。「経済刺激ファンド」の利用については、労働集団評議会が決定権を持っている。第一章注(3)の文献および藤田『概説ソビエト法』一三五頁以下参照。

むすびにかえて

私有化政策は、ソ連共産党が支配政党として権力中枢を掌握している時期に形成され、ソ連邦崩壊・共産党解体後に政治の実権を掌握したロシア連邦等の政権によって推進されることになったのであるが、私有化という過程はもとより先例のない複雑な過程である。革命期の全般的国有化も複雑かつ激烈な過程であったが、管理・行政システムの形成をもって一応形の整う国有化とくらべて、できあがった国有経済システムをいわば自然成長的経済システムに転換させる私有化の「実施」過程は、ことがらの性格上はるかに長期的な過程であり、その端緒にある現時点では、その公的政策決定のありようをみとどけうるにとどまる。しかもその公的政策も当面なお多分に不安定である。

なによりもまず、私有化の法制的前提が流動的である。筆者が所有制改革について中間的整理が必要だと考えたのは、私有化路線が確定し、私有化法の成立をみた九一年夏の段階であるが、その後八月政変と一二月異変により数カ月の混乱期が生じた。連邦崩壊後、すでにみたように、ロシア連邦では一九九一年末、九二年はじめに大統領令によって一九九二年度私有化プログラムが策定され、私有化実施細則にあたる諸法令が制定されたるにいたるのであるが、私有化プログラムは、私有化法上の確定要件である議会(最高会議)の承認をうるまでに半年を要し、六月にいたって

ようやく議会決定により法的確定をみた。しかもそのさい私有化法の改正が行われている。地域レベルでいえば、モスクワ市の私有化促進にかんする大統領令が「フォンド」系機関と「財産管理委員会」系機関との権限摩擦を生ぜしめた例にもみられるように、⁽¹⁾さまざまの実施上の法制的混乱がある。個別企業レビュールでは、ある企業の私有化委員会の労働集団代表は、同企業の九二年一月に開始された私有化手続きが、手続き細則の度重なる変更のために、申請時点からでも五カ月を経てなお何の効果もあげていないことを詳細に報告している。また、官僚的恣意性による私有化の結果の法的不安定性も指摘されている。⁽²⁾これらについては、より一般的には、私有化の「過剰組織化」、⁽³⁾「過度の集中化」、⁽⁴⁾「官僚的」私有化手続き、市場経済の「計画的建設」というパラドックスが指摘されている。

私有化は市場経済への移行の条件とされているのであるが、実は私的企業の正常な活動は市場の存在を条件とする。商品・資本・労働市場とその運行を担保する法技術体系の整備なしには私的企業は存続出来ない。ここに本来的なパラドックスがある。例えば、私有化の一つのポイントである私有化企業の資産評価については、当初から論議的となっていたように、「市場以前に、市場なしで」資産の正当な評価ができないという問題が指摘されている。⁽⁴⁾加うるに、昂進するインフレ状況のもとでは不断の再評価が必要とされてくるであろう。そこにはさまざまの不公平の生じる可能性も大きい。それに、そもそも「私有化需要」、つまり有償取得の場合は支払能力、無償取得の場合でも所有者リスク負担意思、が国民のあいだにどれだけあるかが問題であることはさきに触れたところであるが、市場経済の成立条件といわれる「企業家精神」の成熟が当面期待できないことはいうまでもない。したがって、国有財産横領に近い「野蛮な」私有化が予想されても不思議ではなく、他方政府の強烈な「本源的蓄積」政策をのぞむ声もある。とすれば、私有化企業の労働集団の各個的抵抗もおおいに予想されることである。ごく最近のアンケート調査⁽⁵⁾でみることがきりでは、市場移行と私有化が一般的に避けがたい方向であるとの意識はかなりの程度浸透しているものの、現在

の私有化政策が国民の理解と支持をえているとみることが難しい。私有化方法の個々の論点については意見が割れており、重要な争点について知らない者も多い。

そうした諸困難の中で、路線変更の提案、つまり、まずは現国有企業管理メカニズムの「ポテンシャルティ」を活用すべきだとする意見、基幹国有企業を政府が支配株をもつ特殊会社とせよという提案、あるいはとりあえず国有企業ベースで「貸貸企業体系」を全国的に構築すべきだとする見解など、総じて急進的私有化にブレーキをかける提案がでて⁽⁶⁾いる。政治的には産軍複合体をバックとする勢力の盛り返しもみられる。

それにもかかわらず、ロシア政府当局は「大私有化(Большая приватизация)」の政策にのりだす。六月確定の九二年度私有化プログラムによる私有化率予定は前述のとおりであるが、七月一日には「国有企業、国有企業の任意連合の株式会社への改組に関する組織的措置」についての大統領令およびそれにもとづく「公開株式会社への同時的改組をとまなう国有企業の商事化に関する規程」(Положение о коммерциализации государственных предприятий с одновременным преобразованием в акционерные общества открытого типа) が公布され、それについて政府の「経済改革深化プログラム(Программа углубления экономических реформ)」が公表された。「私的所有にもとづく企業家活動と競争が市場経済の基本的推進力である」とする「経済改革深化プログラム」は、改革第二段階で生産における国家セクターの比重を四〇%以下に、蓄積ファンドにおける私的セクターの比重を七〇%以上にすることを目指して、各種の私的企業活動助成手段(融資・租税等での優遇政策)をうたうとともに、私有化を促進(三十四年間のインテンシヴな私有化)するため、申請による私有化(инициативная приватизация)と義務的私有化(приватизация в обязательном порядке)との結合という点を重視している。この「義務的私有化」について上記「規程」は、平均従業員数一〇〇〇人以上、または固定ファンドのバランス価値五〇〇〇万ルーブリ(九二・一・一現在)以上のすべての国有企業―上記大統領令では九二年度私有化

国家プログラムで別方法が規定されているものを除く—については公開株式会社への改組を「義務的」なものとし（平均従業員二〇〇人以上で固定フォンドのバランス価値一〇〇〇—五〇〇〇万ルーブリの国有企業については、労働集団および国有財産管理国家委員会の決定によって公開株式会社に改組できるものとする）、これらの企業に直ちに（七日以内）私有化作業委員会（РАБОЧАЯ КОМИССИЯ）を設けて一〇月一日までに私有化プランを作成・提示することを義務づけている（提示なき場合は国有財産管理国家委員会の組織する私有化委員会がこれにあたる）。なお、「深化プログラム」では、なお残存する国有企業は、軍需産業・交通・通信部門など直接国家管理のもとにおかれるものをのぞき、全株式または支配株（持分）を国家が保有する株式会社（その他の会社）とすることを予定している。同プログラムは、当然のことながら、土地・不動産の私有化（したがってまたコルホーズの改組）および資本市場・不動産市場の創出についても政策提示をしている。

ロシア国有財産フォンドが公表した統計資料によれば、九二年度前半に私有化が完了した国有企業（生産単位を含む）は三七〇一、そのうち三〇五七企業が自治体所有に属するもので、中小企業とみられる。株式会社化形態は全体の三・一一％にとどまる。しかし、六月だけで二〇七六企業が私有化されており、申請中のものを含めると、この月に私有化過程にあった企業は三一〇五企業という数になる。ということは、九二年後半に「大私有化」をふくむ全面的私有化の実施が本格的に始まったことを意味するであろう。前述の八月の新私有化証券法は、それまでの私有化法制と異なって譲渡自由原則をうちだし、特定層へのその集中化の可能性を見込んだ全国民への私有化小切手の配布を日程に上らせたが、それは、国民一人一人にとっては「婦人靴一足」にすぎないものであれ、一億五千万人分総量としては全面的株式会社化を促進するものと期待されている。こうした状況を反映して、私有化をめぐる論議があらためて白熱化している。ただ、ここでは論議は、当面の全面的私有化強行政策の支持論と反対論との論戦という形をとり、こ

の間にあってポピュリスト的な「ノメンクラトゥーラの私有化」批判論がうちあげられるといった状況で進行している。いずれにしても、私有化政策はここにルビコン渡河の正念場を迎えたことになる。

むしろ「大私有化」政策には複雑な要因も絡んでいる。八月一五日には「私有化の条件のもとでのロシア連邦の電力エネルギー産業複合体の管理組織に関する」大統領令がでていているが、これは、株式会社化される膨大な電力産業諸企業の支配株を「国有ロシア電力・電化株式会社 (Государственное Российское акционерное общество энергетики и электрификации)」に集中してこれら諸企業を統合しようとするもので、濃密な大規模生産連関網を構成している基幹産業諸部門で政府系持株会社による資本・生産統合方式が踏襲される可能性もある。これは、反独占自由市場形成を標榜する私有化法とは矛盾する。また、経済状況が極度に悪化する中で、「国家的需要のための生産物・商品の納入に関する法律」(Закон РФ о поставках продукции и товаров для государственных нужд)——一九九二・五・二八)によって、政府の設定する「目的プログラム」に従い、締約強制をとまなう「国家契約」で政府が企業(所有形態を問わず)の生産物を調達するシステムが導入されているが、これが自由な市場競争というスローガンに反することはいうまでもない。したがって、本格化する全面的私有化過程がジクザグにみちた過程となることは疑いない。これについてはいずれ別個に分析を試みる予定である。

以上はロシア連邦の状況であり、他の旧ソ連諸国の私有化路線実現過程については目下のところ状況把握は困難である。これを含めて私有化路線実現段階の分析を本稿の継続課題としたい。(一九九二年九月脱稿)

(1) 第三章注(12)を参照。なおこの問題を論じたものとして次を参照。

И. Ролин, Приватизация в Москве будет ускоренной, но ненадежной, НГ, 1992.2.26.; Ю. Андреев, Двойной стандарт, НГ, 1992.3.17.

(2) См. Еще не ваучер, Известия, 1992.9.9.

(3) См. Вытекающая приватизация, почему?, Аргументы и факты, 1992, No. 3.; Об экономических преобразованиях в России (Аналитическая записка Международного фонда экономических и социальных реформ), НГ, 1992.2.29.

(4) См. Олег Печенинцев, "Приватизация" против частной собственности, Свободная мысль, 1992, No. 3, стр. 12 и сл.

(5) "Российская газета" (1992.8.27) に発表されたモスクワ市民対象のアンケート調査では、別掲のように「あなたの意見では、国有企業を私有化することは必要か」という問いにイエスと答えたのは二七%であり、私有化は必要だがすべてを私有化する必要はないという答えが最多数である。ただ、表では省略してあるが、「私有化が経済安定化の決定的要因の一つとなると思っか」という問いにたいしては四八%が肯定的に答え、二二%がどちらかといえばイエスと答えている。私有化方法にかんする設問④⑤では政府の政策意図に沿った対応が比較的には多いが、それは②③の回答状況と整合的でない。⑤の設問は、ホットな争点にかかわるものであるが、それを知らないものが過半数を占める点が注目される。情報伝達、したがってまた社会的公正の保障問題として重要である。

① 国有企業の私有化は必要か

必要と思う 二七%

必要でないと思う 一〇%

時期尚早と思う 一二%

疑問である 七%

必要だがすべてではない 四四%

② 誰に国有企業を引き渡すべきか

労働集団にのみ 四二%

買いうる者、そして

うまく生産を管理できる者 五三%

答えにくい 五%

③ どんな条件で国有財産を集団の所有に引き渡すべきか

無償 二一%

特典条件で 二二%

従業員各人の持分を決め

その分無償、残りを有償 四八%

答えにくい 八%

④ 労働集団には議決権なき優先株 (привилегированные акции)

を与えるのが望ましいという意見をどう思うか

肯定的 四二%

否定的 二九%

それは不公平だ 三%

政府はこの点では人民を欺こう

としている 五%

答えにくい 二一%

⑤ あなたの企業が私有化されるとして、株式会社化の三方法のうちどれがよいか

第一 二八%

第二 七%

第三 一%

それを知らない 五一%

どれも自分の意見に合わない 六%

答えにくい 七%

⑥ 優遇株 (льготные акции) の保有者となったらそれをどうするか

配当をうるために保持する 六四%

価格が最高になったときに売る 九%

すぐ売って現金に 一%

近親者に贈与・遺贈のため保持 二〇%

答えにくい 六%

(6) См. В. Исправников, Необходим эффективный госсектор, НГ, 1992.3.6. また注(4)の論文を参照。「賃貸企業体系」論は後者のもの。